

住者が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、第一号から第四号までに規定する配当及び利子の金額並びに第五号に掲げる所得に係る総収入金額にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一 条約第六条第一項に規定する配当（法人税法の施行地にその源泉があるものに限るものとし、第三号の配当に該当するもの及びその者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除くものとする。以下次号において同じ。）に係る所得 百分の二十五

二 条約第六条第二項に規定する配当に係る所得 百分の二十

三 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十五

四 第三条に規定する利子に係る所得 百分の十五

五 前条に規定する使用料に係る所得又は同条に規定する所得 百分の十五

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又

は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。
(タイの租税の徴収)
第六条 政府は、条約第二条第一項(d)に規定するタイの租税につき、タイ政府から条約第十五条第二項の規定による徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。
(実施規定)

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則
1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
2 第二条から第四条までの規定中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当、第三条に規定する利子又は第四条に規定する使用料若しくは所得について、第二条から第四条までの規定中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当、利子又は使用料若しくは所得でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第五条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後

に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

理由

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約を実施するため、タイの居住者が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○日井委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。原田大蔵政務次官。

○原田政府委員 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、今回、タイとの間に所得に対する租税、すなわち所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願っているものでありますが、この条約に規定されている事項のうちには、さらに法律の規定を要するものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

有権の使用料等に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減を行なうことを規定するものであります。

すなわち、わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国人の取得する配当、利子、使用料等の所得については、その収入金額に対し二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合には、その支店等の他の所得と総合合算の上、課税することとなっております。これに対して、今回の条約におきましては、タイの居住者または法人が取得する配当に

対する税率は、子会社たる法人からの配当、産業的事業に従事する法人からの配当または子会社たる産業的事業に従事する法人からの配当の区分に応じ、それぞれ二五%、二〇%または一五%を、これらの者が取得する使用料等に対する税率は一五%をこえてはならないこととされております。また、タイの金融機関がわが国の産業的事業に従事する者から支払いを受ける利子に対する税率は一〇%をこえてはならないこととされております。この法律案は、この条約の規定に従い、産業的事業に従事する法人からタイの親会社社に支払われる配当及びタイの居住者または法人に支払われるわが国に源泉のある使用料等に対する源泉徴収所得税の税率を一五%と定め、また、わが国の産業的事業に従事する者からタイの金融機関に支払われる利子に対する源泉徴収所得税の税率を一〇%と定めることとしております。さらに、タイの居住者または法人が取得する配当、利子、

使用料等の所得でこれらの者の恒久的施設に帰せられないものに対する申告納税にかかる所得税または法人税の税負担についても、条約の規定するところに従い、配当にあつては、その区分に応じ、二五%、二〇%または一五%を、利子にあつては一〇%を、使用料等にあつては一五%をそれぞれこえないよう、その税額を軽減することとし、その他条約を実施するため所要の規定を設けているのであります。

○日井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○日井委員長 金融及び印刷事業に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 新千円札が出るという事になっておりますが、いつごろ一般に出回るのか、まずその点から伺っておきます。

○細益政府委員 先般一応新千円札の発行を決定いたしましたので、現在大体三月中旬くらいから印刷にかかる予定でございます。順調に参りますと、本年の十一月ごろには市中に出ると申します。か、いわゆる発行が行なえる、かように予想いたしております。

○佐藤(観)委員 千円札以外は、最近また百円の偽造とかいろいろな貨幣の偽造も出ているのですが、千円札だけや、ほかのものをどうしてやらないのか、これも伺っておきたいと思

ます。

○**稲益政府委員** 現在流通いたしております千円札は、昭和二十五年に発行いたしましたものであります。大体もう十数年経過いたしておりますわけであり、十年をこえる期間というものは、紙幣の流通期間としては非常に長い方なんでしょう、かねて検討をいたしておった次第でございますが、たまたま一昨年でありましたか、千円札の偽造券が出まして、その事情も勘案いたしまして発行を若干早く踏み切ったというふうな事情があるわけであり、ほかの券であります、今御指摘の百円、これは先般私ども新聞で拝見いたしました、百円硬貨、硬貨の面は、これは偽造と申ししても非常に偽造する側からいいますとコストの割りに引き合うわけでもありません、また非常に困難性が多いということ、さして私どもは実は心配いたしておらないのであります、ほかの日本銀行券、これもあまり長くなりません、とかくそういった世界的に共通な現象であり、どうして偽造その他のことが起こりやすいといった点もございまして、おおむねそういった期間にはやはり新紙幣の発行というのを検討していくべきではなからうか、かように考えております、現在のところでは、千円札だけを一応対象にいたしておるわけであり、

○**佐藤(観)委員** 今偽造の話が出ましたが、外国では日本のようにこういう偽造の例がたくさんあるのかどうか、これも伺っておきたいと思ひます。

○**稲益政府委員** 実は必ずしも各国のことを詳細には承知いたしておらない

のであります、各国ともある程度あるようであります、アメリカあたりでもそういった偽造紙幣というものが、かなり悩まされておるといふような事情があります、イギリスの例があるのでもございます、年間でやはり四百件くらい偽造のあれが出ておるといふようなことでもございます。

○**佐藤(観)委員** 千円札の二本を見せたら、またいつか質問しようと思つておりました、現在千円札と一万円札との流通の状況は、どういふ比較になっておりますか、大体のことではいいですか、最近の情勢を知らしてほしいと思ひます。

○**鈴木説明員** お答え申し上げます。二月末現在でございますが、銀行券の総流通高が一兆四千六百九十一億のうち、千円券が五千七百三十七億、一万円札は六千二百七十二億でございます。

○**佐藤(観)委員** 千円札の偽造はまだ犯人がつかまらないことになっておりますが、しかし一万円札偽造が必ず行なわれないと断言できないわけですが、そういう点について理財局はどういうような考え方をしておられるのか、千円札だけで一万円札に偽造がないかどうかということも伺っておきたいと思ひます。

○**稲益政府委員** 現在までのところ、まだ一万円についての偽造はございせんが、先ほど申し上げましたように、現在流通いたしております千円券が何分古いものでありまして、印刷技術的に見ましても幼稚と申しますか、まあ非常に古い型であります。一万円はこれに比べますとある程度進歩した

と申しますか、そういった印刷技術でつくられておるわけであり、やはり当面のところは、私どもは千円札の新しい千円札への切りかえに目下のところ全力を注いでいきたい。御指摘のように一万円についてもそれでは絶対出ないかといふと、これもまあ必ずしも私も絶対に出ないといふほどの確信はないわけなんです、逐次そういった情勢にもらみ合わせまして、時期を見てまたやってみようというふうな考えであります。

○**佐藤(観)委員** 理財局には、たとえ偽造なんかのことについて、調査機関が何か、そういうものがあるのか、ただ警察にまかして偽造犯人がつかまらないというふうな態度をとっておられるのであります、それも伺っておきたいと思ひます。

○**稲益政府委員** 理財局の方には別にそういったあれはございせんが、印刷局の方では技術的な面でのいろいろ、なそういう偽造関係の何と申しますか、印刷技術面から見ましての調査研究、そういったことをやる印刷局の研究所がござい、

○**佐藤(観)委員** そこで紙幣に関連して、先日私、日銀の総裁にデノミの質問をしたのですが、デノミでかりに百円が一円になりますと、百分の一単位になりますと、補助貨幣というものが必要になるのですが、今一銭とか十銭とかそういう単位のものについては大蔵省はどういうようにお考えになっておられるのか、その点も伺っておきたいと思ひます。

○**稲益政府委員** 御質問の御趣旨がよく理解できなかったのでもございますが、円とか銭とかいう単位について、

デノミとの関連でどう考えるか……。

○**佐藤(観)委員** デノミになった場合の補助貨幣をどうするかという問題です。

○**稲益政府委員** もしデノミをかりにやるということになりますと、新たにそういった硬貨、これは銀行券も同じことではあります、すべてを新たに、つくらねばいけません。これはフランスの例で見ましても、銀行券の方は割に早く印刷ができましたけれども、硬貨の方は、これは製造がなかなか大へんであります。現在私どもの聞いておりますところは、フランスあたりでは硬貨は切りかえがなかなか困難だ、製造の方がそれだけ時間もかかるわけであり、そういうことであります。

これは日本でもかりにやるといたしますと、硬貨の面が、つまり百分の一単位で切り下げたとした場合に、お説のように銭という硬貨が必要になって参ります。これをつくるということになりますと、相当期間を予定しなければならぬ、かように考えております。

○**佐藤(観)委員** そういう場合紙幣なんかはどれくらいの期間で完成するものか、フランスの例なんかどうなっておりますか。それは今いろいろデノミの議論が出まして、山村に至るまでデノミが行なわれるのではないかと、不安があるわけではございませんが、それが完成するにはどれくらいかかるだろうかと、いろいろの推測が行なわれるわけではあります、そういう点でフランスの例などは、デノミをやった場合どのくらいの準備期間を必要とされたのか、日本でやるということは言っておりませんが、

いうことについての調査があつたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○**鈴木説明員** フランスが決定しましたのは、五十八年の十二月でござい、それから五十九年に、前から流通しております古い銀行券、それに赤で上から新単位の表示をいたしまして、それが五十九年の中ごろまでに準備されておまして、デノミをやりましたのは、六十年の一月一日でござい、六十年の一月一日には、デザインも全然前と同じものに、ただ五千フランの場合には五十新フランと数字だけ書いてあつて、それが六十年の一月に出ております。その後旧フランと新フランが並行して流通しておりました、全然新しい札が出始めましたのは、ことしになってからでござい、五十八年からことしまで、その程度かかつておつたわけでございます。

○**佐藤(観)委員** 三年ばかり前にフランスに行きまして、旧円と新円の経験をしたわけでございます。これは複雑なことでありまして、これを日本で行なうということになれば、大へんなことになると思ひます、大へんなことになるとして、ただ今問題になっておるのは、偽造紙幣がはんらんをして、貨幣に対する不安が起きていると思ひますが、こういうものに対して国民が不安を持たないようにする方法を大蔵省で考えておられるのか、その一点を伺っておきたいと思ひます。

○**原田政府委員** デノミ問題については、政府は、総理、大蔵大臣から予算委員会でも申し上げておりますように、現在のところ行なう意思を持っており

ません。三十五年でございましたが、デノミ問題が起きたときに、閣議了解事項として、佐藤大蔵大臣のときだったと記憶しておりますが、デノミを行なわないという申し合わせをいたしております。従いまして、デノミ問題は、あまり議論をすることの方がかえって混乱を招く原因になるのではないかとこのように考える次第であります。

なお、現在の偽造紙幣について国民が非常に不安がっている、これについてどういう処置をとっておるかという御質問でございますが、国民の間には偽造紙幣が出たからといって混乱を招くような状態はないと考えております。早くこの偽造紙幣の犯人をつかまえる、それには国民的な協力をしようという気運もあり、治安当局におきましても何とか早く犯人を検挙したいと鋭意努力し、御案内のように前回この委員会でも議論されたところでございますが、政府当局といたしまして、大蔵省といたしましては、ただいま申し上げましたように、新千円札をできるだけ早く出す、新しい千円札——これは新千円札ではございません、今刷っておりますところの千円札でございますが、これを昨年以來できるだけ出しまして、偽造紙幣と新しい紙幣と比べますと、新紙幣の方がはつきりしますので、そういう措置をとってきておるわけでございます。その他事務的にやっております点につきましては、事務当局から一つ御説明申し上げたいと思っております。

○佐藤委員 先ほど稲益理財局長から新千円札の問題についての説明がございましたが、千円札、それから百

円札、百円硬貨、それから一円は原価が一円二十銭かかるものでありますが、通貨に對して新通貨を——こういう千円札を新千円札に移りかえる時期に何か新しい考えを持ってやっておられるのか。ただ千円札が古いから新千円札にかえたというだけですか、この点を事務当局と大蔵次官に伺いたい。

○原田政府委員 先ほど局長から答弁を申し上げましたが、新千円札の発行ということは、大体今の千円札が非常に長い間使われておる。これはこの前の委員会でも申し上げましたが、非常に長い期間やっておるということがございまして、やはりそういうときには新しい紙幣を発行するというものを各々ともやっておる。それからもう一つは、技術的に見まして、今までの日本の機械が非常に古い機械であるために、新しい機械を入れようという計画を立てまして、これはおとしの予算でございまして、御承認をいただきまして機械を入れまして、この機械は非常に優秀な機械でございまして、それによりまして新しい紙幣を発行しよう、こういうことが主眼で、新紙幣を印刷してきたわけでございます。偽造の問題が出ましたが、紙幣に対する偽造ということは、各国とも非常に悩まされておるところでございまして、そのためにはどうしても新しい技術で偽造のしにくい紙幣を発行し、国民に信頼感を持っていただくということが必要でございまして、そのために新しい紙幣を発行しよう、こういうことを考えて現在に至っておりますわけでござい

ます。○稲益政府委員 ただいま政務次官からお答えになりました通りであります。が、なお補足して申し上げますと、各国の例を調べますと、そういった偽造の關係等を中心にして、十年未満で大体銀行券を新しいものにかえていくというのが通例のようでありまして、私もとしまして、昭和二十五年から今の千円札が出ておるわけですが、印刷局当局におきまして技術的な検討を始めたのは昭和三十三年からでありまして、機械をとりあえず一台試験的に入れまして、新しい機械でそういう研究を始めました。だんだんこれを本格的にいたしました。また、ただいま政務次官言われましたが、昭和三十六年度の予算で認められて、偽造は世界各國共通の問題でありまして、偽造はどうしても起りやすいので、ある期間たちますと、やはり新しい紙幣にかえて参るといふようなことは当然考えていかなければならぬ問題であります。日本の場合、千円札は十年を過ぎておりますから、そういう意味で申しますと、若干おそい程度である。たまたま、世間を騒がせるような偽造問題が起ってございすので、私もとしましては、極力これを早めまして、急いで新しい千円札の発行に踏み切ると同時に、現在印刷の促進をはかっているような状況であります。

○佐藤委員 次に、百円は、今、札と硬貨が一緒になっておりますが、これは今後並行的にやっておりますのか、何か改善される方法があるのか、この点をお聞きしたい。○稲益政府委員 御指摘のように、硬貨と日本銀行券と両方で百円が出ておるわけでありまして。本来、銀行その他一般の扱います側からいいますと、硬貨が非常に便利だということで、その方面からの要望は非常に強いわけでありまして、一面、これは御承知かと存じますが、例の日本特有のミツマタ対策というものがございまして、主として高知県の方であります。そういう関係から、ある時期におきまして、日本銀行券の方を急激に全廃するというところまでなかなか問題が参りません。ある割合で日本銀行券を出して参るといふことで、現在まで、妥協と申しますか、そういう両方をやっておるようなことで参っております。硬貨の方は需要は非常に多いわけでありまして、御承知のように、最近自動販売機その他の關係で、十円玉とか、いろいろな面の需要が非常に多い。一円の回収も、御承知のように非常に悪い。そういう面でも五円、五十円の需要が非常に高まって参る。そういう面にも追われておる点もございまして、三十八年度におきましては逐次百円硬貨の製造の率を高めていきたいとは考えております。が、当面はまだ先ほど申しましたようなミツマタの問題もございまして、百円は硬貨と紙幣と両方でやっておりたいと考えております。

○佐藤委員 もう一点だけ。現在、一円が一円二十銭かかるそうでありますが、それが貯蔵される、保存されるといふ傾向があるようでありますが、一円硬貨が出回らぬ理由は、何かほかにも理由があるのでしょうか。○稲益政府委員 その關係よりも、特別に退蔵する、隠匿するというふうな意味よりも、何とはなしに、各方面、各界でとめ置かれると申しますか、そういう關係から還流が悪いという事情であらうかと思つております。

○白井委員 横山利秋君。○横山委員 局長が参議院だそうですが、私の質問は、新しい金融体制といふんです。そういう言葉が一体どういう意味なのか、議論の余地があるわけでありまして、それに触れるのでありますから、政務次官並びに佐竹さんには、十分腹藏のない意見を聞かせていただきたいと思います。

二カ月前の本委員会でありましたか、私が大蔵大臣に困り、人つくりは、なるほどいい悪いは別としてやりようだけれども、金づくりについては、何となく何とお話がないようですね、こう言いましたところ、大臣としては、それに対して具体的な御答弁は、何らございせん。しかるに、この約一カ月内外にわたって、新しい金融政策と名づけて、各般の手段がいろいろと組上り、毎日の新聞を飾るようになったわけであります。この新金融体制が、それでは金融の必要から、金融自体の問題から起ったかと申しますと、必ずしも私はそうは思わないのであります。むしろ今日の国際的な必要に基づく産業の必要上から、金の問題が追隨をして起つておる、こう考えます。たとえばIMFの八条国の問題とか、たとえば自由化の問題とか、それに伴って国際力を強化するための法律案、あるいは海運を救済し強化する法律案、こういうふうな、外からの情勢で問題が出て参りました。しかも、それらを一言でもって表現するならば、大企業を強化し、大企

業をさらに寡占化するための必要が国策上必要である、こういうふうな展望からなされております。そのために金融の裏打ちが必要ではないかというところが、直接の要因となっておるような気がいたします。もちろんそれに基づいていろいろな問題が出ておるけれども、問題は外からであり、内から伝えたものは大企業の産業政策であらう、こう考えられるわけでありまして、私がきょう質問して言おうとすることは、新金融政策が国際的な経済情勢に歩調を合わせるために出てきて、国内におけるどうしても必要な諸条件というものがおろそかにされているのではないか、これが私の本目言いたい焦点であります。この点については、お答えは抽象的になると思いますが、お答えをいただこうとは思いません。そういう私の疑問というものが、国内においてどんな問題が出てくるであろうか、どういふ不安があるであろうかというところを、私は具体的に質問をしてお答えをいただきたいと思つております。

そこで、まず第一は、これからおやりになつてくるのが、伝えられるところによりまして、まず歩積、両建を自衛させる、あるいは残債式にする、金利をなるべく引き下げさせるようにする、準備預金制度を適用する、マーケット・オペレーションの対象に相銀、信銀を加える、それから有価証券の問題、特に政府保証債の保有量を増加する、公定歩合を引き下げる、大口融資、含み貸し出しの是正をする、郵便貯金の法律を改正する等々、いろいろな問題が組上に上つておるわけでありまして、しかも、名づけて銀行行政の自由化だという話がある。それは増

資にしたつて、あるいは店舗の増設にしたつて、これからは大蔵省がなるべく直接規制が監視をやめて、銀行の自主性によつてなるべくやらせようという話だそうである。私が心配をいたします第一の問題は、こういう方向といふものが、将来金融機関というものの再編成をもたらし出発点になりはしないか。その以前に、また金融機関をこういうふうにするにやっておくことは、たださへ非常に格差のある金融機関の、ますます格差を増大させることにならぬか。たとえば、城南信用金庫は七百億の金を持っており、圧倒的に多いけれども、一億内外のところがある。七百億と一億、まさに七百億の格差を持っている。こういうところを自由化させて、そして力のあるものはどんどん伸びようという方が格差を増大する。それに対抗するために合併する等々の問題が——今市中銀行が再編成されるとは、私は必ずしも現実問題として思つておりませんが、金融機関全体にわたつて格差の増大から、合併という方向が将来展望される。そのことをあなた方は予期しているのか。予期していないにしても、そういうふうになつた場合に、どういふ態度をとるのか。そのときには、ああ格差が増大した、やむを得ない、ああ合併するならば、それは国際力強化だから、これもよろしい、こういうふうになつていくのか、その点について、まず第一に腹藏のない御意見を承りたい。

○原田政府委員 前段の御質問は、日本の政府がとつて金融政策というものは、大企業中心主義じゃないかという点に主力が置かれておつたと思うのでございますが、私はそうであるとは考えておりません。やはり日本国民が九千五百万人おりまして、それがみな食ていくということが一番大事なことでありまして、そのためには産業、事業というものを興して、それでいふことによってみんなが収入を得て富んでいくということでありまして、大企業といふことも、そこにはその産業を中心として、たくさん働いて、食べていく者が多いのでありますから、それぞれ産業の振興といふことをはかり、このために金融といふものも動いておりますので、大企業を中心にやっておりますというのではないかと考えております。ただ、現在までの日本の国は、何しろ昭和二十年以来まだ十八年くらいの間でございまして、その間におきまして、いわゆる資本の蓄積といふものも十分でございまして、そのために金融界におきましては、まず何といつてもその旺盛な需要に應ずるためには、それに要する資本が必要であります。御案内のように、行き過ぎますと昨年のような引き締め政策をとらなければならぬ。幸いにして日本国民の良識といひますか、力といひますか、このことによりまして、この引き締め政策も、政府の言ひましたように、昨年の十一月を待たずして、いわゆる正常事態に戻つてきたわけでありまして、この機会をとらえまして、これは戦後三べんという事態になつたのでございまして、もう四回はそれういふことはやりたくないと思つた、この際金融の面でも正常化をやりたいと思つてゐるの、われわれの今日の考え方の根本でございまして、今、後段に申されました、たとえば信用金庫のお話が出ましたが、信用金庫等について、今後、非常に格差があるが、この合併というふうな話が出てきたならば、政府は積極的にそういうふうにするのかというお尋ねでございしますが、私もどなたもいたしましては、こういう問題は、やはりその業界のそれぞれ事態に應じて処するべき問題であると考えておりまして、政府が合併を奨励するとかいふことはいたさないといふこととでございます。

なお、金融問題につきましましてはいろいろ問題がございしますので、御案内のように、政府は業界ともよく話し合ひをし、意思の疎通を講ずるために金融懇談会を設けまして、三月四日でございますが、初めて各金融界の方々と懇談をしたわけでございまして、そういう機会を通じて、金融問題についていろいろと思ひの疎通をはかつていききたいと思つておるような次第でございまして、なおその他の問題につきましましては、事務当局からも御答弁させたいと思ひます。

○横山委員 今政府の政策の一番焦点となつていまいますのは、国際競争力強化法並びに海運再建整備法、ともに大きな会社を合併をしろ、合併をしたらそれに對して税金を下げよう、それに對して金融もつけよう——金融をつけるといふところ、政府の金をなまで貸すわけではない、金融機関をして貸さしめる方策をどう、こういう方式なんですか。それに対して中小企業基本法三法が出ておりますけれども、政府の考え方も、そのような柱となる法律に基づいて中小企業の方でもできるならば合併しろ、こう言つてゐる。先般の通産省の別の委員会におけるお答えも、中小企業でそういうふうには強化をしてやつていくものならば援助もしましよ、こう言つてゐる。国の政策の一番の中心のものが、大企業を手本にして合併し、対外競争力を備えよ、こういふ、それにはあらゆる援助をする、けれども金融機関だけはやりませんよ、私は何も言ひませんよ、こういうふうにあつたはおしやるわけでもないと思ふ。私の意見は別です。私の意見は別だけれども、政府として今この金融政策といふものが新しく発展していく過程ではどうしても格差が増大することになるのではないか。あなたは、格差は増大しない。金融機関の格差は是正され、調整されるという確信があるならば、今お打ちにならうとしてゐる政策に対してどのような歯どめをお持ちかということをお聞きたいのです。もしその歯どめなければ、格差は増大するばかりではない。必然的に政府が考えておる大企業をモデルとする合併なり何なりが組上に上つてくるのではないか。その組上に上つてくることを予期しない、予見しないといふ言ひ得るのですか。私は、政府がみずからやつてゐる言ひ得るわけではない。そういう形にならざるを得ないことを予見をしてゐるのではないかといふことを言つてゐる。

○佐竹説明員 銀行行政の關係でございまして、事務当局から御説明させていただきます。いま横山委員の御指摘のように、いわゆる銀行行政を自由化するといふようなことになると、それぞれ強いものがますます伸びて、弱いものは押えられ、さなきだに

いかというお話かと思ひます。この点につきましては、いわゆる自由化と申しておられますが、言葉の内容が必ずしも正確に外部に伝えられていないという感じがいたします。自由化と申しましても、決していわゆる弱肉強食とか、優勝劣敗とか、そういう趣旨のことを申しておるわけではございません。御承知のように、終戦によりまして金融機関の資本がほとんどこわされるというような状態で、無資本に近い状態から実は戦後の金融機関が立ち上ったわけでございます。それだけに、戦後十数年の間というものはその経営の基礎を充実する、これが預金者保護にとつて一番先決問題でございましたので、この意味において、銀行行政でも非常にこまかいところまで手取り足取りというようなことが行政上行なわれておつたことは事実でありますけれども、戦後十数年たちまして、ようやくそれぞれの金融機関の経営基盤というものも強化されて参つた、今後はそれぞれの力に応じてそれぞれの役割を十分發揮していくという体制にだんだん入つて参りました。なかならず特に普通銀行の關係でそういう傾向は顯著でございまして、従来銀行行政といわれしておりました中で、一番手取り足取りしてこまかい制限がございましたのは、実は普通銀行の關係でございました。その普通銀行についていわゆる従来のようなそういうこまかい指導と申しますか、そういうことに重点を置くよりは、もっと一段と進んだ形で、たとえば金融機関としての資金の運用の問題あるいは資産構成の問題でありますとか、あるいは誘導比率の問題といつたようなところに重点が移つて

いく、そういう意味でこまかい、不動産を取得するのに一々どうこうといったような意味での制限というものはだんだん自由化される、実はそういう趣旨でございます。一方信用金庫等におきましては、これはたゞいま御指摘のようにならざるに七百億のところ一億のところというふうな大小の差がありまします。しかしこれは必ずしも、小さいから弱いというものでございませう。それぞれやはりそのところを得ておるかどうかというところに問題がありまして、小さいのは小さいなりに本来来与えられた役割を十分果たしておればそれでよろしいわけでございますが、そこがはたして与えられた役割を果たしておるかどうかという点について、私どもは十分見て参らなければならぬ。必ずしも大きくすることが目的でありません。もともと先生十分御承知のように、信用金庫は非常に地域的と申しますか、人的なつながりとして申しますか、そういう連帯性というところが基盤になつて出でておりますから、もともと限られた地域の中に発達していくという意味では、むしろ小さい形の方があつたは本来の姿なのかもしれないと思ふのであります。従いまして、それをいたすに膨大化していくというのをねらう意味ではございせんが、ただ一つこゝで考えなければならぬのは、やはり一つの金融機関を経営して参ります場合に、一つの経済規模と申しますか、一定の規模というものは必ずあるわけでありまして、従いまして、なかなか経済規模に達しないところがあるといつたしう経済規模に達するまで引き上げてい

かなければならぬ。それがなかなか自力で引き上げかねる、そういう人たちの仲間が集まりまして、一つお互いに協力して一つの規模をつくらうじゃないかというふうなことから、業界の内部に自主的にそういう合併なり合同なりという動きが出てくることも考えられるわけでありまして、そういう動きに対しては、つまり適正な経済規模に達するということ、これは経営の基礎を非常に強める意味で役立つわけでございますので、もし業界の内部にそういう自主的な動きがあれば、これは正しい方向に向かつて政府としてもできるだけの助力をしていきたい、こういうふうに考えておるわけでありまして、いわゆる優勝劣敗とかいうような趣旨では毛頭ございせんので、何とぞ御了承いただきたいと思ひます。

○横山委員 優勝劣敗というけれども、今打とうとする諸般の新しい金融政策というものは、少なくとも政府のワケをなるべくほどこしていこうということなんです。そちらの方向にあることは事実ですね。従つて、その方向である限りにおいては、格差が増大することはもうわかり切つたことではありせんか。私は前にこゝでも何回も言つたのだけれども、中小企業金融を十分に守らなければいかぬ、そのためには大きなところが飛び出ていく歯どめをかけなければいかぬと言つておられるけれども、今度の新金融政策というのは、むしろ大きな会社を合併さして、それに税金をまけて、金融をつけていく、そういうような国の政策を中心に考えられておることではないだらうか、こう言つておるのです。しかし、たくさん質問がありますから、こ

の問題についてはもう一つの質問を統けて別のことに移りたいと思ひます。

今あなたの言うように、適正規模という新しい言葉が最近出ておるわけですが、適正規模でない金融機関については何か考えさせなければいかぬ、適正規模に引き上げるために合併をさせるか、適正規模にならないようなものについては自然淘汰を待つか、こういうようなことだという。それと同時に、私も別の立場から聞きたいのは、金融行政としても、金融機関を、相互銀行をつくり、何々をつくらつた当時のことからいくとずいぶん歴史が違つてきた。今政府の内部でそこそこで話があるというお話を聞きますのは、市中銀行、地銀、相互銀行、信用組合、信用金庫、それから町の貸し金業者、やみ金融と、一連の金融の交通道路の道筋を一つもう一ぺん考え直す必要があるのではないかと。なるほど名前といい、生れた歴史といい、性格というものははっきりしているのだけれども、今その実態というものは生れたままの道を通つていないのではないかと。方々でラップしてるところが一ぱいあるのではないかと。しかも格差が七百倍もあるやうで、そのつべんの信用金庫に至つては、もう相互銀行や市中銀行、地銀にまで匹敵するやうなものさである。従つて、こゝでも一度現状に合せて金融機関の行政的な目から見直すべきではないか、こういう意見があるのです。この点はいかがですか。

○佐竹説明員 確かに御指摘のやうに、そういう現象はだんだん出て参つておると思ひます。なかならず相互銀行について見ましても、もともと無尽

会社から相互銀行という形に転進をいたしました、これもいわゆる地域連帯性あるいは人的な連帯性といひますか、そういう色彩が非常に強いもので、相互掛金契約というものがいわば中心になる、そういう格好の金融機関として一応予定されておつた。これは先生御承知の通りでございますが、その後の業務の伸展に伴ひまして、相互掛金勘定の全体に占める重さが増し、すものがだんだんに減つております。一方いわゆる普通預金業務もしくは普通の掛金業務というやうなもの占める割合がだんだんふえておることは事実でございます。事実でございますけれども、ただそこに、それじゃもういわゆる普通銀行と全くラップしてしまつて、何ら相互銀行というものの特性と申しますか、他にない特色というものが全然失われてしまつたのかというところになりますと、その点は決してそういうことではないといふやうに私も考えております。これはやはり普通銀行に比べて何といつても地域性と申しますものが依然としてかなり強い色彩として残つております。相互掛金勘定も、いわゆるお客様の方の需要というものがだんだん進んで参りますから、それにこたえて脱皮をいたしました、先ほどちょっと先生もおっしゃいましたが、残債式に切りかえるという努力も業界の中で行なわれておりますし、金利が高過ぎるというやうな一般の批判にこたえて、極力経営の合理化をしてその金利の引き下げに努める、そういう格好でお客さんの需要にこたえていこうという、相互銀行でなくては他に満たされない役割といふやうなものについてできるだけ

努力していく、そういう態勢が現在でもあるわけでございます。従いまし、確かに先生御指摘のような傾向はだんだんにございますけれども、しかし、まだまだそういう意味では、いわゆる各種の金融機関の持つ持ち味と申しますか、特色というものは、決して失われておるものではない、かように考えます。

○横山委員 佐竹さんはやはり弁解をなさるようなお立場でございますから、私の質問がどうも率直にまだ食いついてないわけですが、今度は一つ政務次官に聞いていただきたい。こういう心配が私の第一の心配であります。たとえば相互銀行や信用金庫にこれからいろいろなことをやれ、こう言う。順番に並べていくならば、歩積み、両建はやめろ、残債式にしろ、自主的に金利を引き下げろ、準備預金制度を適用するから金を積み、マーケット・オペレーションの対象に加えるぞ、それから政府保証債の保有量をもっとたくさん持て、そうして店舗の増加は認めるよ、こういうわけですか。私は何も相互銀行、信用金庫それ自身を心配するばかりでなくして、中小企業金融にそれがどういふ影響を与えるかというのを心配しておるわけです。これだけのことを相互銀行なり信用金庫が一生涯懸命にやると、どうしてもむだなもの、あるいはコストの高つくもの、あるいは人件費ばかりかかっていかなければならぬ、どうしても貸し出しが上を向いて貸し出しをしていく、こういうことになる。零細企業のようなところを相手にしておったのでは、どうしてもうまくいかない、

こういう結果をもたらす。利潤を画一に確保する、こういうところを目ざすこともまた言うまでもない。私の聞いたところによりますと、政府保証債は相互銀行、信用金庫の貸し出すものの利回りと逆さになるそうなんです。そういう状態であれば、今後相互銀行、信用金庫が生きていくためには、同じ中小企業金融でも上の方を向きやすい。それからいかにぬいぬいと言っておいても、コールに走りやすい。中小企業から金を受け入れて大企業に金を貸して利ざやをかせぐ。いかぬといつてもその方向がなかなか断ち切れな

い。そういう傾向にどうしてもいくと私は思うのです。この傾向を知らぬ顔をして、準備預金、マーケット・オペレーションだ、政府保証債を増加しろ、金利は引き下げろ、こういうようなことだけでは私の心配は抹消できない。もしも、私の心配はそれは老婆心だ、杞憂にすぎないというならば、そういうような傾向になりそうなのをどこで制御していくか、どこで中小企業金融本来のあるような姿に道をつけさせていくかという点について、お考えを承りたい。

○原田政府委員 今御指摘のありました点につきましては、それなりの御心配があると思ひます。しかしこれは経済が伸びていくに従ひまして、国民の所得というものはふえて参ります。その国民の所得がふえた分をうまく金融機関に吸収して、またそれを産業に投資していく、こういうところの円滑な運営がされるところに経済の発展があるわけでありまして、今御指摘のよう

にコールに求めなければ小さい金融機関は生きていけないというお話でございまして、金融が正常化されることによつて、コール市場にたよらなくとも本来の金融機関としての生命と機能を發揮していくことができるということになるのではないかと私は考えております。特に、これは金利の問題と関連してくると思うのでありますが、種々雑多の金利が、今、日本の国にはございまして、この金利の問題が先ほどお話のございました国際的な経済競争に大きな障害になっておることは御案内の通りであります。そのために政府

がいろいろな政策を持つことによりまして、金利というものが自然に下がっていくというようにしていかなければ、国際競争力に耐えないわけでございます。今お話のございました中小企業金融機関として、相互銀行あるいは信用金庫あるいは信用組合、あるいは農業関係の金融機関もそうであると思ひますが、これらの機関が安い金利で貸す。そして食べていけるということ、が中小企業にも、またその中小企業を對象としておる金融機関にも大事なことでございまして、これは今政府の考へております経済政策の發展することによつて私は可能になってくることを考へております。現在でもコール市場を見ましても、コールというものがだんだん下がつてくるというところは、これはいわゆる金融が正常化されつつあるという現象であらうと考えます。

きくなつていくように、そのために金融措置も講じてあげるといふことで、より一そうそれぞれの立場における業務に励んでいただくことによつて、私は十分やうにできるのではないかと、うように考えております。

今事務当局から話をいたしました、たが、相互銀行あるいは信用金庫等は、特に地域的なまた人的なつながりといふことが、非常に都市銀行と比べて異なるところがございまして、その点におきましては、ますますまだ伸びていける余地があるように私は考える次第でございます。

○横山委員 それでは私の心配するところを端的に申し上げましょう。この新しい金融政策によつて、金融機関に格差が増大する。第二番目には、今例をあげたのは相銀、信金であります。新しい金融政策によつて金融機関の利潤はその限りにおいては落ちざるを得ない。第三番目には、これによつて金融機関は合理化を推進しなければならぬから、ただでさえ今問題があるのだから、たゞでさえ今問題があるのだから、この心配を持つておるわけですか。あなたはその心配を認めないというのか、心配があるけれども、こういうふうにするから心配はないというのか、どちらですか。

ります。従ひまして、そういう御心配は要らない。ただそれが伸びていく過程におきまして、今御指摘のような格差が生じて、大きいものはますます大きくなる、小さいものは打ち切られてしまふ、こういう形で起つてこないかというお話でございまして、これは一番最初に申し上げましたように、ものを發展させていくという考え方で、合理的にやうていこうというところについて、それぞれの当事者の間において相談がされること、具体的な場合には起つてくると思ひます。そういうような場合に首切りを行なつて伸びていくということが起きてくるのかどうか。私は、金融機関におきましても、経済が伸びていくに従つて金融というものにはますます伸びていくのでございしますから、首を切らなければならぬというふうなことは相ならないと考えます。

○横山委員 ちょっと誤解がありまふ。私は首切りなんと言つておらないのです。もう一ぺん言ひますけれども、こういう金融行政が推進される過程でどうしても格差が増大する。これはもうあなたもお認めになったところで、それから第二番目には、相銀及び信金を例にとつたけれども、当面この政府の新金融政策によつて、それらの利潤は落ちざるを得ない。たとえば歩積み、両建をやめよ、残債式にしろ金利を引き下げよ、準備預金制度を適用する、マーケット・オペレーションの対象に加ふる、政府保証債の保有量を増加しろという限りにおいては、利潤は落ちざるを得ない。それが第二です。第三番目は、それを合理化し、徹底をして

いく過程では、どうしても賃金を抑制したり、あるいはベースアップに対して抑制したり、資本について云々したり、従来銀行行政で〇・五以上になったら通知をしるというような指導行政をなさっておるようでありますが、けしからぬことだと思ひますけれども、そういうことが、どうしても合理化、近代化をしる、内部充実をしるという過程においては起る、こう言っておるのです。私の言うのは、この三つのことが起る不安はないか、あなたは不安はないと言っているのか、不安はあるけれども、こういうふうにするからそういう不安を必要としないというのか、どちらかと言っておるのです。首切りの問題がすぐ露呈現象だと言っておるではありません。

○原田政府委員 私には御心配はないと思ひます。

○横山委員 心配がないということ、格差も増大をしない、利潤も当面減少しない、投資問題も全然起らない、こういう意味ですか。それとも私の言う後段の不安はあるけれども、こういうふうには正していくから心配はないということですか。

○原田政府委員 先ほど御指摘のいろいろな方法、たとえば相互銀行に政府が政府保証債を持たせて、それを買い上げるといふような、いろいろな政策があるわけですが、そういうことをやることによって御指摘のようない心配が起るということはない、こう考へておる次第であります。

○横山委員 その点私の聞いております範囲内では、政府の保証債は、相互銀行、信用金庫の貸出金の利回り、政府保証債の利回りとは逆さやになつておると聞きましたが、違ひましたか。

○大月政府委員 これは平均の水準でございますが、若干の逆さやになつております。

○横山委員 次官、どうも勘違いなさつておるようですね。私の言うことは、政府保証債の保有量を増大するという限りに限っては利潤は減るのです。そうでしよう。それから準備預金制度を適用する。だからそれだけ日銀に適宜預けろという限りに限っては、無利息ですから、利潤は減るのです。歩積み、両建てをやめろといふれば利潤は減る。残債式にしろといふことは、私は三十億か五十億だと推定をいたしますが、利潤が減るのです。政府の今やろうとしておることは、相互銀行や信用金庫の利潤を少し減らせ、そして中小企業のために安い利回りです。やつてやれ、こう言っておるのですから、その限りに限っては利潤は減るのです。減るのだから、それらの金融機関は一生懸命に何とか合理化をしなればならぬ立場があると思ふのです。合理化をするためには、二つの方法がある。一つは高いコストにつく零細企業をなるべくやめて上を向いて、上の中小企業関係の金融でぐり抜けていくか、あるいはコールをやつてもうけるか、こういう方向が一つある。もう一つは、労働者の労働条件を、何もあなたの言うように、首を切ると言っているのではないのです。そういう議論ではない。労働者の労働条件をストツプさせて、これ以上の給料の引き上げはやらせないとか、あるいは年末手当や夏期手当は少なくするとか、こういう労働条件にしろ寄せさせる方法し

か。この二つの方向へどうしても走る、こういうことを私は予見をすると言つておるのです。おわかりですか。

○原田政府委員 政府保証債が逆さやになるような状態が続いていきまして、それで政府があくまで利子は安くしろ、こういうことをやつていきま

す。御指摘のようない点が生じてくると思ふのであります。そういう無理なことはできないのであつて、先ほど申し上げましたように、金融が正常化されていくにつれて、金融が正常化されていくのも下がつてくる、中小企業に金を貸すことによって利潤というものを上げてこられる、こういう状態に進んでくる、このようになっていきま

すから御心配はないのじゃないか、私はこういうふうには申し上げておるのであります。今中小企業金融につきましては特に問題がありまして、相互銀行あるいは信用金庫は利子が高い、もっと安く貸さなければならぬじゃないかというふうなことは常々取り上げられて議論されておるところでござい

まして、相互銀行あるいは信用金庫に對しましては、本来中小企業金融機関であるのだからこれを実施してもらわなければ困る、またコールばかりに金を回しておらないで、中小企業に對してもっと融資をしないかということ

を申し上げてきたわけですが、なかなかそういうふうな状態になつた。しかし金融を正常化することによつてそういうふうになつてくる、この私どもは考へるのであります。中小企業金融機関の一番の悩みは、相手方の借り手の方々が信用があるかないかという問題点、それがまた金利が非常

に高くなつてくる原因でもあります。が、そういう方面に對しまして、申し上げましたように経済の力が伸びて所得がふえてくるに従つてこの問題もおのずから解決されてくる。従いまし

て、今横山さんのおっしゃる通りに、現在起つておる現象というものをつかまえて、それであつたら、当然政府のものを持つていたら損をするというやうなことでは、これはもう御指摘にあるやうなことになるのであります。私どもはそうならないやうに努めていき

たい、こう考へておるやうな次第であります。

○横山委員 どうも議論にならないのですけれども、それなら政務次官、今逆さやになつておるものはどうなるのですか。保証債の保有量を増加するといふことによつて逆さやになることにつ

いては、あなたもこれは損をさせることを自認されておるわけでありま

す。私が政務次官に言つておることは、どうもよくわかりになつていないやうな感じがしてしやうがないのです。逆さやになること自身はあなたもお認め

だし、ほかの諸般の政策が相互銀行や信用金庫に当面損をさせるけれども、お前の方は合理化で生み出して、い

か、こういうことなんですか。そこにあなと私の認識というのか、事実を見

る目に相違がなければ議論にならぬです。だから私が言うのは、政府の今の金融政策というものは相互銀行や信用金庫に犠牲を忍べ、損をしる、こう

言つておる。これは事実問題としてある。そうするとどうしても中小企業の金融と金融機関に働く労働者にし寄せ

て行くぞ——荒っぽい議論をしても

らつては困るのです。私の言うのは、

少しきめをこまかくしなければ中小企業金融がこれでいいのだというわけに

はいかぬ。上の方はいいけれども、下の方は置いていかれるぞ、労働者にし寄せが行くぞ、そういう心配をして

おるのですから、それにまともに答えてもらわなければ困る。中小企業はよ

くなりますよ。それは金利が下がるのだから一部よくありますわ。けれども

きめのこまかい立場でいくと、相互銀行や信用金庫の下の方を少し守つてや

らないと格差は増大するばかりにな

る。そうだから下の方を守つてやらないと、零細企業や金融機関に働く労働

者の方へし寄せが行くぞ。どうも私の言う格差が増大するといふことにつ

いて、まともに増大するといふ立場を

お取りにならない。私の申し上げて

いることがわかりましたか。

○原田政府委員 大きな方はいいけれども、小さい方が困るというお話で

ございますけれども、私が先ほどから申し上げておりますように、信用金庫あ

るいは相互銀行の中で、大きいやつは地方銀行よりも大きな相互銀行もござ

います。しかし相互銀行は相互銀行あるいは信用金庫は信用金庫としての本

来の沿革のないわゆるお客さん相手の

違いがございまして、それぞれの特色

というものをまだ今後十分に發揮して

いくことができると考えられますから、今の横山さんの言われるやうな御

心配はないのじゃないか、こういうやうに考へておるのです。今、相互銀行

等に政府保証債を持たすといふことが

逆さや現象になつて、それでは相互銀行の利潤が減つてくるから、そういう

ことが働いている人たちにし寄せ

されてくるんじゃないか、こういう御議

論

八

論のようでありませんが、私は何度も申すようにございすけれども、利子も下がって参りますし、そういうことは相互銀行の全般の中では消化されていって、そうならないというように考えております。

○横山委員 大体あなたの意見はわかります。つまり私の言うような不安はあるけれども、金融がゆるんできて商売もうまく行く過程にあるから、それは消化されていくであろう、こういうわけですね。そこであなたと私の意見は別として、話は合ってきたわけですね。そうだとすれば、私の言うような心配、そういうものももしできたら、あなたは除去して下さる、こういうふうに考えてよろしいですね。つまり私の心配というものは、相互銀行や中小企業金融が上向きになって、下の方は置いていくということになることは断じて許さぬ、それから金融関係に労使問題が起りそうなる気がするけれども、それはなぜ起りそうなる気がするかと、言うところ、金融機関が自分たちの合理化、近代化をしなければならぬからというわけで労働者を押えようとするけれども、そういうことにもならぬ、こういうふうな承つてよろしゅうございすね。

○原田政府委員 その通りでございす。

○横山委員 そこで、あの方のことで一つだけ伺っておきますが、この前私が本委員会でごいすことを言ったことがある。つまり、金融労働者の賃金が五割以上上がる場合には、事前に金融機関は大蔵省に通報しろ、何でそんなことをなさるのかと云って怒ったことがある。そういうことは事前だか

ら、ただ知らしてもらふことだからでは実際問題として済まぬのであります。そういう金融機関における労使問題について、政府が金融機関に対して何らかの制約や行政的な指示をするということとはしない、こういうふうな考えてよろしゅうございすか。

○原田政府委員 金融機関全般の問題といたしましては、政府は先ほど申し上げましたようにいろいろとお話をしておりますので、そういう各金融機関の問題につきましては、政府の方からこうしていただきたいというようなことはやはり申し上げると思ひますけれども、個々の問題につきましてはまでも干渉がましいことを申し上げることは差し控えたいと存じます。

○横山委員 個々の問題はもちろんやらないけれども、全般の問題として五割以上のベースアップのときには事前に連絡をしろということとは、もしやらなければならぬにしても、事後になさるべきだ。事後でいいから報告をし、こうなさるべきだと言っている。

○原田政府委員 おっしゃる通りであると思ひます。

○横山委員 わかりました。

次には金融機関の増資、それから増設の問題であります。私の聞くところによりますと、金融機関が増資を軒並みにしようとしておる。自由化と八条国移行で経営基盤を強化しなければならぬとか、大企業に比べて資本が過小だとか、あるいは増資しないと店舗の増設が不可能だとか、こういうために軒並みに増資をしようとして、富士、三菱は百十億、三井、住友が百億、第一、三井、勧銀、神戸が九十億、東海、大和が八十八億、協和が八十億、

拓銀が六十億、これらのほとんどが倍額増資か、どんなに少なくても半額増資をするという、しかもこれを本年なさる、こういうわけですね。そうすると、かりにこれらが倍額増資をする場合においては、約一千億くらいに達すると思ひます。かたがた店舗では、大銀行は普通支店が、小型の店舗が一つだったのが、これは普通支店を一つないし二つ軒並みに認可しよう、こういう傾向だとあなたの方の御意見を承つておる。それがそうだとするならば、これは少し行き過ぎがありはしないか。今まだ金融機関の増設を軒並みに、また増資を軒並みに許さなくてはならぬという積極性がどこにあるだろうか。一つには、それはかつての設備投資をほうふつさせる。同時に、一つには証券の、その方向に与える影響もきわめて強いと思ひます。こういうような金融機関の増設並びに増資というもののについて、大蔵省が、あの人たちに言わせると、きわめて好意的な立場をとつておるから、われもわれもとことしは申請し、実行しようとする傾向がある。これをどういうふうにお考えですか。

○大月政府委員 増資の問題でございすが、従来のわれわれの考え方としては、預金の量に比例したし、ある程度の資本金を持つておつてほしいというのが基本的な考え方である。理想的には、いろいろな準備金、積立金等を含めまして十分の程度の資本金は必要であらうかと思つておりますが、まだ現状においては、そういうふうな状態にはついておりません。銀行の資本金につきま

は、この間、昭和三十四年でござい

ましたか、大体一わたり増資が終わりました。今おっしゃいましたような姿になつておるわけでございすが、その後預金の伸びが非常に大きいわけにございまして、資本金と預金とのバランスを非常に失つて参つております。そういう意味で基本的には、われわれとして配当余力があり、金融機関の健全性を害さないという建前を貫かざる限り、能力があれば増資をしてよ

ろしい、こういう基本的な態度をとつてきておるわけでございまして、銀行の方におきまして、最近の証券市場の状況からいって、ほかの増資がそうないわけにございまして、証券市場に對してもその影響がないという判断等から、増資をしようという機運があるわけにございまして。

それから店舗の問題につきましましては、従来の増設の早さには比べまして、若干増加したスピードで認可しようという腹を固めておるわけでございまして、これは、最近の経済が非常に大きく変動いたしておりまして、新しい地域がだんだん開発されていっておるわけにございまして。具体的には、たとえばこの付近で申しますれば、従来あまり問題にならなかつた京葉の地域でございまして、あるいは京浜地帯、川崎を中心とする地帯でございまして、御存じのよう各地において、そういう開発が行なわれております。また東京、大阪の周辺におきましても、いろいろな団地ができてくる、これは最近の現象でございまして、そこらに大きく資金の供給源と申しますか、貯蓄増強の見地から、店舗を増設してこれを吸収する余地もあり、その必要もある地域があつて、また融資の面にお

きまして、そういう経済情勢の変動に応じて店舗配置を変えていく必要もある、こういうような情勢でございまして、最近の経済情勢を勘案いたしまして、店舗増設を考へておるわけにございまして。

○横山委員 私はこのような傾向に對して、賛成することはできませんが、意見は別として、次の問題に移りたいと思ひます。

新金融政策というものが、一つには低金利政策、一つには、言うならば自由化という方向に流れて、どこで一体チェックをするのかという点について、私が疑問を出しておるわけでありすが、そのチェックの一つに、臨時金利調整法をどうするかという問題があります。昨年からまた、臨時金利調整法を廃止しろ、預金金利の規制を廃止すれば、金融の秩序が乱れるように心配するの、過去の如きの情性におぼれた錯覚にすぎぬ、こういうような立場で、金利調整法を廃止しろという意見であります。これを廃止すること、ただやみくもに廃止ができなから、おそらく独禁法の問題が生じてくる。独禁法を改正しなければならぬという、この問題に對してどういうふうにお考えですか。

○大月政府委員 現在の臨時金利調整法の建前におきましては、預金金利、貸出金利の最高限度を規制いたしておるわけでございまして、かつ、この金利の最高限度の変更の発議権は、大蔵大臣にあるという二点がポイントでございまして、これに對しまして、一つは、この規制をはずしたらどうか、一つは、かりに置いておくにしても、変更の発

議權を、大蔵大臣のみならず日本銀行の政策委員会、あるいは市中銀行にも与えるべきではないかという議論があるようにございます。それに対しては、この法律は独占禁止法のもとにおける例外の規定でございます。御存じのように、業界における単なる申し合わせが、一般の公共の利益に害があるということから、法律でもって政府及び日本銀行が関与して、この限度をきめるということになっておりますので、そういう建前から申しまして、今すぐには廃止できません。

それから、この金利を自由にして参るということは、方向としては是認されるわけでございますが、この法律のできましたそもその基本的な情勢は、この情勢を放置いたしますと、金利が非常に高いところになってしまふであろうということでございます。それを産業界の利益のために、比較的低いところにこれを押えていこうという実質的な理由がございます。そういう意味で、今直ちにこれを廃止することは、現在の金融情勢上適当でない。そういう意味で、ただいまの方針といたしましては、できるだけこの運用について弾力性を持たそうということで、貸出金利につきましては、現在の最高限度の中において、大蔵省、日本銀行及び市中銀行の相談によりまして、一定の限度を設けておるわけでございます。ただ預金金利につきましては、御承知のように放置いたしますれば、これはいかなる情勢におきましても、預金獲得競争を原因といたしまして必ず上がる。それが金融界に混乱を生ずるものになる立場がございます。

で、これは法律をもつて厳重に最高限度を規制しております。この最高限度の規制という問題は、預金金利については、どういう手段をもつてやるかは別といたしまして、将来においてもこれをはずすことはできないのじやあるまいか、このように考えております。

○横山委員 どうもひつかかるのです。今すぐにはこれをやめる気持はないと、今すぐにはと勇んでおっしゃるのには意味がありますか。

○大月政府委員 重要な意味を持っておるわけでございまして、われわれといたしましては、必ずしもこの法律が正しいとは思っておりません。しかし、今の金融情勢のもとにおいては、廃止するわけにはいかないということを正確に申し上げられると思います。

○横山委員 こまかいことですが、準備預金制度を適用する、そして相互銀行、信用金庫二百億以上のところに適用するといいますが、この適用の仕方、法律は今手元でございますが、法律というものは、すべての二百億以上のところにはこれを適用するという一括方式でなくして、個々の金融機関ごとにやるのが法律の本旨ではないか。同時に運用問題にしても、二百億とばちんと切つて、その上は準備預金が多にも適用される、その下は全然ということも少し画一的ではないか。もう少しきめのこまかい方法があるべきではないか、こう考えるが、いかがですか。

○大月政府委員 ただいまお話しのごうございましたように、準備預金制度の建前は、各金融機関の実態に応じましてきめこまかくやるという建前になっております。従いまして、現在の法律におきましては、銀行、相互銀行、信用金庫その他の金融機関に対して準備率の適用が可能なわけでございますが、現在までのところ、最小必要限度という立場におきまして銀行にだけ適用してあるわけでございます。それが最近の情勢におきまして相互銀行、信用金庫の資金量も非常にふえて参りますし、金融界におけるウエイトも非常に高い。そういう意味から日本銀行の資金調整の対象とする方が適當であるという判断に基づきまして、今般相互銀行、信用金庫を準備預金の対象にしよう、こういう方針が定められたわけでございします。従いまして、そういう立場から申しますと、相互銀行、信用金庫と銀行とはやはり現在の資力、信用度、あるいは現行に於いてあります金融の対象、つまり相互銀行、信用金庫は主として中小企業に金を貸しておるという特殊性もございします。そういう面を考えると、準備預金制度を適用するといつたとしても、やはり相互銀行、信用金庫に対する準備率の方が銀行に対する準備率より低い、緩和されたものである方が適當であるという判断をいたしております。そういう意味で、今これは政令事項でございますので、近く閣議の御決定をいただきたいと思っておりますけれども、その方針といたしましては、銀行は資金量二百億以下のものに対して準備率二百億以下のものでございまして、相互銀行、信用金庫につきましては二百億超のものにだけこれをかけるといふこと、かつその率を銀行の半分といふようにいたしまして、そういう特殊性を生かしながら金融の調節にも役に立たしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。ただ二百億とい

う線を引くのがいかどうかという問題でございますが、やはりあまり小さい金融機関に対してはこの準備預金制度をかけることは、先ほどからお話でございますように、やはり経理の圧迫にもなることとございします。その辺のところを線を引きたい、こういうことでございします。

○横山委員 三月じゅうに歩積み、兩建の適正基準を示すと伝えられておるのですけれども、この適正基準という言葉が私は非常におかしな言葉だと思ふのです。本来歩積み、兩建といふものがないのが当然であつて、適正といふのはあるのが当然で、高くてはいかぬといふような錯覚を与えるおそれがあると思ふのです。しかもそのいわゆる適正限度といふものをつくり方によつては、これまた当然それはただけるもの、するべきものという錯覚を与えるおそれがある、こう考えます。その歩積み、兩建を適正限度に置くといふもの、考へ方と、三月じゅうに大体どのくらいの水準を目ざしておるかといふことをお伺いをしたい。

○大月政府委員 歩積み、兩建の問題は、今お話しがございましたように、われわれといたしましては適正なものに押えたい。逆に申しますれば、一般に是認すべきもの以外のものを自前の対象といたしたいという考えを持っておりまして、それは、歩積み、兩建と一言に申しましても、一般の取引の慣行上数十年來行なわれておるものもあるわけでございます。一般の取引の実態から申しまして、是認すべきものもあるわけでございます。これは世界各國共通のこととございまして、一がいに兩建になっておる、歩積みがあるから

絶対いけないんだというようなことは、金融の今までの常識に反するわけでございします。ただ、何と申しましても現在問題になっておりますのは、それが非常に過度に行なわれておるということ、かつ、それは債務者の都合と事情によらないで、金融機関側においてこれを強制するといふところに問題があるわけでございまして、債務者の都合によりまして、一方には借金がある、しかし逆にまた預金を持つておるという事態はちつとも差しつかえないし、一般の事業として当然何らかの預金は持つておるべきものでございまして、従いまして、そういう意味でわれわれとしては、是認していいものと完全に排除しなくちゃいかぬものが当然あるという見解に立つておるわけでございまして、現在われわれが金融界と御相談し、日本銀行と相談し、適正な標準をきめたいと申しておりますのは、そういう意味でございします。近く結論を得まして実施に移りたいというところでございします。

○横山委員 その適正限度は大体どのくらいの水準を目ざしておるのか。

○大月政府委員 ただいま申し上げましたように、これは数字の問題ではございせん、債務者の都合及び事情によらないで強制するといふ問題でございます。従いまして、はたして何パーセントあればいいかというような問題は、相当慎重にきめなくちゃいかぬ。社会の常識として二〇%までは是認するといふのか、三〇%まではいいといふのか、そういうところは必ずしも数字にはとらわれない判定が必要であらう。そういう意味で非常にむずかしい問題でありますので、これは金融

界、産業界双方に重要な影響があるものでありますから慎重に今相談しておるわけであります。

○横山委員 次は、準備預金制度を適用する必要性が、相互銀行が一兆七千億、信金が一兆五千億となったからあると考えられるといわれるのであります。それが、それなら約一兆円になんなんとしておる社内預金について新しい角度をここで向けるべきではないか。この一兆円は私の推定ですが、大体間違いないと私もそばんをおいておるわけです。その問題は別途所得税のところで大いに議論をしたいと思うわけです。きょうは金融問題として、社内預金はなぜいつまでもあなたの方から放置されるのか。あなたの方ではこれを放置して、それから税制面ではこれを少額貯蓄の問題として、正式なルートに乗せるのはいかなるものであろうか。社内預金についてはぜひぶん論争を加えて参りました。きょうは時間がございせんから多くは申しませんけれども、それだけ金融情勢全般の関係、金融政策の配置の中で考えるならば、社内預金だけ放置をするのはいかなるものか、こう考えるのはいかなるものか、[委員長退席、吉田(重)委員長代

理着席]

○大月政府委員 社内預金の問題は、われわれといたしましてもたびたび国会で御質問に応じて見解を申し上げましたように、金融の立場から申し上げますれば、お話しのように廃止してもらいたいという制度でございませう。好ましくないということははっきり言っておるわけでございませう。しかし、社内預金制度そのものは、これも従来何十年來の慣行として行なわれておるもので

ありまして、しかもこれは労働者の福祉という立場から労働基準法によって認められておる制度でございませう。単に金融の立場からのみこの制度の廃止を決定するということは、現在の段階においては不適当であるという判断を全体として持っておりますので、われわれとしては不本意ながら存置をしておる、こういうことでございませう。それで準備預金制度をこの問題に適用するかと申しますと、本来の金融調節の対象外のものでございまして、これをわれわれとして公に金融機構の中に取り込むということは、逆にこれを一つの金融の立場から公認するという立場において規制するということになり

ますので、これは絶対にしてはならないことであらう。むしろ社内預金は社内預金としていかに金融に支障のない方向に持っていくか、こういうことで考えるべきことであらうと考えております。

○横山委員 むしろ社内預金としてその弊害をどういうふうにためていくかという方向に考える、私も現実問題としてはそれより仕方がないと思うけれども、その弊害をためる方策が、一回でもあなたの方で打ちになったことがないようです。今日九州地方におきましては、炭鉱が非常に疲弊をしてつづれていくわけでありませうが、その炭鉱の二、三のところでも、社内預金が出たてきでございませう。私どもが従来指摘しておった社内預金の弊害というものは、現実的にあるわけですから、従ってこの際また別途本委員会におきまして税の問題に関連をして、社内預金についてわれわれとしては十分質疑をしたいと思うのですが、今日の社内預金の状

況をもつてして、何らか社内預金の運用のあり方に規制を加える必要があると思うのであります。いかがでございませうか。

○大月政府委員 この問題はわれわれの金融行政としては好ましくないという立場をとっておるものでございませう。労働者の立場におきまして、労働者の福祉のために認められておる制度である、そうすればこれが会社の破産その他の場合に、いかなる保護を受けるかということは、もっぱら労働行政の立場において考えるべきものだと考えております。ただ現実の法制上の制度といたしましては、会社更生法の適用上、社内預金には優先権が与えられておりまして、社内預金の保護という点については、労働省としては十分の関心を持ち、かつ社内預金はこれを公開する、かつそれについて強制をしてはいけません、その他金利の面につきましても六分以上つけるといふようないろいろな面におきまして、労働行政としてはその辺のところを、われわれ上御処置になっております。われわれとしてはその辺のところを、ただ基本的には申しまして、一般の預金者の預金施設としてわれわれが監督しております金融機関、これは免許制度になりまして、政府として十分の責任を持っておるわけではございませうが、社内預金を預けております会社は原則として完全な自由企業でございませう。従いまして、この会社がかりに内容が悪くなつて破産する、倒産するといふようなことがございまして、これはやはり預金者の自由なる責任においておやりになっておることではございませう。そこまでわれわれとしてはとやかく言う筋ではないというような立場を

とっておるわけでございませう。

○横山委員 一回機会を見て大月さんに社内預金の勉強をしていただかなければなりません。まず第一に指摘したいことは、社内預金は預金者の自由意思によってなされておるわけではなない。年末手当、夏期手当を天引きし社内預金にさせる。大きな労使対等のところでは別ですよ。ほかのところでは天下りにそういうふうなされておるということ。会社更生法が適用になつておるから、その辺は保証されておるはずだといふ、そんなことも会社更生法を適用して問題を解決しているところばかりではない。現実に金がなければどうしようもないところから高利の問題については、最近ではそんなに高利のところはありませんけれども、労働者の言うように、またあなたの方の言うように、社内預金が労働者の福祉のために行なわれておるという甘いお考えを持っておられたのでは困る。それから本問題は労働省の所管だから大蔵省としてはおもしろくない問題だけれども、まあしょうがないといふことも私はいかなるものかと思つて、預金者保護といふことが焦点とするならば、大蔵省としても当然今日の社内預金の実情について労働省と協議をしてもらいたい。きょうは時間がありませんから、税制のときにこれは実情をつぶさに申し上げて御検討願うつもりでございませうから、一つそれまでに十分検討しておいていただきたいと思つた。

やや抽象的ではありますけれども、こういうように新しい金融行政が、私どもの不安をよそにしてどんどん行なわれていく場合において、もう一つ注意しなければならぬことは、金融機関に自主性を持たせる、こうおっしゃる。金融機関は行政からなるべく離れて自主的に運営しておけ、こうおっしゃる。本委員会が常に議論をしておりますと、あなたの方から、預金者保護といふことと金融機関の機密といふことをもつてして、個々の金融機関についてはなるべく本委員会に触れられないようにといふことで、逆に言えば金融機関及び経営者といふものは常に保護されておる。今金融機関がつかれるということは絶対ない。戦前と違つて取付騒ぎが起こるというところは絶対ない。それは政府の行政が預金者保護といふことに非常に気を使つておるからである。こういうふうな結果、金融機関の経営者はみずからの責任ということについて稀薄になつてきたといふことになつておる。従つてもしそれ自主的責任を持つて金融機関を運営しろといふならば、一そう別な角度で預金者の保護といふことについて裏打ちをしていかねければならぬのではなからうか。今後一そう本委員会並びに政府が、金融機関については彼らの思ふように自主的に責任を持つてやらせるとするならば、それと別にまた預金者保護について考へべき点がなくてはならぬはずである。私は不賛成ではなかつたけれども、政府がかつて弱小金融機関に対して相互連帯保証の制度をつくらうとした。あの制度それ自身には不賛成であるけれども、何らかのそういう預金者の保護といふものが金融機関にまた証券機関になさるべきことではなからうか。私がきょういろいろと申

し上げたのは、政府の金融政策、新しい金融政策自身にも大いに私は意見があり、反論をしておるけれども、かりにそれを進める過程においていろいろな問題が起つてくるけれども、それらについての配慮がない、従つてこの新しい金融政策なるものは、多くの矛盾や、格差の増大や、落ちこぼれや、しわ寄せというものがくる、それを自由主義経済のもとであるからやむを得ないというならば何をか言わんやで、あなた方と私はベースが違うのである、こういうような点についてきめ

のこまかい配慮を当然政府としてしなければならぬのではないか——きょうは時間がいっぱいなので全部を並べてしまひましたけれども、準備預金制度の適用範囲を広げること自身に、あるいはマーケット・オペレーションの運営自身に大きな意見は持つておるけれども、しかしそれはそれとして、ずつとながめてみて、政府の新しい金融政策はきわめてきめこまかくなく、しかも落ちこぼれや、格差の増大や、しわ寄せというものが予見をされる、こういうふうな点を私は強調したかったのであります。それらの総合的な点について、次官に一つ本日の感想を承つて質問を終わることにいたします。

○原田政府委員 ただいま横山委員からお話がございました点について、なおよく検討を加へまして、ただいま御指摘のありましたような点について手落ちのないように配慮を加へていきたいと存じます。

○春日委員 一、二問だけ……。この前の金融小委員会、東京昼夜信用組合の破綻事件につきまして、二万数千人の預金者が、しかも零細預金者が非常に

に困つておる、それで政府は東京都知事にこの監督その他を委任してはいるけれども、最終的な責任は政府にある、これが対策はどうしたかと質問いたしまして、善処方の御答弁を得ております。その後何か固まつたものがありますか。ありましたらお聞かせ願ひたい。

○大月政府委員 東京昼夜信用組合の問題につきましては、先般お話がございました、今お話しのように東京都庁において責任を持つて善後処理を考究中でございます。ただ、何分にもこの問題は多くの簿外取引があるというところに中心がございまして、なかなか実情がわからないということございまして、且下徹底的な調査中でございます。

それから基本的な方針といたしましては、善意の預金者に対して迷惑を及ぼさないように処置したいというものが東京都の基本方針でございます。こういう簿外取引の關係者の預金等については相当御遠慮願わなければいかぬかと思ひますけれども、一般の善意の預金者に対してはできるだけのことをいたしたい、こういうことであります。

○春日委員 善意の預金者また裏預金を承知の上で高利をとつておつた者については、これはおのずから区分があつてしかるべきであらうと思ひますけれども、とにかく政府から認可を得た受信機関として堂々と営業をしておつた、窓口で預金をしておつた、これが監督不十分のため経営者諸君の乱脈な運営、経理によつて破綻を来した、これはまことに監督不行き届きの最もはなはだしきものでありまして、

政府責任は免れたいと思ひます。この問題は、破綻が表に出ましてからすでに二、三ヶ月を経過いたしております。このままほつておけば預金者は泣き寝入りをしてしまふのではないかと、こういうことではないかと時間がかけておるきらいがなきはございせん。許すべからざるあり方であると思ひます。こんな問題の処理は、それぞれの受信機関が営業店舗の許可、認可を受けるにあつてきわめて困難な諸情勢等もございまいし、そういうようなものから関連して、他の有力な受信機関と合併せしめる等、いろいろな方法によつて、わずかばかりの——と言つては語弊がございまして、信用協同組合全体としても、また受信機関全体としても、とにかく共同の信用を保持いたしますことのため

に、これはいろいろな行政指導によつて十分救済の実を上げることができると思ふのであります。すでに私が発言をいたしましてからこれ一ヶ月くらいたつておるのに結論が出ていないことはきわめて遺憾であります。すべからず東京都庁を十分御督励になりまして、善良なる預金者の被害をすみやかに回復することができましように善処を要望いたします。

それからもう一つ、私はこの際大蔵省に対して警告を発したいことがございします。それは、ただいま横山君の質問の中にもありました、歩積み、兩建に関する問題でございます。本問題については、私が、これは明らかに独禁法違反の疑いがあり、よつて、公正取引委員長を本委員会に招致して、この問題について国政調査を行なうべき旨提示をいたしました。かくて理事

会にはかられて、この問題について処理することが理事会において決定されております。本日の理事会において、も、税法三案が上げられたその直後に、おいて十分責任的審議を行なうことが申し合はれておるのでございます。従ひまして、この問題ははたして独禁法違反であるかどうか、そういう問題が国会審議の結果と相俟つて行政府がしかるべき措置をとるのが道義、条理に照らして適切な処置であらうと思ふのであります。そのような過程の中において、銀行局のある検査官が歩積み、兩建について一個の基準を明示したということは重大なことであらうと思ひます。その基準がいか

に定めらるべきであるか、少なくとも国会が開会中であり、しかもこの問題を取り上げてこゝで審議しよう、各党から各委員が出て、この問題について公正取引委員会の委員長を招致して独禁法の立場から一応これについての十分なる検討を加へよう、金融を所管いたします本委員会がその調査を行なうといたしております過程において、何らその結論も出されてはいない、またその調査もなされてはいないときに少なくとも、銀行局が歩積み、兩建について一個の基準を容認的に示すというがござい、国会に対する挑戦である。こういうことは差しつかえないといふ前提のもとにそういう基準が示されておる。われわれはこれは独禁法違反であると思料されるがゆゑに、その疑惑の上に立つてこれをクリヤーしようと思つて調査しようとした。私はこういう処置はきわめて不当な措置であると思ふが、いかがでありますか。私は、このことについて政務次官も十分

審議の経過、問題の取り扱いの経過について御承知のほどであると思ふ。本委員会が少なくともこの問題について検討のさなかにおいて、歩積み、兩建ではこの限界においては支障なしという限界を示すがときは、きわめて不謹慎きわまる態度であると私は思ふ。何のためにわれわれがここに調査せんとするのでありますか、理事会は何のためにその必要ありと認めてそのことを議決したのであります。国会に対する挑戦である。何たる態度をもつてそういうばかげたことを銀行局が示したのか。この間のいきさつを御答弁願ひたい。

○原田政府委員 今、横山先生の御質問中にありましたが、基準は銀行局から銀行側に示しております。そういうことはいたしております。歩積み、兩建はいかぬじやないかという強い御意見がありまして、今、春日先生がおっしゃる通り、こゝへ公取の委員長も呼んで、国政審議の立場からこの場において審議をしようということになつておることも承知をいたしております。私も大蔵省といたしましては、今この基準がよろしいというようなことは決して申し上げておりません。先ほどの答弁で申し上げておるうちに、こういうことは大事なことでございしますから、銀行側あるいは産業側の意見もよく聞いて相談をしたい、こういうことを答弁いたしましたと承知いたしております。

○春日委員 この間、一週間くらい前に新聞に、たとえば政府資金の中において、兩建にするとかあるいは歩積みをするとかいうことの項目のほか三、四点を明示された、こういう記事を見

た。これはまことに監督不行き届きの最もはなはだしきものでありまして、

政府責任は免れたいと思ひます。この問題は、破綻が表に出ましてからすでに二、三ヶ月を経過いたしております。このままほつておけば預金者は泣き寝入りをしてしまふのではないかと、

許すべからざるあり方であると思ひます。こんな問題の処理は、それぞれの受信機関が営業店舗の許可、認可を受けるにあつてきわめて困難な諸情勢等もございまいし、

そういうようなものから関連して、他の有力な受信機関と合併せしめる等、いろいろな方法によつて、わずかばかりの——と言つては語弊がございまして、信用協同組合全体としても、また受信機関全体としても、

ました。これは事実無根でありますか。

○大月政府委員 これは事実と相違いたしております。こういうことであらうと思ひます。先ほど横山委員の御質問に對してお答えいたしましたように、われわれといたしましては、いわゆる適正なもの、不適正なものという問題は非常にむずかしい問題でございまして、これを金融界に押しつけまして納得を得られない限り誠意を持って守ることは参らないということだと思ひます。従いまして、金融界の慣行あるいは社会的な慣習、そういうものを含めまして正確な基準をつくりたいという事で相談いたしておりますが、その席にわれわれの銀行局の検査部長も派遣いたしまして相談をされておる。それが大蔵省から案を出してそれで了承したとしないとかいう記事になつておるのだと思ひます。そういう意味で事実はまだ結論が出ておりません、相談中であるというのが実態であります。

○春日委員 私は、あの記事というものは少なくとも項目を制限、列挙してかくくのものゝ適正ならざる歩積み、両建であると報道されておりました。従いまして、国民大衆はこの程度のものはやむを得ないのであるかと考え、またこの程度のことをやってもいいのであると金融機関は誤認するおそれ甚大であると思ひます。従いまして、事実無根の記事であるならば、事の重大性にかんがみて、あれは事実無根であるとの記事の取り消しを行なうか、あるいはそれに反論せられたところの意思表示を行なうか、的確な処置をなすことが行政府の当然の責

任であると思ひます。ああいう大きな記事が出され、この重大問題の根幹に觸れてああいう問題が出されて、今日まで黙つてこれを捨てておくということとは適当なことではない。ああいう四つ、五つの排他的な項目というものは、言つたこともないのだし、また考えてみただこともないのだという事を国民の前に明らかにするために、一つ大蔵政務次官の責任において適切な処置をとつていただきたいと思ひます。重ねて申し上げるが、税法三案が上がりまして直後において公正取引委員会関係者にこゝへ来ていただいて、厳密に、その歩積み、両建の問題の適法性、またそのなし得る限界等について十分国政調査をなさなければならぬと考へますので、これに先がけてそういうような処置のありませう、十分一つ御戒心あらんことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ああいう記事が出ておつたことは事実であります。国民大衆が誤認することもあるが、然ることでありましよう。これを何らか訂正する意味において、適切な処置をおとりになる意思があるかどうか、この際政務次官から……

○原田政府委員 今新聞に発表したかどうかというお話でございましたが、そこまでは——私、よく調べてみますが、銀行局長から今御答弁申し上げましたように、また私から答弁いたしたように、そういうことは、大蔵省としては、まだ何も指示した覚えもないところでございますから、よく連絡をとつてみたいと思つております。

○春日委員 大蔵省が指示もしない意思表示もしないとしても、天下の大新聞ごとく、大蔵省銀行検査官であ

りますか、その種の責任者が金融懇談会の席においてか、銀行協会等の席においてでありますか、とにかく歩積み、両建預金の排除基準、不適正基準というふうなものを示された、こういうことが載つておつた事実は重視されなければならぬ。今申しましたように、国民は、この程度の歩積み、両建をするという事はやむを得ないものである、かくのごとく考え、この程度以外のことはやってもいいのだというふうな銀行が思ひ込んでしまつておる。私はその弊害は甚大だと思ひます。国民の被害はまた大きいと思ひます。私は、政府がこの問題について当然そのような誤解のないように、そうして誤つた執行によつて国民の何人も被害を受けることがないように処置をとることは当然の責務だと思ひます。私は、少なくとも大蔵政務次官の責任において善処されることを強く要望いたしますが、善処されなければこの次の機会において十分大蔵省の責任を問ひたださなければならぬ。この点一つ注意しておきます。

○原田政府委員 大蔵省といたしましては、今の問題については、先ほど答弁いたしましたように、銀行協会その他関係のある方面が慎重に取り扱うように善処いたしたいと思つております。

○吉田(重)委員長代理 此の際、午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時五十三分開議

○日井委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

税制及び専売事業に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 前回、予算委員会の第一分科会におきまして、たばこ専売法違反の問題につきまして少し論議をいたしましたけれども、時間が十分にございませんでしたので、本日は、これからこの問題を取り上げさせていただきます。

最初に、法制局長官にお伺いをいたします。

たばこ専売法第七十九条に「国税犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接国税の犯則事件とする。」というふうなことがございます。そこで、国税犯則取締法十三条を準用規定で読みかえると一体どうなるのか、ちよつとお答えをお願いいたします。

○林(修)政府委員 今御質問の十三条というのは、通報・告発の規定でございますね。これは当然に、この収税官吏とありますのは、専売公社の当該職員、国犯事件の仕事をやっております。それから間接国税に関する犯則事件というのは、たばこ専売法違反事件、こういうことにならうかと思ひます。どういふ職員が、ここにいう税務署長あるいは国税局長に当たるかは、専売公社の職員によつてきまってくるのだと思ひます。

○堀委員 今のあなたのお話だと、「国税局又は税務署ノ収税官吏」こうあるのは、地方局または支局の当該職員というところまではお話しになりましたが、それ以外にありますね。

〔委員長退席、吉田(重)委員長代理着席〕

○林(修)政府委員 ちよつと今の御質問の趣旨がよくわからなかつたのでございしますが、恐縮でございますが、「国税局又は税務署ノ収税官吏間接国税ニ関スル」というその収税官吏は、たばこ専売公社の職員だ、こういうふうな読みかえをするのだとおっしゃつたわけですが、それだけではなくて、ほかにもあるはずだと私は申し上げたのです。ほかにもありますね。

○林(修)政府委員 今の御趣旨は、このたばこ専売法七十九条の各号に当たるといふゆる司法警察官あるいは税務職員、そういうことをおさしかと思ひますが、もちろんそれも含めております。

○堀委員 そうすると、こういうふうな読みかえをする。第十三条は、国税局または税務署の収税官吏間接国税に関する犯則事件の調査を終つたるときは、これを所轄地方局長または所轄支局長に報告すべし、というふうな読みかえをする。

○林(修)政府委員 今の御趣旨、やはりちよつとはつきりのみ込めないところがあるわけでありまして、たばこ専売法違反の犯則事件は、御承知のように、間接国税犯則事件と呼んでゐるわけでございます。従いまして、国犯法の方でいえば、間接国税に関する規定が準用になるわけでありまして、そういう点になるじゃないかと思ひますが、今おっしゃつた趣旨、ちよつと了解しかねる点があるのであります。

○堀委員 それでは私が説明をいたし

ましよう。たばこ専売法第七十九条の三は、そこにこれを読みかえる規定が書かれているわけですね。その中に警察官から収税官吏であるわけですね。そうして、それをもって「司法警察職員等」という「等」の中に含まれているわけですから、それを一々全部置きかえて法文として読み直してみますと、私がたまたま申し上げたように、この十三条を国税局または税務署の収税官吏たばこ専売法の違反事件の調査を終わらしたときはこれを所轄地方局長または所轄支局長に報告すべしと読めますね。

○林(修)政府委員 ここで一号から七号まであげておられますのは、いろいろな趣旨がそれぞれあると思うのでございます。

○堀委員 いや、そんなことを聞いていない。読めるかどうかと聞いているのです。

○林(修)政府委員 この収税官吏を入れた趣旨は、結局どういうわけで入れているかといえますと、結局これは今おっしゃったようなのと、簡単にそうはいかない点がある理由を御説明しようと思つておられるわけでございますが、この三項の各号でいわゆる警察官あるいは海上保安官、あるいは税関官吏、収税官吏を入れておられますのは、やはりそれぞれの職員がたばこ専売法違反事件に関与してくる可能性のある職員をここに入れてあるわけでございます。

○堀委員 読めるか読めないかをここで私伺つておられるのですが、あなた、読めると言うのか、読めないと言うのか、どちらか答えて下さい。答えなければ何回でも聞きますよ。あしたの朝まで聞きます。

て間接国税関係の収税官吏が間接国税事件を調査しているときに、たとえばこの輸入問題等——これは税関官吏が主としてやりますけれども、収税官吏もある程度輸入物件についての犯罪事件の調査ができるわけでございます。そういうことを考慮してこれは入れてあるのじゃないか、かように考えます。

○堀委員 冗談じゃないですよ、法制局長官。あなた、あんまりそういう政治的な発言を法制局ですらも政治的に困ると思うのです。いいですか。もし政治的に今度の処理がひっくり返ったときにそういうことであつた通りですか。法律というものはそういうものじゃないでしよう。今私が言っているのは内容のことを言っているのじゃないのですよ。法律上のことを言っているのだから、読めるか読めないかと言つたら、読めるかどうかを答えればいいのです。読めるか読めないかどうですか。読めないなら読めないと言つて下さい。

○林(修)政府委員 先ほど御説明した通りに、この各号に掲げるものは、やはりそれぞれ本来の職務から関連してくるものが掲げられているわけでございます。従いまして、たばこ専売法違反事件に本来かかわる職務を持つている者がその範囲においてやる、これにおいて新しく職務を与えたものではない、かように考えます。

○堀委員 読めるか読めないかをここで私伺つておられるのですが、あなた、読めると言うのか、読めないと言うのか、どちらか答えて下さい。答えなければ何回でも聞きますよ。あしたの朝まで聞きます。

○林(修)政府委員 今の御趣旨は、いわゆる収税官吏一般全部が入るかという御趣旨……

○堀委員 そんなこと聞いてないですよ。ここに書いてあるのを読んでいるだけじゃないか。入るとか入らぬとかの判断のことではない。読めるか読めないかということだ。

○林(修)政府委員 読めるとか読めないとかは、結局法律の趣旨で解釈するわけでございますから、その文字と同時法律の趣旨の両方から解釈していくわけでございます。ここに書いてありますのは、要するにたばこ専売法違反事件について、こういう職員もたばこ専売法違反事件の、いわゆる犯罪事件の捜査ができるというところが書いてあるわけでございますので……

○堀委員 犯罪事件の捜査ができるのではありません。

○林(修)政府委員 できますが、もちろん収税官吏も入っておりますが、これは先ほど申しましたように、警察官も、税関官吏も全部入っているわけでありまして、これによって職務を新しく与えたのではなく、当然こういう問題はそれぞれの職務の範囲で、たばこ専売法違反事件にかかわつてくることがあり得るわけでありまして、そういう場合には、もちろんたばこ専売法犯罪事件の調査ができる、そういう趣旨で書いてあるもの、かように考えるわけでございます。

○堀委員 それではもう一べん聞きますが、あなたがさつき収税官吏としてここにあげてあるものは、要するにたばこの輸入の違反だとおっしゃいましたね。いいですか。それだけでいいですか。収税官吏をここにあげた理由はあるのですか。それはも

あるのですか。それはもろく大體税関がやることですよ。収税官吏というのは税務署に在るのではありませんか。税関が密輸の問題をやるのじゃないのですか。そのために税関吏はあるのでしう。その問題とこの問題は違ふのじゃないですか。

○林(修)政府委員 これは御承知のように、いわゆる内国税の収税官吏である、その犯罪事件の調査の過程において、関税法違反事件についての調査は、同一物品が内国税と関税と両方にかかつてくるものが相当ございます。これは両方の捜査権を持つていて、収税官吏は内国税の輸入たばこ等の問題については捜査権はもちろんあり得る場合はございますが、関税等の捜査についても並行してあり得るわけであり

それから、純然たる国内について、いろいろの場合を私は一々想定したことはございせんが、間接国税の調査に当たつては収税官吏がたばこの専売法違反事件に突き当たるといふ場面はもちろんあり得ると思つて、そういう場合をもちろん含んでい

○堀委員 そうすると後段の方は、いろいろたばこ専売法違反に関するものにぶつかることが内国税に關してあり得ることですね。私はそれを聞いてゐるのだから、そこまであなたが答へになるなら、今私が言つたように読んでみても悪くないではないですか。これは要するに、国税局または税務署の収税官吏たばこ専売法違反事件に関する犯罪事件の調査を終わらしたときは云々、こう読んだらち

ともかまわれない。読んでもよいということでもここに法律として書いてあるのですからね。そうでしょう。内国税については絶対に権限はないのです、関税法違反についてはだけあるのです、というところだけではない、この収税官吏という言葉はないと思う。

それからもう一つ、要するに、今のこの問題は政府がいかなる決定をするかにかかつてゐる問題であつて、その場合には、法制局というものは、客観的に法律の該当事項の範囲内における意見をあなた方は述べたいものであつて、政策部分にタッチするものまで私はあなたに意見を求めていないわけですね。それは大蔵大臣なり、専売公社総裁なり、国税庁長官なりが判断することであつて、法制局というものは、法律に対する客観的な事実をどう解釈するかという範囲にとどまるべきだと思つたけれども、あなたの答弁はややその点を踏み越えて、政策部分についての責任を負おうとするやうな発言は法制局の立場として適當ではないと思つた。だから、私が申し上げてゐることは、あなたがいわゆる内国税についても問題があるということに触れられるならば、それはあたりまえのことだといふのです。収税官吏といふものは本来的には内国税を担当する部署であつて、関税のための収税官吏な

る職員を関税のために置いてゐるのでないから、その点はおつしやる通りです。そうなるが、私がこの間から論議してゐる問題というものは、まずこの国犯法十三条の通告の義務というものはやはり収税官吏一般にあるのだ。あ

る職員を関税のために置いてゐるのでないから、その点はおつしやる通りです。そうなるが、私がこの間から論議してゐる問題というものは、まずこの国犯法十三条の通告の義務というものはやはり収税官吏一般にあるのだ。あ

なすは非常にいろいろとこまかく分けられるけれども、概念的にはたゞ専売法違反に関する犯則の調査を終わつたときはこれはやらなければならぬという規定はここに明らかであるといふことは確認されておることだと私は思ふのです。

その次は、国家公務員法第百条の公務員の秘密保持という点に関する規定と、所得税法七十一條の秘密保持に関する規定と二つあるのですが、これは収税官吏については一体どちらが優先するのかが承りたい。

○林(修)政府委員 その点お答えいたします前に、先ほどの点でございまして、私は何も別に政治的な発言をしてゐるわけでも何でもございませんで、本来の法律の解釈のあり方からお答えしたつもりでございまして。その点は一つ誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

先ほどの点もまた御質問があればお答えいたしますが、収税官吏は、実は本来の職務は内国税の犯則事件の調査、そういう収税官吏として——しかし、たまたま見つかったという問題があれば別でございましてけれども、やはり本来そういう事件の調査を命ぜられてゐる者でなければ権限はないわけ、たまたまそういう犯則事件の調査——職員は収税官吏じゃないわけでありまして、そういう職員がかりに何か見つけたとしても、すぐにその問題にはならないと思ひます。これは堀先生別にそういうことをおっしゃつてゐるのではないのかもしれないけれども、その点でございまして、それから今の国家公務員法と所得税

法の関係でございまして、所得税法に関する秘密保持義務の規定は、ある範圍においては重複いたしてあります。

国家公務員である以上は全部がこの国家公務員法百条の規定の適用を受けるわけにございまして、同時に所得税の調査に關しての問題はこの規定が優先的と申しますか、ある意味で特別法でございまして、この規定が優先的に適用されるということになると思ひます。

○堀委員 そうすると、この問題は所得税法七十一條の秘密保持等に關係が出てきますが、「所得税に關する調査に關する事務に従事してゐる者又は従事してゐた者が、その事務に關して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、」こうありますね。私は今の税務職員がたゞ専売法違反の事實を知つて、それを今の国犯法十三條に基づいて地方専売局の局長その他に通報するのは、秘密を漏らすとか窃用するといふことには該當しないと思ひますけれども、そこで、私はまず警察保安局長にお伺いをいたしますが、これは刑事局長の方になるかも知れませんが、税務署の職員が今の十三條の私の解釈に基づいて通報の義務を果たしたから、七十一條違反で処罰されますか。

それは告発の対象になりますか。これは秘密を漏らしたものでなければ窃用をしてゐるのでもない、通報の義務を果たし刑事訴訟法に基づくところの告発の義務を果たしてゐるだけだから、私はならないと思ふのですがどうですか。——それは警察庁の独自の見解で答えて下さい。法制局は法制局の見解があるし、国税庁は国税庁の見解があるでしようから、おのおの立場

で答えて下さい。

○野田政府委員 この点について、私も十分に研究しておりませんが、お答えが適切にできないのは遺憾でございまして、この問題についてはなおもう少し研究させていただきますと存じます。

○堀委員 研究していただくならけっこうですが、そこでちょっと保安局長の方にお尋ねした方がはつきりするかもしれませんのでお伺いをいたしますが、最近たゞ専売法違反で兵庫縣警が捜査をいたしておる和泉産業事件というのがございまして。私が新聞等で承知しております範圍では大体値引き率が四ないし五分、マージンはわずかに一分だといふことです。しかし、その一分のマージンによる利益が一月二百万円くらいあり、過去三カ年にわたつて六十億円を売りさばいて、それによる利益は一億円をこえておる。これを尼崎中央警が摘発をして、今進行中です。皆さんの方は大へん骨を折つてこ

う摘発をされたと思ふのですけれども、この場合マージンが一分しか残らないといふようなことは一種の反面調査をやれば当然出てきたと思ふのですが、私の承知してゐる過去の例はそれのほかにかなりあるわけですが、これらの違反事件を皆さんの方が捜査された経路は、一体どういふところから始まつておるかをお伺ひいたします。

○野田政府委員 現在捜査中の兵庫縣のたゞ専売法に關する事件の端緒といふものは、尼崎市内で密造のたゞこが大量にパチンコ業者に流れてゐるといふような情報もあつた、そういう面からいろいろ協力して下さる方もありますので、パチンコ業者の景品用のたゞ

この仕入れ先というものを隠密裏に調査をしたところが、大阪方面から仕入れてゐるといふ業者がわかつたわけにございまして。そこで専売公社の大阪の地方局と連絡をして、その業者の内偵を進めておつた、そういう面から販売の事實がわかつてきたといふのが問題の尼崎の事件の端緒でございまして。そのほかにたゞとえば北海道の、同じようなたゞ専売法事件の嫌疑等がございしますが、これもやはりパチンコ業者が大量にたゞこを特定の者から買つておるといふようなところから調べて参りまして、それが専売法に違反して定価の値引きをして売つてゐるといふようなことがわかつてきたといふような線にございまして。

○堀委員 専売公社の總裁にお伺ひをいたしますが、總裁は実はこの間の委員会、こゝろにうらうにお答えになつております。「たゞこ小売人が大口に買い取る者に対して値引き販売をしてゐるといふことにつきましては、私もいろいろ従前からそういう事實があるといふ話を伺つております。かようなものは専売法の違反として取り締まりあるいは処分しなければならぬものであります。これは現金で取引がなされるために、証拠をつかむことがむづかしいといふようなことで、現実に犯則として処分いたしましたものはさほど多くはありません。しかし、監視には努めておまして、違反を露見したものはそのつど調査し、処分をいたしておる、こゝろにうらうに實情になつております。」前回の委員会における會議録でございまして、この御発言は御確認をいただけますか。

○阪田説明員 その通りでございまして。○堀委員 そうすると要するに証拠をつかむことがむづかしいといふたやうなことで、こゝろにお書きになつておることは現実に犯則として処分いたしましたといふことですね。だから現金で取引されて、証拠がつかめなれば、監視に努めておられるわけだから、違反を露見したものはそのつど調査し、処分はしていただけるわけですね。

○阪田説明員 証拠が発見されまして、それを端緒として全体にわたる調査をいたしまして、犯則の心証を得ましたればそれ法律に従ひまして通告処分あるいは告発といふ処分をいたします。あるいは小売人の許可自体につきましても検討される、こゝろにうらうにいたすことになりまして。

○堀委員 そういたしますと、この前の泉さんの答弁がこゝろにありますが、私も、泉次長は、「われわれの方で課税をいたします際にございまして、リベートをいたしますと、ほかの業態でもそうでございまして、それだけ所得が少なくなるわけにございまして、担税力がございませんで、そのリベ

トを引いたところで課税をいたしております。」といふ答弁がありますから、この事實については税務署に全部証拠はあるわけですね。私はそういうふうに見ておる。調べれば証拠があるかなにかはわかるわけですね。さつき申し上げた大口のたゞこの小売人については、税務署をお調べになれば証拠はあるはずですが、それは証拠になつておるかどうかはお調べにならないわけばかりませんが、公社としては、この御答弁からするならば、証拠をつかむことがむづかしいので、現実に犯則として

処分したものはさほど多くない。だから証拠をつかむことが可能であるならば、その可能の範囲に従って、当然あなたの立場としては、たばこ専売法違反は処分をしなければならぬ立場でありますから、すでにこの問題で、今の和泉産業のように数年にわたって六十億円のたばこ専売法違反による売り上げをしておる事実が過去にあったのです。今日これはほんとうに明るみに出しておるわけですから、そういうふうな異常に多額なものは——たとえば札幌事件でも四分引きです。それからこれは五分引きもやっておるわけです。それほど引いて、そうして本来国に入るべきものが入っていない。だからそういう点で私どもは考えるならば、それだけ引けるのならマージンは安くはいわけです。それにもかかわらず今度はふえていくという問題があります。が、一つ阪田さん、これまでの異常にたくさん売っておるところを調査していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○阪田説明員 ただいまの非常に多額の売り上げをしておるもの、こういうものは大体値引きといいますが、歩率の中を戻すといいますが、そういう形で売っておるのだから、犯則をやっておるのだから、従ってそれを調査したらどうか、こういうお話だと思ひますが、これにつきましては、確かにその業者の販売努力ということもあると思ひますが、しかしそういった専売法違反の行為をやつて、そのために売り上げが伸びているのじゃないかといった疑いも十分にあるわけです。ただこれを犯則事件として捜査する、ここにこういう性質の事件でありますか

ら、強制調査をやりまして、確かな証拠をつかまなければならぬわけですが、そういう強制調査をするだけの端緒となる十分な証拠があるかといひますと、ただ何かやっていると聞かすといひだけの推定ではなかなかかみずかしいと思ひます。令状をもらつて強制調査をやるといふくらい程度までの確かな証拠がありますれば、これは私どもとしても職責上、また専売法を守るためにも必ず調査をしなければならぬと思ひますが、そういった段階までの証拠といひますか、心証がなかなか得られるようなところまでいかないうのが一般の状況でございます。

○堀委員 専売公社がこれらのたばこ小売人の税の決定の状態を税務署に対して照会をするといふことは、大蔵省関係部門における処理であつて、一々小売人を呼んでその調査をするとか、あるいはそれ以外のいわゆる反面調査をするといふことを要しないわけですよ。大蔵省という一つの機構の中にある国税庁、国犯法の取り締まりをするべき国税庁の各機関の中にある書類をあなたの方で一回見せてもらいたいといふことはできないのですか。そんな大げさな、何か外側から警察が捜査をして出てきたものが出てこない限りはやれないのですか。専売法といふものはその程度にしか守る必要のない法律なんでしょうか。

○阪田説明員 税の関係におきまして、歩率を引いて、歩戻しをして売つておる、こういうものにつきまして、そういう実態に応じた課税がされておる、一般的に申しましてそういう状況があるといふことは私どももかねがね伺つております。従ひまして、税務当局の

方にもそういった資料をもし法律上私どもの方へ開示していただければ見せていただきたい、これは正式にはありませんが、御相談したこともございします。しかし先ほど来法制局その他、先般もございましたいろいろな事情がございまして、まだ開示していただいておりますという段階には至つておらないわけでございます。

なお税務署の所得決定その他の調査資料でございますが、これは所得税あるいは法人税もあるかと思ひますが、そういったようなものの所得調査という観点からの資料でありますので、かりに開示していただきました場合、小売業者につきましては、たとえばたばこいまのお話のような手数料を五分引いて売つておる、こういう計算をして課税してあるといったような事情をお教えいたしまして、直ちにそれがこういう専売法違反の犯則事件の証拠として使える程度のものであるかどうか、これはまだやはりそこを見せたいだかないと、なかなか程度がございまして、はっきりしないのではないかと申すに考えております。とにかく現状ではまだ見せていただくといふところまでいってないといふことでございします。

○堀委員 公社の方で文書で正式にではないけれども、そういうことを国税庁に申し入れをしておられる、こういう答弁ですが、国税庁、そういう申し入れを聞いておりますか。

○泉説明員 お答えいたしますが、先年大阪国税局におきまして、専売公社の大坂地方局の方から、所得税関係で、たばこ小売人がリベートしている事例についてその内容を開示してほしいと

いうような申し出があつた由であります。国税局長の方から直接聞いておりますが、専売公社の方からは、そういう申し入れをしたけれども、それについて開示できないというような回答があつたという報告を受けております。○堀委員 今度の和泉産業事件というのは、昭和二十七年ぐらいから行なわれておるのですね、昭和二十八年からパチンコ屋へたばこをおろし始めて、売り上げが伸びたのは三年ほど前からだ、こういうことになっておりますね。非常に伸びてこういうことになったのでしよう。そこで六十億円に上る犯則事件が起きておるわけですから、あなたの方、こういふと国税庁の立場で毎年々々その違反事実を知りながら、所得税法、法人税法の問題だけだからとして、今日にきたといふことについて、何か官吏としての職務執行上うしろめたいような感じがございませんか。

○泉説明員 先般もお答えいたしましたのでございしますが、所得税及び法人税の調査をいたしております税務職員は本来所得税なり法人税の調査の仕事専門にいたしております。その仕事をやっていく過程におきまして、いろいろ個人の秘密あるいは法律違反というようなことを職務上知る機会は相当多いと申すことができます。しかしながら、先般も申し上げましたように、刑事訴訟法によつて公務員が告発の義務を負つておりますのは、本来行なう職務に際して知り得た犯則があると思ふとき、告知の義務があるわけでありまして、所得税並びに法人税の調査をする職員がその職務を執行するに際しまして、たまたま知り得た専売法違反事件につ

きましては告発の義務を負つておりません。そこで告発する義務がないわけでございますが、先日来堀委員がおっしゃつておられますように、告発の義務はないにしても、これを専売公社に通報するのはいかどうかという問題はあるわけでございます。これにつきましては、私どももいたしましては、さような通報をした場合に、先ほど申し上げましたように、ひとり専売法違反事件だけではなしに、いろいろな法律違反の事件を税務職員は知り得るわけでありまして、これは通報しろ、これは通報しないといふふうにならうと使い分けてやつていくことができるかどうか、またそれによつて税務職員が真実の所得を把握するといふ税務行政の執行の上に弊害がないかどうか、こういう点もいろいろ検討しなければなりませんので、現在のところでは、さような所得税なり法人税の調査に際して知り得た専売法違反事件については通報をいたしておらないのでございします。もちろん職務執行上忙しい、そのために専売公社に通報するまでの手数、要するに仕事までやつておれないという事情もあるわけでございます。さような事情があることを御了承いただいたのであります。

○堀委員 今の答弁の中で、所得税決定のための税務行政に、そういう通報することによつて弊害が生じるのは困るのだ、弊害が生じて困るといふことは、その後の所得把握が困難になるといふことだと思ひますが、たばこ小売人については、その所得の決定というのは、専売公社が幾らか売らなければ、所得自体は出てこないのですよ。専売公社から買ひ入れる以外には、ま

さにやみだばこでもつくる以外には手はないわけですから、少なくともたばこ専売法違反のたばこ小売人の問題については、税務行政上、あなた方が今後そういう通報をしたからといって、所得税、法人税法上の行政執行の弊害にはならないと思いますが、この点に限ってはどうか考えますか。

○泉説明員 理屈ではお話のように、たばこ小売人の場合、専売法違反事件を通報したからといって、すぐにたばこの仕入量がわからなくなるといふようなことはもちろんございません。しかしながら納税者が税務職員に秘密を知られた場合に、それが他に漏らされるのだという心配を持つようなことになりまして、専売法違反事件に事象に限られなくなるおそれはありはしないかという点を、私たちとして心配しておるということでございます。

○堀委員 それは明らかにたばこ専売法の問題についてだけやっておれば、その他の事案が出てきたら、納税者がそういう心配をするかもしれないけれども、私は大体そこもおかしいと思ふのです。国の法律の定めたものに従ってやるべきであるにもかかわらず、それを税務署がまたま知ったからといって、税務署が黙ってくれないから、あと継続してその犯罪を何度でも遂行できるなんというところは、法治国として一体どうですか。われわれもよく法律はどんな悪法でも法律なんだから守らなければならぬというような論議は、いろいろこれまでもあったわけですから、法治国で法の抜けることを有利にさせるようなことが結果として起こるようなことを国の官署が協力した、——間接かどうかは知りま

せんが、やっておるといふのが事実ではないでしようか。そうすると、所得税、法人税をとる方が大事なのか、国民に法律を守らす方が大事なのか、一体どちらが大事になるのでしょうか。原田さん、大蔵大臣の資格で国民に法律を守らせることが大事か、税金をとる方が大事か言って下さい。

○原田政府委員 両方とも大事でありまして、今の御質問の中で、一方において知ったことをいうことは、一方の法律を犯してやることはつきりするの、なぜ言わぬか、こういうところに問題点があると思ひますが、国税当局は、やはり自分の税をとつておる、そこで知り得た秘密を漏らすということによって、あらゆるほかの方に波及するということを非常に懸念しておるようでありまして。しかしながら、御指摘のように、ものは常識だと私は思うのです。その常識はずれなことは——これは一応こういうことがあるがというようなことは、まあ内々に内輪同志で話をするぐらいのことは、これはその方がよいと判断されたときにはそれをすべきだ。しかしそれが法律に問われやせぬか、一方秘密を守るという法律に問われはせぬかというところは、これは役人としてはまた懸念するところでございますから、そういうことについては十分検討して、これは罪にならぬというところであるなら、常識的にこれはどうかかと思う点については内々に話をしても、私はいいのではないかとと思ひます。

○堀委員 政務次官の御答弁まことに同感でありまして、私もやはり今あなたのおっしゃったように、法律その他の執行というのは、やはり元をただせば常識だと思ふのです。あなたのおっしゃる通りだと思ひます。だからあまり非常識なことをしろとは私はいいわいのですが、どうもこれまでのやってゐることが非常識だという感じがしてならないのです。

もう一つ、法務省の刑事課長もおられますから、一つお願いしておきたいのは、さき保安局長もお答えになりましたけれども、所得税法七十一條は、要するに税務官吏がみずからへの利益か何かを考えて、その秘密を漏らしたり、窃用をしたりする場合を規定しておるのである、今のような公の職務として知り得たことを、公のルー

トの中で部内で連絡をすることは、七十一條の違反にならないと思ひてゐるわけですが、今あなたに御答弁をいただきますけれども、この点については、こがはつきりしていかなければ、この問題は解決しないのです。これはわかりきったことだけれども、法制局には私は聞きません。またこじつけのことを言われるだけだから聞きません。一つ、警察庁と法務省で統一見解をこれについて出していただきたい。打ち合わせを十分にしたいだいて、それに基つて、今後のたばこ専売法違反に対する態度を国税庁としても一ぺんきめてもらわなければいかぬ問題だと思ふ。私の言っていることは、所得税法を曲げて使いなさいといっているのではない。それがわかつた場合には、所得税、法人税の決定はその現実に応じてやつたらいい、やつたと同時にこういう事実があつたというところは、少なくとも國犯法十三條の準用規定に基つて、こういう事実がありましたという通告をしてもらいたいというふうに

考えるのです。それは今政務次官が常識的な判断でやりたいとおっしゃつたから、それでけっこうだと思ひます。そこでもう一つ国税庁にこの問題の部分で伺つておきたいのですが、今の皆さんのリベートの問題というのは、反面調査をして、ちゃんと何分引きというところを認めておられますか。向こうが、たとえばうちは二分引きしておりますというので二分引きなのかどうか、今度の和泉産業事件はもう一ぺんか二へんの委員会が経過を伺うことにしたいと思ふのですが、要するに、国税庁は和泉産業の所得税の決定にはどうであつたのか、今度の警察庁及び検察庁で調べたところの反面調査を含めての歩引きの状態がどうであつたのか、それを並べてみて同じでないのですよ。同じでなければ所得税法違反、法人税法違反に基づいて、あなた方は今度みずから國犯法によるところの査察徴収の義務があると思ふのです、その点明らかにしてもらいたいと思ひます。

○泉説明員 ただいまの点お答えいたします前に、先ほど法制局長官と御問答があつたわけでございますが、たばこ専売法の七十九條の規定にありまする取税官吏と申しますのは、堀委員はすでに御承知だと思ふのでございまして、現在の國犯則取締法が間接國稅犯則取締法時代、その当時は間接國稅についてだけの規定があつたわけでありまして、すでに同様の規定があつたわけでございます。従つてその時代の取税官吏というのは、間接國稅の事務を担当する取税官吏になつておつたわけでございます。その後間接國稅犯則取締法が國稅犯則取締法に変わります

して、直稅の事件も國稅犯則取締法の適用を受けることになつたわけでございますが、國稅犯則取締法の第十三條は間接國稅に関する規定でございますから、従つてここにありまする取税官吏と読みかえる場合におきましても、あくまでもそれは間接國稅の事件を取り扱う取税官吏でありまして、直接國稅の法人税、所得税を担当する職員が入つてくるのでないといふことをあらかじめ御了解をいただきたいのでございます。それから今のたばこ小売人がパチンコ屋に値引きをして売つておつたというやうな場合に、そのリベートをどうやって認めるかといふことでございしますが、これはもちろん申告納税でございまして、一応本人の申し立てを基礎といたしまして、二分引きであるとか、あるいは五分引きであるとか、四分引きであるといふやうに本人の申し立てを基礎といたしまして、一部につきましてはもちろん反面調査を行ないます。そして相手方がそのリベートを受け取つておるかどうかといふことを確認した上で認めるかどうかといふことをきめております。しかしながら、全部について反面調査をすることにはなかなか困難でありますので、全部の売上先を調べることはなかなかできないと思ひます。そういう場合には、こういうリベートがいつておるはずだからといふので、パチンコ屋のリベート収入の資料をつくりまして、それをそのパチンコ屋を担当しておる職員の方に渡すといふことでやつておるわけでございます。従ひまして、たばこ小売人の所得からは抜けるわけでございますが、パチンコ屋の収入の方に

適用を受けることになつたわけでございますが、國稅犯則取締法の第十三條は間接國稅に関する規定でございますから、従つてここにありまする取税官吏と読みかえる場合におきましても、あくまでもそれは間接國稅の事件を取り扱う取税官吏でありまして、直接國稅の法人税、所得税を担当する職員が入つてくるのでないといふことをあらかじめ御了解をいただきたいのでございます。それから今のたばこ小売人がパチンコ屋に値引きをして売つておつたというやうな場合に、そのリベートをどうやって認めるかといふことでございしますが、これはもちろん申告納税でございまして、一応本人の申し立てを基礎といたしまして、二分引きであるとか、あるいは五分引きであるとか、四分引きであるといふやうに本人の申し立てを基礎といたしまして、一部につきましてはもちろん反面調査を行ないます。そして相手方がそのリベートを受け取つておるかどうかといふことを確認した上で認めるかどうかといふことをきめております。しかしながら、全部について反面調査をすることにはなかなか困難でありますので、全部の売上先を調べることはなかなかできないと思ひます。そういう場合には、こういうリベートがいつておるはずだからといふので、パチンコ屋のリベート収入の資料をつくりまして、それをそのパチンコ屋を担当しておる職員の方に渡すといふことでやつておるわけでございます。従ひまして、たばこ小売人の所得からは抜けるわけでございますが、パチンコ屋の収入の方に

上がるといふことになって、それぞれに應じた課税ができることになっておるわけでございます。従いまして、その調査の中におきましては、通報を受けまして、パチンコ屋の調査をしたところ、値引き額がたばこ小売人が申し立てた額と違つておつたというような事例が判明いたしました。申し立て通りを認めなかつたというやうな事例もあるわけでございます。なお和泉株式会社と申しますものにつきまして、新聞に出ましただけでまだ内容がよくわかつておりませんけれども、電話で照会いたしましたところ、昭和二十七年に和泉産業として設立された當時は繊維の販売を行つておつたようでありました。その後大王繊維といふのと合併いたしました。その後はたばこの販売とそれからパチンコ屋と両方を経営いたしておるようであります。その課税状況につきましては、現在照会中でございます。内容は判明いたしております。

○狩谷説明員 一行為につきまして一千万円当たり一百万円というのが一応通常の場合の例でございます。

○堀委員 罰金が最高で一百万円ですか。一億も二億ももつておれば一千万円の罰金くらい何でもありませんね。そして七日か十日の行政処分による停止なんというものは何でもないです。そうすると、警察庁が一生懸命和泉産業事件でずいぶんたくさんの人を走り回つて事件にしてみたら、七日か十日くらいならやめていたって、何も小売店をやつておるわけではいいのだから問題にならぬ。罰金も問題にならぬ。営業停止も本式にこの法律に基づいて、「公社は、小売人が左の各号の一に該当するときは、小売人の指定を取り消すことができる。」とありながら、指定を取り消すどころか、十日か七日の停止なのでは、どうですかそれで公社の方、あなた方この法律を正確に守つておる感じがしますか。たくさん売つてくれさへしたら、公社は利益さえ上ればこの法律はどうでもいいのだという感じがするのです。それはどうですか。

○狩谷説明員 公社といたしましては、違反事件がありました場合にはやはり厳正に処置して参りたい、かように考へております。

○堀委員 今の一千万円で一百万の罰金も私は驚くのですけれども、ともかくたばこ専売法第三十四条三項に違反したものは、今後一つその小売人を取り消すといふことに私はしてもいい。そのぐらゐでなければ、警察官だつてばからしくつて一生懸命やれないですよ。そうしてやれば、今後こう

いうことはなくなるんですよ。そうすれば他の十七万六千の小売人はみな公平だと思つてしまふけれども、一体あなた方はこの十七万六千の小売人の気持を知つていますか。大口の人間が一部のひとと結託をして、そうしてこういう横流しをして、ぼろいもつておるのは大したことがなくて、そうでなく小さな小売人に対しては、いろいろな格好で専売公社はこまかい行政指導や何かをやつておるのではないですか。私いろいろ聞いてるんですよ。だからこの際、公社の総裁は、今後このような値引き問題を起こした小売人については小売人免許を取り消す。私は約束してもらいたいのです。

○阪田説明員 ただいま販売部長からお答え申し上げた通りでございます。まして、犯則事件の情状、内容によりまして、軽い処分は十分であると思われ、場合もあらうと思ひますが、情状の重いものにつきましては、指定の取り消しをするという処分も当然いたしたいと思つております。

○堀委員 おつしやるように情状の問題はもちろんですから、その点はおまかせをいたしますけれども、明らかにたばこ専売法に違反して、そうして特に大口で、そういう格好の処理をしておるものについては、ただいま公社の総裁の御発言通りの処理をしていただきたい、こういうふうに私は思ひます。

その次に保安局長に伺いますけれども、あなたの方では、今、和泉産業事件といふのは、公社でないたばこをつくつてゐるのではないかといううわさがあった、こういうことのようにですが、全国にある非常に売れ行きの大き

いそれらのものについては、今度の和泉産業事件の事情にかんがみて、一つ調査を進められる意思があるかないか。異常な部分だけではないですよ。正當だとなつた方が思われる部分についてはいいです。しかし、こうやつて今の千代田ショップ事件も、やはりパチンコ屋の問題との関連で出てきてゐるわけですね。和泉産業もそうだったわけですね。だから東京、大阪、名古屋等、大都市において異常な売れ行きを持つておる小売人については、一ぺん調査をしてみる必要があるのではないかと。この二例から見ましてそういうふうな私、取り締まり当局としてはお考えいただくのが適當ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○野田政府委員 警察といたしましては、主としてパチンコの景品としてたばこを大量に仕入れてゐるという場合に、たまたまそういう値引きによるいわゆる専売法違反の販売が行なわれてゐるというやうな実情が捜査過程から出てくるわけでございます。そういう面ではたばこを景品として大量に売つてゐるパチンコ業者等の風俗営業法違反の疑いのあるというやうな犯罪容疑に関連してこの問題に入つていくのが建前であらうと思つてゐます。そういう面から、一般的に売り上げの多い小売店を調査という点で全国的にやること、はたして犯罪捜査という面でもどう結びつくかといふことが問題の点になるかとも思ひますけれども、主としてパチンコ業者等の大量にたばこを買い入れてゐるというやうなもので、単に小売店から仕入れるだけではない、いわゆる景品買ひと称する者からたばこを仕入れてゐるというやうな面がある

ものについて、風俗営業法なり、そういう違反の關係から捜査に入つていきたいというふうには考へております。

○堀委員 この問題は非常に多角的で、しかし警察庁としても、これだけ次々にそういう事実がある以上、あなた方はたばこ専売法違反が野放しになつてゐないと思つておられないでしょう。専売公社の方の話を聞いてゐると、何だか売れる方に比重がかつておつて、売れば目をつぶるうかといわんばかりの感じがするのです。あなたの方のところはそういうことではないわけですか。取り締まり官庁ですから、やはり法律を順守すべきことを順守させる。ほかの要素はないわけですか。その点は、二例もこういうことがあつたのに、次に何か偶然に出たことなければだめだといふことになると、私に言わせると、何か運の悪かつた者だけが貧乏くじを引いたやうな格好になる。そういうことは、専売法違反といふものの性格からいつてやるべきではない。やはり悪いことをしてゐる者は、みな一律に罰せられるべきだといふことが、国民のためにも必要だし、これは十七万六千のたばこ小売人の公平を守るためにも、私は強く保安局長に要望いたしますから、その点、今のいろいろな問題を含めて一つ調査をお願いしたいと思ひます。

その次に、今度は公社にお伺いをいたしますが、こういう事例があるのです。今、大口にそういうパチンコ店にたばこがいつてゐるために、パチンコ屋にはホープやハイライトがたぐささん、ずつと一年じゆうある、ところがそのすぐそばにあるたばこ小売店には、一週間のうち四日もすればホープ、

○狩谷説明員 行政処分といたしまして、小売店の免許の取り消し、あるいは営業停止その他の措置がございますが、従来の例で申しますと、第一回の事件につきましては、営業停止を十日ないし二週間という場合が多いように思ひます。

○堀委員 営業停止が一週間か十日間、あとの十万円以下の罰金の方はどうなつてゐますか。

ハイライトがなくなる。そうすると、お客さんが、パチンコ屋に売っていてあなたとどこになぜないんですか、とみな言うと言います。都会地で現在しばしば起きている実情なんです。これはどうですか。このハイライト、ホープのこういう取り扱いをあなたの方公社では一体どう考えておられるのですか。

○狛谷説明員 お答えいたします。ただいま堀先生からお話のような事態の指摘をかつて受けたこともございまして、公社としましては、ハイライトあるいはホープ等の需給状況を見まして、必要に応じて、やや不足がちな場合におきましては小売店に最優先に回すという考えを持って指導いたしております。

○堀委員 小売店に最優先で回しているのにパチンコ屋の方に——小売店というのは、パチンコ屋へおろしているのも小売店ですからね。だからこれもこれも最優先なら、最優先という言葉は要らないわけです。だから小売店に回す、パチンコ屋にあるということ、私は、私は重大な問題だと思ふ。国会の中のとばこ屋だつて、ホープやハイライトはしょっちゅう切れるのだから、ましてや町のたばこ屋は、私が聞いている範囲では、東京都内では、大体一週間に三日目か四日目は切れる。二千個ほしいうのだけれども千個から八百個しかどうしてももらえない、今そういう実情ですよ。御存じでしょうね。

○狛谷説明員 ホープ、ハイライトの需給状況が、供給が十分参りませんという点は、大へん申しわけなく思っております。ただいまのように、まだ現状では需要に対して十分追いついていないということは十分承知いたして

おります。先ほども私の言葉が足りませんで、恐縮でございましたが、私がお答えしました趣旨は、店売りを主体にしている小売店に優先的に供給するよう心がけたまはっているということとを申し上げたのでございます。

○堀委員 心がまえはけっこうですが、実際にそうならなければしょうがないのです。ですから、きょうこでのそういうお答えは、心がまえではなくて、実行に移します、そのパチンコ屋にホープ、ハイライトがあつて、その前のたばこ屋にないようなことは一つないようにはしてもらいたい。それは全体の供給量に関係があるでしょうから、全部に常に切れないようにしろと言っているのじゃないのです。また、先にパチンコ屋の方が切れてその次に小売店が切れるというならば話はわかる。パチンコ屋には年じゅうあつて、小売店にはしょっちゅう切れている。これはとんでもないじゃないですか。これだけはきちんとして、やつてもらいたいと思うのですが、きちんとしてくれますか。

○狛谷説明員 極力御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○堀委員 極力御趣旨に沿うようにというの、だいたい苦しい答弁のようですが、私またしばらくして調べてみますから……。第一、私がこれを取り上げてから、私のところにはたばこ小売人の皆さんが、これまで積もりに積もったあれを各地からどんどん寄せられておるわけです。問題は幾らでも出てきた。私はこれを契機に当分たばこの問題を徹底的に一つずつやらしていただくつもりであります。

〔吉田重委員長代理退席 委員長着席〕

着席

しかし、私が今申ししているのは、常識で判断してちつとも無理なことを言っていないと思うのです。さっきの政務次官じゃないけれども、私、常識の範囲のことしか大蔵委員会では言わないのです。だから、これはあなたの方十分考えてもらわなければならぬ。

それについて、もう一つ、私もまだそんなことがあるのかと買ったのは、年度の終わりにくると、三月になると、年によつては、大いに買つてくれといつて小売店にたばこをどんどん公社が売るといふのです。それで家じゅうにたばこがばいになつて、火事でも出たらどうしようかと思つたど、いるところがないほどに家じゅう一ぱい積み上がった年もあるし、今度は逆に、売り過ぎるから三月は少し売り控えをして下さいといつててんでもらえないときがある。どうも見ると、それは専売公社の予算の執行の關係でバランスをとるために操作をされておると私は理解したのです。専売公社の予算をこの次またゆくりやりますから、納付金關係を調べてみますけれども、これもまだずさんで、だいたいひどいからゆくりやります。そういうことはちょっと行き過ぎではないかと。ともかくも、小売人が三月末に売れないほどのものを買わされたり、それからもうそれはなくて、今度はできるだけ売ると言われたりされるということ、これが現実にあるのですが、あなたの方幹部は承知されておりますか。

○狛谷説明員 ただいま御指摘がありましたように、年度末になりまして公社として売り惜しみ、あるいはたばこ小売店に押しつけるというような販

売方法につきまして、過去においては多少さような問題もあるいはあつたかと存じますけれども、現在私どもの販売のやり方といたしましては、さような年度末に格別の操作をするということはやらないという方針でございます。その点は地方にも十分徹底してあるつもりでございます。ただ、私どもとしては、小売店の手持ちの数量は、配給場所、配給回数によりましていろいろ違つておりますが、その配給のつど、参りました場合の小売店の手持ちの数量については、十分注意いたしております。公社に在庫があるにもかかわらず特定の銘柄が欠ける、それも全体的に見て需給が非常に逼迫している銘柄ならば別でございますが、さような銘柄ではなくて小売店にも在庫がないという状態は、消費者に対する關係から申しましても適切でないと考えます。従つて、小売店が適正な在庫を持つようという指導はいたしたことがございまして、特に公社内の予算その他に關連いたしましてそういうことはやつておりませんということをお答え申し上げます。

○堀委員 最近のことではないけれども、私どもは、それは当然やめてもらいたい。そんなばかなことはあるはずがないですからね。だから今後そういう例があつたら、おそれるのところにわかんと思ひます。それでまたこういうことをここでやるようになるから、そういうことはやらないうようにして下さい。

もう一つ、さっきのホープとハイライトに關してですが、これの供給能力は一体今後どうなるのでしょうか。地方ではホープ、ハイライトはほとんど

手に入らないところが多い。今大都市だけ出しているのじゃないかと思うのですが、来年度において、皆さんの方はたばこの売り上げを伸ばしたいという時期でしょうから、よく売れるものを十分に供給するようにしたらどうかと思ふのですが、これは見直しはどうなつていきますか。

○狛谷説明員 フィルターのたばこにつきましては、来年度はさらに増産する計画を持っています次第でございます。ただいまの現状では、全国的に見まして——まあいつを起点にするかでございますが、本年度全体を通じてはまだ非常に不足している。全体的に見まして六割程度は不足しているのじゃないかというふうな推算をいたしておりますので、本年の供給量に対して六割、さらに七割程度の供給増を見込んだ販売計画を立てまして、来年は消費者に御不便をかけないようにやつて参りたい、かように考えております。

○堀委員 そうすると、来年度中には大体行き渡るといふ見直しになりますか。

○狛谷説明員 なるべく早期に需給關係の改善をはかりたいと考えております。私どもの見通しとしましては、七月ごろまでにはかなり供給が緩和されてくるのじゃないかというふうに見ております。

○堀委員 たばこの關係につきましては、この間私も一つ一つの年度の歩引き改定の問題を出しているわけですが、さっきのようにも四分も引く、五分も引くということでも成り立つておるといふ事実が一方に出ておるときに、八分にするというふうになると、ま

すまた値引きがふえてくるのじゃないかという感じがしますが、六分のときに四分、五分引いている事実がある。その点、公社の総裁はどうお考えになりますか。

○阪田説明員 その点につきまして、この前予算の分科会におきましてお答え申し上げた通りでございます。昨年いろいろと売り上げ階層別の小売業者の収支状況その他を考えたとき、御承知のような売り上げの非常に大きいものにつきましては歩率を低くする、反面小さいものは高くするというような改定をいたして一年やっただけでございますが、それに対して、それをきめました当時から、そういうことが適当かどうかということについて、いろいろと各方面に御意見もあつたわけでありますが、私どもは一応そういうやり方がよいと思つてやつたわけでありまして。その後、最近のたばこの売れ行きの状況でありまして、それが予期したほど伸びない。それはいろいろ原因があると思ひますが、そういうふうな面から考えまして、小売業者の方にも販売についてもう少し意欲を持っていたく必要があるのではないかというところは考えられるわけですが、それにつきましては昨年の歩率の改定が、たばこをよけい売れば売れば歩率が低くなるというような形になつていっているのは建前として非常におかしいじゃないかという御意見がだいぶ強くあつたわけでありまして。そういったような面も考慮いたしまして、来年度予算の積算において一応予定しておるわけですが、来年度は高額売上者の歩率を一般並みに八分に戻す、もと通りに戻す、こういうことで

一応予定したしているわけでございます。

○堀委員 たばこの売れ行きが毎年ずんずんふえるということは、やはり一つは個人消費が大きくなるというように、な点や、いろいろあると思うのです。私いろいろ矛盾があると思うのは、貯蓄しなさい、貯蓄しなさいと政府は一生懸命言っているわけですね。貯蓄しなさいというのにならば、金を使わなくする以外に手はない。そうすると、たばこでもやめようかということになつて、専売公社は収入が減る。たばこはのみなさい、酒も飲みなさい、それから一つ貯金もしなさい。飯の量でも減らさなければいけません。飯の量のことになるのではないかと、思うのです。どうも政府は少し得手勝手過ぎるところがあるのではないかと、思う感じがするわけですが。だから私は、専売公社がたばこの売り上げが非常に減つたから、それが非常に困る。それは何か問題があつて、非常にたばこの質が悪くなつたんだとか、なんだとかいうなら別ですが、専売公社が普通の正当の努力をしておるのに減るということ、それは専売公社のせいだからといつて今のようなことをやったら売り上げがふえるというわけじゃないかと思ふのです。だからその点は、私はもうちょっと高い政治的な立場から考えていただかないと、売り上げをふやすためには今のような、この間申し上げたように、約百軒ほどに四億円やることがほんとうに売り上げをふやすことになるのか。これを六割に据え置いて、ほかの人たちに配つてあげた方が売り上げをふやすことになるか、これも私は常識の問題としてなら議論の余地はないと思

います。ですからどうか一つそういう意味で、このたばこの問題は、まだきょうは結論を出すつもりはないのです。大体問題を少しづつ明らかにしていつて、最終的にはこれは政治的な処理というところになるでしょうが、委員会一つ問題の所在だけは明らかにしておきたいということで議論をしておるわけですが、一つそういう点を含めて、常識的にだれもが納得のいく処理、それは今まで申し上げたように、まず国税庁はそういうたばこ専売法違反の事実を知つたときは専売公社に通知する、というこれが第一点。第二点は、警察庁は、疑わしいものについては捜査をしてもらいたい。第三点は、たばこ専売法違反を行つた小売人、特に大口の小売人が歩引したものに、ついで、その事実がわかつたときには、小売人免許を取り消すということ。そういう第四点は、今申し上げたように、そういうことによつてたばこ小売人が公平な取り扱いをすべてが受けておるという意識の上に立つて販売努力をやる。自分たちがまともにやつておるものは損だというふうな意識では、私は販売努力というものは実つてこないと思ひますから、そういう前段の三つを処置をしていただければ、全国十七万六千のたばこ小売人は、自分たちも公平な立場だからやりましようというふうになつて、そうしてその公平というものは、さつき申し上げたように、大口の卸売をやるようなタイプのひとと小売人との間に公平な分配がされるというところにやはりならなければならないんじゃないか、こういうふうな考えをわけでありまして、そういうオーソックスな方向から一つものを考えて

いただかないと、常識的でない方向の処理をされても、たばこ専売収入というものはそう思われるようにふえないのではないかと、いろいろに考えられますので、その点を一つ関係係部局において十分御検討願ひたいと思ひます。以上で本日のたばこの質問は終わります。警察庁、法務省関係はお帰りいただいてけっこうです。

○堀委員 お話のように所得税あるいは法人税につきましては、申告納税の制度がとられておるわけでございます。申告納税の建前からいいますれば、納税者がよく納得して納税しなればならぬことは申し上げるまでもないのでございまして。ただいま先生が御指摘になりました品川税務署の事件につきましては、納税者の方から申告いたしましたのが仕入れ額を基礎にして荒利益を出しまして、そこから所得の計算をしておつたわけでございます。そこで担当者は、仕入れ額を基礎にして荒利益を出すのではなくて、売上高を基礎にして荒利益を出すべきだ、従つて、仕入れ額を基礎にして売上高を出し、それから荒利益を出すというやり方をよく教えて、そういう計算をするべきに、そういう計算になつていないからこれではいけないのだ、計算を仕直していただきたいというところをもつと親切に申し上げるべきであつたのを、担当者のふなれのせいもありまして、そういうふうな親切な指示が行なわれなかつたようございまして、その点、まことに遺憾に存じております。

○堀委員 お話のように、今の通りだつたわけですが。そこで、私は公社にお残りいただいたのは、公社の方に一つお願いがあるからです。ということでは、私がそばですと見ておりまして、率直に言いますと、その税務職員

はたばこの小売の歩率のことをよく知らなかつたわけですね。おまけに去年は、さきお話のあったように、五月の何日かに公示があつて歩率改定が行なわれておるわけです。一月から十二月までの所得計算の中に歩率の改定が行なわれているのに、その税務職員は全然知らない。その知らない人がそれをやったのでは、これは第一むずかしいわけですね。そこで、ただ非常に概算的な計算方法だけの処理をしていました。それでずっと見せていただいておつたら、結果として出てきたのは、その小売人が、これだけの所得があると思つたのよりは、逆に少ない額が出てきたわけですね。持つて帰れ、だめだといふのより、正確な計算をしたら所得が少なかつた、これは私もちよつとおそれ入つたのですけれども、これは税務職員その人だけの責任じゃないと思ふ、それはたばこの問題は非常に複雑な点があるから。そこで私は今の資料も見せていただきました。公社からいつている紙も見せていただきましたが、一つこういうふうな公社で考えてもらつた方がいんじゃないか、それは小売人が税務署であつてごてやられてはかなわぬから、小売人は一体幾らで売つたかという方は、自分でつけていければいいのですけれども、つけてないわけですね。そこで皆さんの仕入れ額の方だけはきちんとあるから、それを持つていつて処理しているのです。が、大体それは在庫の關係で期首在庫と期末在庫がどうなるかという問題はあれと思ひますけれども、大体これだけ売つたときはその仕入れに基づいた売上額は一体幾らになるという欄をも一つどこかにつけておいてもらえ

ば、それを計算すると、彼らは売上額と仕入れ額とでその差額が自分の所得だといふことで、私は税務署に申告するのでも処理がしやすいと思ふ。売上額が全然出てないから、たとえば八分ということなら、仕入れ額を〇・九二で割つて売上額を出すということをしなればならぬ。しかし、そこらは、実際上は公社ならわかつていふことだから、これこれのたばこということにならば、要するにその店では大体何万円の売上というところでしようから、そのときにはそれを越えているならこうだといふような、何かもう少し公社側としても、あのお出しになつていふような伝票の中を工夫をして、小売人が税制上の問題についてもっと簡単な処理ができるように、そうなつていれば税務署の側もそれを見ればもっと説明しやすいと思ふのですけれども、その点が一つ欠けているのじゃないかといふふうな感じが私はしましたので、その点を特に今後の問題として検討を進めていただきたい。

それからもう一つは、税務署の側ですが、私はあれを見ながら感じたのです。たまたまその職員は最近まで総務課にいて、直税の方にいなかったといふ点もあつたのでしようが、直税に課する職員であつても、たばこ小売人のこういう問題をきちんとやまうていくかどうかは、卒直に言ひまして私は疑問があると思ふのです。だからそういうふうな点については、やはり何か担当者の講習ぐらいをして、少し複雑なそういう計算過程のあるものについては予備知識を与えるということも国税庁としては必要ではないか。

もう一つは、あそこで感じたことで

一番私がかちんときたのは、持つて帰るなさいといふ、この態度です。小売人がわざわざ歩いてきていふのに、だめだから帰るなさいといふなら、何のために納税相談をやっているのか、私は全然わからないと思ふのです。そういうことでなくて、その人に多少時間がかかつて、やはり事情をちゃんと説明をして納得をさせて処理するといふ、これだけははっきり原則を確立してもらわないと、今の申告制度もことから御破算になるも同じだといふ感じがしますから、たまたまこのたばこの問題で、片や大口の脱税の問題は今のうちに黙つていて通報はされないし、小さい、ともかく十五、六万しか所得のないような納税人の方は帰るなさいといふようなことになつたのでは、まさに何ともいへない感じが私はいたしましたので、私は済んだことの責任をどうこう言つていふのじゃないのですから、一つその点は前向きに、今後はそういうことのないように、特に公社の方に對しても、そういう、たばこ小売人が納税をする場合に便利な方法を一つ御検討いただきたい。また歩率の改定があれば起こることです、年度のまん中で起こるのです。今九分ですが、今度は下の方が九分二厘になります、おまけに公社の計算方法というものは積み上げ方式になつていふから、その点は非常に複雑だと思ふのです。だからそこらは一十分御検討いただいて、小売人の立場に立つて一つ研究していただきたいといふことを申し添えて、たばこ關係は終わります。

○持谷説明員 ただいま御指摘がありました伝票の件につきまして簡単に回答申し上げます。

実は、先生お話のように、公社と小売人との間の売り渡し価格を基準にいたしまして従来伝票をつくつておりました。昨年の四月以降その伝票制度を改定いたしました、定価を基本にして表示することになりました。たとえば割引歩合が八分だといふと、定価に九割二分をかけて売り渡し価格を出す、そういう方式に実は改めたわけでございます。御承知のように昨年の四月以降でございますから、昨年は二つのあれがござりまして、多分そういう意味で非常に複雑なことであつたかと思ひます。今後はできるだけ御趣旨に沿うような方向で検討を進めて参りたいと思ひます。

○堀委員 それでは公社はけっこうです。

次は国税庁にお伺いをいたしますが、最近作家の皆さん、評論家あるいは学者の皆さんが、著述に伴うところの原稿料の収入の税の査定について、本年は大へんきびしくなつてきたといふことが私の身に入りますので、昨年までの取り扱いの実情と本年からの取扱いの実情についてお伺いをしたいと思います。

○泉説明員 いわゆる作家あるいは評論家の方々、あるいはもう少しかたい方面の著書を出しになる大学の先生方の場合の原稿料あるいは印税の収入に對する課税、これはなかなかむづかしい問題でございます、資料的には印税あるいは原稿料につきましては源泉徴収をいたしますから、その収入金額の方は比較的わかりやすいわけでございます。ところがそういう小説を書くなり、あるいは評論を書く場合に、どれだけの必要経費がかつたか

といふこと、この必要経費の額を見出すことがなかなかむづかしいわけでございます。そこで、私もどなたもいたしましては、非常に大きな収入金額の場合には別といたしまして、普通の場合には、そうした収入金額が幾らあれば所得は大体幾らぐらいであるといふ一つの標準的な考えをもちまして、その方々の所得の計算を出すことになつておるわけでございます。先ほど、お話をいたしますと、本年は前年に比べてえらくきびしくなつたといふようなお話があつたといふことでございますが、この点につきましては所得の低いと申しますか、収入金額の少ない方につきましては、むしろ今申し上げました標準率を下げてございます。所得のと申しますか、収入金額の多い部面につきましては、その実態を見ますとどうもそれだけ経費がかつていないやうでありますので、多少標準率を上げたい。しかし収入金額の非常に多い人についてはそうした標準率の考えでなしに、実際の調査をしようといふことで、それぞれの方々に、あなたの昨年中の収入の金額とそれに要した必要経費の額を書き出していただきたいといふことを申し上げたわけですね。ところが、御承知のように文士の方々は、それぞれそういうことにはなはだうとい方が多うございますので、支出金額を一つ書いて出せといふのはひどいじゃないかといふようなお話もございまして、そうした点が何か昨年に比べて非常にきつい印象を与えていふやうに考えられておるのではないかと申すのでございます。私もどなたもいたしましては、別段それほどきつく申し上げるということではないのでございまし

て、ただ適正な課税をやっていく上において、収入の多い方につきましては必ずしも標準率の考え方ではない場合がありまして、できますれば経費の額を判断していただきたい、かような気持で申し出ておるだけでございます。

○堀委員 今のお話で結局三つ変わった点があると思う。一つは、今おっしゃったところでは収入が比較的多くない部分については標準率を少し下げた。それから少し多い部分については少し上がった。それから実態調査に基づく支出計算を一番収入の多い人についてやりたい、そういうことだと思ふのですが、今の下と上の標準率の切れ目というのは大体収入でどのぐらいの目安になっていきますか。

○泉説明員 この点につきましては、文芸家協会というのをごいまして、文芸家協会といわれる文士の方の所得の実態はどういうものであるかというようなことをいろいろ御相談申し上げておるわけでございます。文芸家協会の方のお話は、年額、原稿料なりあるいは印税の収入が百万円以下の人は標準率が低いのがあたりまえだ、それから百万円から五百万円までと、五百万円超とでは相当違う、三段階ぐらいの考え方がいいのじゃないか、それからまた収入が一千万をこえるような人はこれまただいたい違う、こういうようなお話がございまして、そういうことを基礎といたしまして考えておるわけでございます。

○堀委員 そうすると、ちょっと今のお話でよくわからなくなってきたのは、百万円以下は標準率は少し下がったんでしょ、さっきのお話でいけば、それから五百万円以上は標準率が少し上がってきたんじゃないかと思ひますね。そうすると、その百万円から五百万円まではこれまで通り、こういうことですか。

○泉説明員 お話の通りでございます。堀委員 それならばだいたいよくわかりました。

そこでその点はあとで詳しく伺うとして、この問題の中にはまだもうちょっと問題がありますのは、著作等によってだけ収入のある人と、他に固定の収入がある人、こういう問題が出てくると私は思ふ。その一つは大学の先生なんか非常に顕著な例ですが、大学の教授としての収入は勤務所得としてある。その上にプラスされる場合ですね。そういう場合にも今のこういうものの考え方というのは、その勤務所得以外で百万円までというふうに同じように考えられて処理がされるのかどうか、そこをちょっと伺いたい。

○泉説明員 私が今申し上げましたのは、いわゆる作家あるいは評論家の方の場合でございます。大学の教授の著わされる本、あるいは随筆のような場合がありまして、随筆でございますと今の場合とそう変わりはないかと思ひますけれども、大学の教授の著わされる本の中には必要経費というものが非常にかかるような本もございますし、今申し上げました標準で考えるわけには参らない場合が多ございまして。結局それはその本の内容とその売れ行きというふうなことからよつて動くわけでございます。

○堀委員 私もおっしゃる通りだと思ふのですが、実は私の非常に心やうい大学教授が、この問題について税務署へ行くと、本を買ったと言いますと、それは先生財産になったじゃないですか、だからそれは経費と認められませんか、こう言うと言ふのです。それはなるほど仕事をするために本を買ひ、その本はなるほど古本屋に売りましたからそのうちにあるけれども、その買った購入価格全部が残存価格で財産になっていくのであるから経費には見えないんじゃないか、私はちょっとさっきのたばこ小売人に対する税務職員と同じような理解の問題があるのじゃないかと思ひます。やはりそれは、私はさっきもちょっと直税部長と話していたのですが、残存価格というのは古本屋に売ったときの価格は残存価格として残るかもしれないけれども、大体において——私も医者ですけれども、自分が今新しい病気をみてわからぬ、そこで本を買ふ。そうするとそれはその病気に付いてだけ買うのであって、始終それが年々年々じゅうう役に立つような本というものはないので、そういう格好のものが多いいわけですね。そうするとそれは実際はそのことではほんのうらなに見てもらわれないと成り立たないようなものの方が割に多いわけですね。今おっしゃるように、あなた、ここでは、確かに非常に経費が

たぐさんかかると思ふとおっしゃって居るけれども、末端にいくとどうも実施上は必ずしもそういうふうになつていない点があるように思ふ。そこで一つ、これもさっきの問題に関連してお話をいたしたいのですけれども、著作関係の収入——今おっしゃるように、新聞に連載したときのもので、それが再版されて本になつて出るときと、やはりいろいろ事情は違ふでしょうから、そういう問題についてあなたの方での標準率に何らかの変化があることはいいと思ひますけれども、問題は、やはり経費とは一体何ぞやというところ、この点が非常にむずかしい問題としてあると思ふのです。そして非常に厳密に所得税法に基づいてきちきちとやつてしまふと、そういう人たちにしてみると、ちょっとさびし過ぎるという感じが起きてくる余地があるのじゃないかというふうに感じますので、そこらを含めて、こういう納税の受付をする人は、各税務署で一人くらい担当者をきめてやはり事前には——ことはもう間に合いませんが、来々からは事前に十分そういう人々を教育してもらいたい。私は特殊なものについて国税庁としての指導があつてもいいのじゃないかというふうに考えますので、内容の事情はわからぬけれども、あとこまかい問題等は後の問題にいたしまして、一つことしの納税について、そういう諸君があまり無理のない、納得をして納税するような処理をお願いしておきたいと思ひます。実は私、そういう問題がかなり強く出てきたものですから、そういう著述をなさる皆さんの方に今連絡を出しておるわけですね。税務署で自分たちは

は経費だと思つておるのかかわらず否認をされて、どうも納得のいかないといわれるものがあつたら、どうぞ私のところへ御通知をいただきたい、私がおその問題を皆さんの方に紹介をして、それはこういうことであつたというのを、私が納得をするような説明もいたさうにしまして、そうして、それはさうだつたのだとすういふことをお伝えするようにならう、だから、そういう点で疑問のある方は一つ御連絡下さいという連絡をしておりますから、そういう面を含めて皆さんの方で遺憾のない処置をお願いいたしておきたいと思ひます。

以上で私の質問は終わります。

○泉説明員 先ほど大学の先生の場合のお話でございましたが、書籍を購入された場合、これにつきましては、実際の状況におきましては、辞書とかそういった長く使えるものは、もちろん購入したときすぐ経費にすることはできないわけでございますが、そういうふうな長く持つ以外のものにつきましては、大体購入した一年間の経費に見るというぐらゐの扱いをしてゐるのが実情だと思ひます。ただ、そうした文士とか大学教授の場合実際の必要経費が幾らというところは非常にむずかしい問題でございます。ことに文士の場合、酒を飲みあるいは茶を飲むといふことも、そういう経験がなくてはならない小説が書けないといふことになりまして、それが必要経費だと思ひます。私どもの方では、そういう小説を書く必要もあつたかも知れぬけれども、自分のお楽しみもあつたではないかというふうにも見える面がございまして、なかなかむずかしいもの

は経費だと思つておるのかかわらず否認をされて、どうも納得のいかないといわれるものがあつたら、どうぞ私のところへ御通知をいただきたい、私がおその問題を皆さんの方に紹介をして、それはこういうことであつたというのを、私が納得をするような説明もいたさうにしまして、そうして、それはさうだつたのだとすういふことをお伝えするようにならう、だから、そういう点で疑問のある方は一つ御連絡下さいという連絡をしておりますから、そういう面を含めて皆さんの方で遺憾のない処置をお願いいたしておきたいと思ひます。

でございます。私もいたしましては、先生の御趣旨を体しまして、従来から文芸家協会の方と連絡をとりまして、お互いの良識でまあこれは経費として認めてほしい、認めましょう、これはどうでしょうか、経費とするには、というようなことで良識ある取り扱いをやつて参りたいと思つてゐるのでございます。

○日井委員長 藤井勝志君。

○藤井委員 先般われわれ大蔵委員は品川の税務署の現場視察をいたしましたのでございます。そのときにもいろいろな問題で認識を新たにいたしましたけれども、かねてから当委員会においても問題になつております国税職員の宿舎の問題について、もう現段階において予算がすでに衆議院を通過いたしましたので、これが予算的な問題よりも、執行の面において当局側の現在いろいろやっております実情について御意見を承りたいと思つてゐるのであります。

繰り返して申し上げるまでもないと思ひますけれども、先年十一月の二十二日の大蔵委員会において、与野党ともに、特に税務職員その職務の特殊な点、同時にまた、これが窮乏している点、緊急性の点において国税職員の宿舎は早期に整備充実しなければならぬということがほとんど大多数の意見として、いや、むしろ全員一致の意見として出たわけでございます。その背景のもとに、委員長の名において大蔵大臣に、昭和三十三年十二月十一日付で、第一線税務職員の住宅確保に関する件について理事会の申し合わせが行なわれた。その内容について念のために触れておきますと、第一線税務職員は、そ

の税務の性質上毎年定期的な大異動が行なわれているが、一般住宅事情がよくないためきつめて悪い住宅環境にある。ついでに、過般の本委員会の国政調査の結果にもかんがみ、明年度本予算編成に關しては、職員宿舎の建設に特段の措置を講ぜられるよう政府の配慮を申し入れるのであります。引き続きまして、予算編成の最終段階の時期であります十二月二十四日に、自民党の財政部会において、税務職員の宿舎関係予算について二つの項目を前提とした要求が出されました。昭和三十三年度職員宿舎としては三千三百戸、約二十億円を要求しているが、税務行政の特殊性にかんがみ、びせこれを確保されたい。第二点は、一般の公務員宿舎は、昭和三十三年度は三十億程度で、思われるので、このワケ内で右の国税庁要求を全部充たすことが困難な場合には、要求戸数のうち一千二百戸は東京国税局等の職員の配置がえに伴う臨時緊急の分であるので、これを別ワケとして考慮すべきものであるというふうな申し入れをされておることも御承知の通りであります。このような前途に立つて、大蔵省に予算折衝された管財局長に、その当時のいきさつなり、これが予算としてどのような内容が盛り込まれておるかを御説明願ひたいと思つてゐるのであります。

○白石政府委員 一般に公務員宿舎が行政の能率上きつめて重要であるといふことにつきましては、私もかねがね配慮いたしておるところでございます。宿舎の充実確保につきまして努力いたしておる次第でございます。ただいまいろいろお述べになりましたような事情につきましても私も承知い

たしまして、予算の折衝過程におきまして、また今後におきます宿舎予算の配分につきましても、十分意を用いて努力してまいりましたし、今後とも努力いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

昭和三十三年度におきましては、公務員宿舎費に充てます施設費の予算といたしましては、二十九億九千万円程度であつたわけでございますが、ただいま国会で御審議をお願いいたしております三十八年度予算案におきましては、施設費は三十六億七千万円予算として計上になっております。金額をいたしましては、相当の増加計上をいたしましたものと考へておる次第でございます。

ただいま、大蔵大臣の設置にかかりまする全庁の宿舎関係費といたしましての対象となりまする職員数は三十八万五千九百程度でございます。これに對しまして三十七年十月一日現在で宿舎を一応設置いたしました戸数は七万四千九百二十戸と相なっております。その保有率は一九・二％でございます。一般的に申しまして、まだ相当の不足数があるわけでございまして、これをなすべく早い時期におきまして充足いたしまして、職務の執行上遺憾なからしめたいというふうに努力いたしておる次第でございます。ことに、ただいまお述べになりましたように、税務の職員につきましては、非常にその住宅事情が悪いという面もありまますし、かつまた転勤が非常に多い。ことにその行政の執行が権力的な面を伴いますので、そのような点に關しまして、住宅事情につきましてもは特段の配慮をいたす必要があるとい

うことにつきまして、私もかねがね考へて配慮してきた次第でありまして、従いまして、ただいま申し上げました三十七年十月一日現在で国税庁関係の住宅の保有割合をながめてみますと、二六・六％を示しておるわけでございまして、この点からもこのようない特殊事情につきまして私も十分配慮してきた証左だと考へる次第でございます。

三十八年度の配分につきましては、目下いろいろな資料を集め、また関係省庁とも連絡をとりながら、予算が成立いたしました暁におきまして、すみやかに配分ができるよう検討中でございます。また配分内容は決定いたしていない次第でございますが、今お述べになりましたような点も十分配慮いたしまして、税務の執行にも遺憾なからしむるよう検討いたしたいと考へる次第でございます。

○藤井委員 今管財局長から御報告を聞きますと、去年よりは約七億の予算増加に相なつておる、従来においても、税務職員の職務の特殊性と申しましようか、いろいろな特殊な事情によつてこれが充当率も他の省よりは非常に低く二五・六％、こういうような比率に相なつておるというふうなお話でございます。いろいろ御配慮をされておる点も承るわけでございまして、先ほど申し述べましたように、当委員会においても満場一致の申し合わせがあり、党の財政部会においても先ほど申し述べましたような相当多額な申し入れをいたしましたわけでございまして、これがわずかに七億の増という結果に相なりましたわけでございまして、これで少なくとも所

管の局長として、公務員宿舎の維持、管理、運営、こういった面においてはたして十分であるかどうか、十分でないとしてもこれでことは満足しなればならないというふうに引き下されたのであるかどうか、その点のいきさつは今後のために一応承つておきたいと思ひます。

○白石政府委員 先ほど申し上げましたように、住宅事情がなお十分でないということは、数字をお示しいたしてもなおわかりの通りでございます。それにつきましては私もかねがね努力してまいりましたし、また今後もお一そう努力すべきものと思へる次第でございます。

三十八年度の予算の三十六億七千万円という額につきましては、宿舎の關係のみから考へたものでは、なお必ずしも十分でないと思へる次第でございますけれども、諸般の財政事情全般から考へたしまして、三十八年度といたしましては、まあまあこの程度でやむを得なからうかと考へまして、ただいま御提出の予算案の中にその数字が盛り込まれておる次第でございます。

なお、これらに關連いたしましては、特別に借上費の予算を計上いたしまして、別途、共済組合関係で建築いたしましたその宿舎を借り上げまして、当面の不足に充當するというふうなこと私も私も考へたしておる次第でございます。三十八年度におきましては、一応この程度で十分努力をいたし、後年度におきましてはなおさらに努力を重ねるというつもりで考へておる次第でございます。

○藤井委員

この問題は今こゝで押し

問答したところでもう済んだ話でありますし、ただ将来への一つの期待として十分お考えを願いたいという希望を申し述べまして、次の問題に移りたいと思うのであります。

先ほどもちょっと配分の今後の方針について局長もお触れになったようでありましたが、管財局の方で世話をされる場合は、国税庁のみならず各省全体があるわけであります。今お話を聞きますと、三十八万五千人、しかもその充当率が現在のところ一九・二割というところで、そういう平均から見れば国税庁関係は非常によろしい、こういうふうなことになるわけでございますけれども、私はここに、冒頭に述べましたように、その職務の特殊性と同時に、現在の宿舎状況の現状から考えて緊急を要する、こういう面において局長の方は御認識をどういうように持っておられるか、一つお聞きしたいと思うのであります。特に職務の性質上転勤が非常にひんばんである。国税庁の方から出た資料によりますと、大体毎年一万四千人は転勤をするということになっております。その転勤のたびごとに四六〇の人数というものは民間宿舎の借上をしなければならぬ。地方に、あるいはまた中央に転勤をする人たちが宿舎を求めるためにここにいろいろ無理をしなければならぬ。ここで、地元の有業者といえますか、あるいはまたボスといえますか、そういったものとのつながりというところでいろいろと非常にジレンマに陥らなければならぬ、こういうふうな事情もよく耳にいたすわけでございます。同時に、多くの場合、終戦直後、旧軍用地の借用というところで、職員寮というものに相当

税務職員の方々も入っております。これはまことに気の毒な老朽した状態に現在置かれておるわけでございますので、こういう点もまた考えなければならぬ。あるいはまた、最近大都會集中で好むと好まざるにかかわらず、東京、大阪を中心として、大都市における経済活動というものが非常に膨張してきた。従って、課税物件、課税対象というものが膨大にふえることは、とりもなおさず税務職員の事務分量が急増する、至急に東京であるとか大阪であるとかいう都会地には税務職員の増員をしなければならぬ、先立つものはやはり宿舎である、こういうことがありますので、私は各省との按分もさることながら、国税職員の宿舎の問題というところは特殊扱いされなければならぬ。かるがゆえに先般の党の財政部会においても、先ほど申しましたように別ワグでこれが取り扱いをするようにという強い申し入れをいたしましたわけでございまして、この間の事情に対してどのような認識を持たれ、配分においてどのような方針を今後とられようとしたのか、局長の御方針を承って税務行政の円満な遂行をはかりたい、このように考えるわけでございます。

○白石政府委員 今お述べになりましたことは、まことに一つ一つごもっともだと思えます。個人的なことを申し上げてはいたささか恐縮ではございますが、私も最近まで税務の職場におりまして、今申し述べられましたような事情につきまして、十分とまではいえないにいたしてしまっている程度認識をいたしておるつもりでございます。まして、他の職場の環境以上に税務の職場につきましては私情情的に考えておる次第でございます。ことに税務の職員の

第でございまして、ことに税務の職員の増加と宿舎の改善をはかるということをお考えまして、これらの建築交換の予算をいたしまして六億円を別途計上いたしておるわけでございます。これは前年までこういったことを考慮しなかった問題でありまして、これによりまして相当程度の宿舎の質的量的な改善ができるのではないかと考えるわけでありまして、これらあらゆる方面におきまして努力を重ねまして、そうして宿舎の改善をはかろうといたしておるわけでございまして、国税庁の職員の実情につきましては私十分承知いたしておるわけでございまして、各省庁におきましてそれぞれ独自の事情があることでございしますので、それらの点もあわせて考慮して、全般といたしまして宿舎事情が向上するように、またそれぞれの実態に相應するように配分が適切を期するよう、十分努力いたしたいと考える次第でございます。

○藤井委員 六億というのは、借り上げ料というか、それは国税庁関係のみですか。

○白石政府委員 これは各省庁を通じてのものでございまして、たとえば東京の市街地に相当の宿舎が各省庁によってあるわけでございます。それらの土地を立化体するあるいは他にそれと同価格の土地を求めまして、土地の交換をする、そういったしましてそこに木造の平家建を立化体しました永久構造の宿舎にかえるというような措置をとるわけでございます。従いまして、これは全庁を通じての問題でございますので、国税庁のみではないわけでございしますが、こういったことをあわせ行なうことによりまして、なお間接的に国税庁の宿舎の充実にも資するといったことに努めておる次第でございます。

○藤井委員 国税庁関係の宿舎、特に窮迫を告げる東京であるとか大阪、こういうところに対してどの程度の分配の方針であるかというところの具体的な数字をこの場でお聞きしようと思いませんが、先ほど私も申し述べ、局長からもお話になりましたような趣旨に沿って一つ配分を適切にやっていただいたいと思うわけであります。

ところでこれが実施にあたって、いろいろ話を聞きますと、大体一年からそれ以上施行はされるというのが通り相場になっておる、こういう意外な事実を私は耳にいたしたわけでございしますが、一体そのような状態であるかどうか、もしそのような状態であるとすれば、行政効率をきわめて非効率であります。予算執行の年度内施行というところも一つの原則であります。緊急を告げるこの宿舎問題に対して、一年以上もずれておるのあたりまえであって、今度昭和三十八年度の予算がきまっても、それを使うのは来年度に回る、こういうばかげた行政のあり方というものは私は猛省を促したい。そういうことがちよと耳に入っている、いささか意外に感じておりますから、この点について局長のお考えを承りたい。

○白石政府委員 予算の実行が一年以上もずれるということはないわけでございしますが、若干年度の後半に集中するということのような実情は、率直にいつてあると思えます。これは御指摘のよう非常に好ましくないことでございしますので、すみやかに年度当初でできる限り早目に実施をいたしまして、そうして職員の窮迫している宿舎事情の改善

に費するよう努力いたしたいと考えております。従いまして三十八年度につきましても鋭意目下そういった配分の努力を重ねまして、予算が成立いたしました曉におきましては、さっそく実行にとりかかり得るよう目下努力をいたしておる次第でございます。三十八年度から従来よりさらに改善をいたしたいと考えておりますので、御承知願いたいと思います。

○藤井委員 一つ今の様な線に沿われて、予算が通たら、急ぐ地域については早速実施する、こういうふうにお運びをお願いしたい。何となれば、すでに毎年各省の予算要求というものはお手元に繰り返し繰り返し出しておる。しかもこの大蔵省中心の、国税庁中心の話は、同じ世帯の中の話でありますから、横の連絡はすぐつくわけでありまして、この場で私は数字を求めようとは思いませんけれども、すでに配分の計画は当然できておらなければならぬはずだと思っております。従ってこれは昭和三十八年度予算通過とともに実施をやっていくべき当然の措置でなければならぬ。特に年度早期着手ということが予算単価においても割安につくことは常識でありまして、年度末に迫つてくれば結局高くつく。しかも緊急性のあるものが、局長のところの手元の行政事務のやり方次第で、適切にやれるのと、年度末迫つてあつたここの要求をこれでもない、あれでもないといつてやつては、あれでたつとは大へんな違いでありますから、今度は一つ、先ほどあなたが言われたように、自分も税務行政の苦しい体験もある、苦しい体験もある、そういう体験があるならば、それをとうとい

体験として生かしてもらつて、緊急に措置のできるように今から準備の万全を期していただきたいというふうに強く要望いたします。

そこでちょっと時間を拝借いたします。管財局に関連する問題を一言触れて局長の御所見を承りたいと思つてあります。

現在の政治のあり方、経済政策のあり方は申し上げるまでもなく低物価政策、あまり物価をどんどん上げない、そして安定した経済の成長をはかるというところが当然大前提でなければならぬと思つております。そういう角度から考えて、どうも私の合点のいかない問題が、二私の身近な問題としてあるわけでございます。すなわち、国有財産の管理ないし処分を担当されておる管財局において、国有地の賃貸料ないしは国有地の払い下げの価格というものはまさに常識を逸したような処置をなされておるといふこの事実であります。具体的な事実については私は時間が限られておりますので後刻に譲りたいと思つておりますけれども、基本的考え方としても物価が上がるのを押えていくというものが大きな国の政治の方針であるという前提を考えますならば、管財局としても当然その前提に立つて、賃貸料あるいはまた払い下げの土地の価格というものには現在の時価を踏まえるように持つていかなければならぬ、このように一応常識として当然考えるわけでありまして、管財局長の御見解を承りたい。

○白石政府委員 国有財産の賃貸料あるいは払い下げ価格はいかにあるべきかという問題についてのお尋ねのようでございますが、今さら申すまでもないことでございますが、これはやはり適正な時価によるというのが基本的な考え方になっておるわけでございまして、賃貸料につきましても、従前から新規の貸付というの割合と少のうございまして、従来の関係からいろいろ長い間の経緯で貸し付けておるといふようなものが大多数でございます。これは契約當時におきましては相対安いが賃貸料であつたわけでございまして、その後諸般の物価が一般的に上昇して参りまして、国有地の賃貸料と一般の時価との開きが相当出てきたというやうな現状がだんだん出てきたわけでございまして、現在の賃貸料は、一例をとって申し上げますと、昭和二十六年ごろに実は一応の方針を考えたわけでございまして、その当時の賃貸料と時価との関係をいろいろ資料をとつて調査いたしました。大体四割程度になつておつたわけであります。従いまして、一つ一つ具体的に取らざるということは国有財産の管理上なかなか繁雑でございますし、また正鵠も期しがたい、こういうような点から、時価を評定いたしましてその四割を賃貸料とするというところで参つたわけでありまして、ところがその時価が、実は御承知のように、ことに土地につきましても最近急激な値上がりをしてきた。大体昭和三十年ごろを境といたしまして、土地の価格はそれまでは一般物価の騰勢よりも低かつたのでありましたが、昭和三十年ごろに戦前価格を基準といたしまして土地の価格と一般物価が大体同じような水準になり、それから急激に土地の価格の方が上がりまして、最近におきましては、三十年

ごろから見ますと六倍くらいになっておるといふのが御承知の通りでございまして、従いまして、昭和二十六年ごろの情勢を基礎といたしまして定めまして時価に対する賃貸料の率が四割というものが、時価が急激に上がりましたために、賃貸料もその基準でいきますと急激に上がる、こういう情勢を示しまして、これが一部につきまして批判の対象となつたやうな情勢でございまして、これにつきましては、一賃貸料をどのようにきむべきかということにつきましてまたさらに再検討すべき問題であらうということで、実は三十七年度につきましては一応据え置く、従来の率に据え置きまして、土地の価格が上がつたから賃貸料を上げることはしないといふことで一応ストップをしたわけでございまして、今後どのようにすべきかということにつきまして、ただいまいろいろの資料を集めまして検討いたしておるといふ段階でございまして、

○藤井委員 いろいろ関連のお答えがありましたが、私が一番お尋ねしたいという前提の問題である低物価政策という点に対して、当然それに沿わなければならぬ管財局として局長の方針、見解を承りたい。やはり低物価政策の一番基礎をなす重要な要素は地価の抑制対策でなければならぬ。その土地を持っておる、国有財産管理処分に直接携わつておられる管財局というものが、これが払い下げ価格、あるいはまた賃貸料、賃付料はそういう土地価格暴騰の抑制対策として基本の柱になるべき問題である。こういうことについてそういう線でわれわれは考えていくべきだ、こう思う。局長はど

ういう考えであるか、これをお尋ねしたい。

○白石政府委員 最近におきます土地の異常な上昇が、ことに住宅地を求めますところの一般市民に対しては非常に脅威になっておるといふことは御承知の通りでございます。住宅地のこういった価格の上昇に対して対処するためには、それぞれの所管省におきまして住宅政策として考慮せられておることは、これまた御承知の通りでございます。管財局といたしましては、これらの住宅政策に寄与いたしまして、市民に対して住宅地を提供する。要するに住宅地の価格の上昇は需要に対して供給が追いつかないといふところにある基本的な問題があるわけでございます。そのやうな供給をいかにしてふやすかといふことがその解決の方途ではないかと考えるわけでございまして、かやうな意味合いにおきまして、国有地住宅適地があまりなれば、これをできる限り住宅用に提供いたしまして、そうして供給をふやして、あわせて土地価格の上昇の抑制に役立てるやうに寄与したい、かやうに考えておる次第でございます。私どもは国有地の相当部分を住宅公園等に出資したり、あるいは譲渡したりいたしまして、住宅政策の一端に寄与するやうに考えておる次第でございます。価格を低物価政策に資するやうに、価格を低くいたしますが、要するに、価格はただいま申し上げましたやうな需要と供給の見地からきまるわけでございまして、私どもも、そういう意味におきまして、私どももいたしまして、その政策に沿うよ

う努力いたしておる次第でございます。

○藤井委員 時間がもう急がなければなりませんので、きょうはこの問題については私はこれで質問を打ち切りたと思うのでございますが、一応私は他の時期にこの問題を保留するといったしまして、一つ調査を依頼をして時間を切り上げたいと思うのでございます。

今いろいろ御答弁がありましたけれども、肝心な点についてのお答えがなかったわけでありまして、これはおそろく決して反対ではないというふうに理解をいたします。それで全国をいろ

いゝ調べるというわけには参りません
でしようから、私は一つ岡山県の水島
地区、これが最近倉敷の市議会におい
ても大へん問題になりました。去る三

月八日、市と広島県の財務局との契約はあまりにも不当であるというので専決処分をした市長の提案を議会が否決する、こういう事情に最近監面をいたしております。これは倉敷市が借用いたしております交通局の水島地区内の用

けれども、きょうはそれを省略いたし

以上で終わります。

○白石政府委員 お尋ねの点につきまして、至急調査をいたしたいと思ひます。

○臼井委員長 春日一幸君。

○春日委員　私は、昨今、中小企業者に對しする租税負担が著しく増大の傾向にあることにかんがみまして、當面いたします重要な諸点について質問を行ないたいと存じます。

その前に、まず木村国税庁長官の心境についてただしなことがございまして、と申しますのは、私の承知いたして

おりまする範囲内では、長官によるその徴
税行政に関する運営、管理並びに必要
なるその措置について、適切でないとい
う理由のもとに、社会党の諸君から
いわば忌避ポイコットされておられる
ようでございます。さればこそ本日の
質問でも、特に泉次長を相手として質疑
がなされております。このことは重大
なことではなかりません。また自
民党の諸君も、二十数名の委員のうち
わずかに二、三名の諸君しか出席になっ
ていないということは、あるいは社会
党の方針に同調されておるのかもしれ

ないと思うのであります。由來徴税行政につきましては、私どもここ十数年の間本委員会にあづかつておりますが、平田君のときから渡辺君のときか

ら、ずっと國民の財産權に關します重大なる行政案件といひまして、長官に絶えず長い時間きわめてしばしば本委員会に出席を求めて、徴税行政のあり方について、深刻なる、適時適切な審議がなされました。それが本日までの大藏委員会における慣例であります。しかるところ、長官の措置が適切でないというゆえをもちまして、国税庁を対象といたします徴税行政に対する審議というものがきわめてまれにしか行なわれていないということは、これはわが国の重大なる徴税行政の運営の上において支障まことに甚大なるものがあるかと存するのでございます。

び出しがあればいろいろな徴税の面に
つきまして御批判をいただきたいとい
うことは私の本心からの願ひでござい
ます。

○春日委員　私は木村長官が政府の信頼があつてその重き責任になわれておるのでありますから、その人格においても識見においても相当の御人物であられようと、これに敬意を表するののみにやぶさかではありませんが、少くとも議会政治は政党政治、その一政党がホイットセザるを得ないということ、このこと自体まことに重大でござります。そういうような問題が起きて

参りますならば、みずから進んでその誤解を解くとかあるいはその問題点を解きほぐすとか、その責任の重さを御自覚になるならば、当然それだけのみずから進んでの行動があつてしかる

すべからぬ道への行動が求められていた。お呼び出しがなかったら出てこない、あるいは次長が呼ばれておるから私は庁に座してこれをながめるとか、かくのごときはみずからの職責の何たるかをわきまえざるもはなだしいと言わざるを得ないのであります。すべからぬ道を

の問題についても与野党の理事間においても一、二取り扱われた経過等もありますが、そういうような理事会の取り扱いに待つことも一つの方法ではありましようけれども、当事者として、しかもそれが国税庁長官たるのその職責にかんがみて、みずから進んでその問題解決のために善処されることは欠くべからざることであると思いますがゆえに、本日この機会を契機とされまして、何らかの行動を起こされましますことを強く期待をいたすものであります。やられればよし。やられなければ、私

もまた私自体としての態度を表明せざ

るを得ないと思うのであります。

そこで私は中小企業に對しまする最近の租税が著しくその負担を増大せしめている事柄につきまして、資料に基づいてお伺いをいたしたいと思うのであります。ここにこの数年間におきまするそれらの足取りを見えますと、昭和三十四年度においては納税人員が十五万人、これが三十五年度には九十六万四千人、越えて三十六年度が七十八万五千人、三十七年度が八十五万九千人、本年度においてはこれが百四万五千人と、納税人員は著しく増大をいたして

おるのでございます。このことはそれ
 ぞれの所得増と見るべきか、あるいは
 徴税強化と見るべきか、これはいろい
 ろとその原因があるではありませんし
 けれども、とにかく営業所得税の納税
 人員がふえておるということは重視し
 なければならぬと存するのでございま
 す。それそれ減税の方向をとっており
 ますのに、実質的には税額もふえ、
 またその対象人員もふえておるいうこ
 と。それからもう一つ重視しなければ
 なりません。これは、営業所得の対前

率を見込んで、これに対する増加割合は一〇%、すなわち重くとも、よけに立っておられるのでございます。このことは苛斂誅求にわたるおそれはないか、どういうわけかこの率をかくのごとくに重く見ていかれようとしておるのであるか、これを一つ国民の納得できますように御説明願いたい。

○木村(秀)政府委員 国税庁といたしましては、重くともという意図で、終始税法の適正な運営に心がけておる次第でございます。ただ先ほど仰せになりましたように、納税人員の増あるいは営業所得の対前年比増というようなことは、成長経済の過程におきまして一般の納税者の方々の所得が向上し、それによって今まで税法の適用を受けなかった方々がその適用を受けるという結果から、そういう事態が現われてきておるものと信じております。

○春日委員 それにいたしましたも、名目経済成長率に対する営業所得の対前年度増加割合というものは、かくのごとく年々この割合をふやしていくという形になれば、これはそれぞれの対象企業に対して税をそれだけ加えていかなければならぬという結果になって参ると思うのでありますが、この関係はいかがでありますか。

○木村(秀)政府委員 名目経済成長率というものと一般の所得の増加による税収の増というものはある程度関連はございますけれども、その数字がそのまま比例的に伸び縮みをするというふうにはわれわれは考えておりません。

○春日委員 私は正確にそのままその率がスライドされていくものとは申ししておりません。けれども、予算の中でこういうような比率によって見込み収入額を算出されて参りますれば、必要額を満たすという心理作用から、徴税現場においてそれだけの増収をはかる作業に心理的に影響を与えているということは当然のことであらうと思うのでございます。私は、直接そのまゝの関連ではないけれども、その率というものはある程度実績に根をおろしたものでなければならぬと思う。年々そういうふうな高められていけば、年々それだけのものを加えて捕捉する、こういう形にならざるを得ないと思うのであります。いかがでありますか。

○木村(秀)政府委員 税収の見積もりをいたします場合には、主税局においてそれぞれ各要素を取り出して理論的な見積もりをいたしますと同時に、国税庁といたしまして、実際の当該年度の状況から見て、順調にいけばこの程度は見積もっていいだろうという見積もりをいたしまして、両者突き合わせの上で税収見積もりを出しておるわけでございます。従って一定の責任額と申しますか、そういうようなものを掲げて、それでわれわれの機関に心理的な影響なり圧迫を及ぼすというようなことは全く事実いたしておりませんし、またそういうことにはなっておりません。ただ最近におきます経済の活況に伴いまして、特に所得税におきましては都会地周辺における譲渡関係の事案が相当多うございまして、この関係で所得税の増がかなり顕著に現われてきておるということがいえるかと思ひます。

○春日委員 そうすると、最近庁の方では見込み税額に対する年度内の収入度合い、この昭和三十六年、七年、八年のパーセンテージをどのように計画されておりますか、これを伺います。

○木村(秀)政府委員 国税庁におきましては、予算に対してどれだけの収入割合が各月あったか、年度当初から累計的にどれだけの収入かという割合はとっておりまして、ただいま仰せになりましたような割合はとっておりません。

○春日委員 収入見込額に対します収入歩合というものはそれぞれ統計が出されておると思うのでありますが、私どもが調査いたしております範囲では、三十六年度においては九二%、三十七年度においては九三%、三十八年度においては九四%と、一%ずつこれも高めて収入歩合を計上されておると思うのでありますが、そういう事実関係はございませんか。

○木村(秀)政府委員 われわれの方では、先ほど申し上げましたように、収入見込額に対して年度内収入の見積もりがどうなっておるかという割合は出しておりませんが、おそらく、滞納がだんだん減ってきておる、その意味で九二、九三、九四というふうな、ただいまおっしゃったような数字で収入の見込額が上がつてきておる、そういう数字かと思ひます。

○春日委員 それ滞納が少なくなつておるといふ問題、これは見ようによつてはいろいろあるかと思ひます。それだけの事業資金の余裕ができて、これを納税に回す場合もあるでありまして、あるいは徴税強化によつてその収入実績が向上する場合等

もあるでございましょうが、事実上、昭和三十一年度のごときは、これは長官も御承知の通り、中小企業においては金融硬直、きわめて金融難のときでございました。このような年において前年度比一%の年度内収入率が高まつておるといふことは、これはまさしく権力が強化されて、そうして有無を言わさずその税金を取りしほつた、こういう結果の現われではないかと存するのでございまして、こういう問題はまた逐次他の面から一つ検討してみたいと思ふのであります。そこでこの問題は、中小企業者の営業所得の増差税額について、こういう問題もあわせて一つ検討してみたいと思ふのでございます。

御承知の通り現在申告納税制度でございまして。この問題も、七、八年前に、本委員会においてお知らせ制度を特に論じて廃止いたしました。結局租税の民主化、徴税行政の民主化というところから、賦課徴収制度は廃止して、申告納税制度に根本的な税の建前が改革、改善されたわけでございます。しかしながら実際的には、はたして申告納税の効果というものがどの程度守られておるか、問題はここでございます。これによってみますと、税務署所管法人の増差状況は、三十三年度に見ますと、申告税額が六百六十六億九千二百万円、これは一千六百万未納の会社であります。これに対する増差税額は二百六十九億六千五百万円、増差割合は四〇%であります。それから三十四年度は一千五百億二千七百万円の申告税額に対し、増差税額は二百八十四億六千四百万円、これは二七%の増差割合です。それから、三十

五年度については、千五百七十五億二千六百万円の申告税額に対して、増差税額は三百七十四億ちようどです。従つて、これは二三・八%の増差割合になってくる。こういうことでございまして。でありますから、申告した額と最終的なものととは相当の相違点があると思ふのです。従つて、申告するといふものの、あとの手直し、これは更正決定でありますとか、あるいは特調でありますとか、査察でありますとか、こういうことによつて、本人の自主的な申告というものが、この中小企業関係法人の場合、非常に変わった形になつて現われて参つておる。これが調査課の所管法人、これはその当時は一千万円以上でございますが、この場合は増差割合が、昭和三十三年度は六・六%、三十四年度は四・三%、三十五年度は四・一%、こういうことになっております。税務署管内のものは一千万円以下でありますから、中小企業法人というものの増差割合は四〇%、二七%、二三%と大きく更正決定がなされておる。あるいはまた最終決定がこういう形の増加を示しておる。大企業においては、ほとんど申告の状態のままこれが処理されておると思はれるのでございまして、この関係はいかがでありますか。これについて長官の御見解を伺いたいと思ひます。

○木村(秀)政府委員 申告納税制度でございまして、その基本はあくまでも納税者の申告に基づいて課税をするといふことが、これはもう当然のことでございます。ただ現在までの情勢を見てみますと、法人につきましては、大体申告に対する更正決定の割合が三

八〇くらいになっておると思いますが。また所得税につきましては約三〇％くらいになっておると思いますが。従って、この更正決定の割合が年々減ってくるということがこの申告納税制度の発達を裏づけするものであらうと思えます。しかしながら、遺憾ながら現在までのところ、この更正決定の割合というものは横ばいの状態でございまして、今後われわれといたしましては、調査一歩どりというようなことでなく、できるだけ申告の指導をいたしまして、納税者の方々が法律を知らないために申告を誤って出されるというやうなことがないように、事前の申告指導あるいは所得税については事前の税務相談を活発に行なっていきたいと存じております。

○春日委員 私はいここで大いに長官に御判断を願わなければならぬことは、なるほど中小企業者には納税知識あるいは税法上の知識が少ないために、いろいろ損算入とか、法律によつて受けることのできるフエーバーを脱漏しておるといふやうな面も相当多いと思つておりますが、とにかく三十二年、四年、五年の三カ年間のリストによりますと、大規模法人はその増減割合が非常に少ないのです。とにかく三十五年度については四・一％の大企業に対して二・三・八％の中小企業法人、三十四年度については四・三％に対して中小企業は二・七・八％、三十三年度のごときは六・六％に対して四・〇％増といふことになっております。幾ら何でも申告納税制度というものが、片方においては大企業はおおむねその申告の程度でこれが認められるが、中小企業はてんで手直しを受けな

ければ最終的な決定には至らない。こゝういふことは調べれば幾らでも中小企業では出てくるのだ、ところが大企業の方は調べても出てこないといふことは、調べないのか、あるいは調べても税務署ではこういうものは調べようがないのか、いずれかだ。そういうやうな面についても大きな断層があるやうな感じがしてなりません。たとえば営業所が全国に何百もあるとか、あるいはそれが立体的な経営でありますとか、多角経営でありますとか、いろいろなことで所得の捕捉がでかかぬ。中小企業は一目瞭然だから現象的に全部これを捕捉できる、そういうところで、こういう二割三割、四割というやうな程度までの増減額が出てくる。

片方はマンモスの経営であるから、税務署員では見当がつかぬから、申請した通りこれを承認していく、そういう結果になっておるやうなことはあらざるかといふことですね。長官の御意見はいかがですか。

○木村(秀)政府委員 大法人と中小法人とにつきましては、国税庁の調査の方針といたしまして、調査の割合、また一件当たりの調査の日数に傾斜をつけてまして、小よりも中、中よりも大というふうな、所得の大きいものに對しては、それなりに深みのある調査をいたしておるわけでございます。ただいま御指摘になりました申告と増減の割合でございますが、大法人におきましては、分母になる申告の額が非常に大きいといふこと、それに對しまして、小法人につきましては申告の基礎額が比較的小さいといふやうなこともありまして、その割合を機械的に求めますと、ただいま御指摘になりましたやう

なパーセンテージになるかと思ひます。ただ、更正決定をいたしてあります件数の比率で見ますと、大法人につきましては三十六年度で大体六六％、中小法人につきましては三八％でございまして、更正決定の件数の割合は、ただいま申し上げたやうな逆の比率になつておる次第でございます。

○春日委員 私はこういう問題点があると思つておる。六六％も、再調査をしてみるとか、特別調査、査察等いろいろな手を触れてみて、その結果四・何％である、片方は三十何％しかやらないでいてその収獲といふものがかくのごとく二十何％というやうな形にその実収が上がつていくといふことですね。片方は、ぶつかつていって税務署がはね返されてしまふといふことであり、片方は言つてみれば全部何がしかのみやげを持つて帰つてくる、こういう結果になつておることを物語ると思つて、これはいかがでありますか。

○木村(秀)政府委員 先ほども申し上げましたように、大法人特に百億以上の資本金を持つております大法人につきましては、東京、大阪両局に特別国税調査官を置きまして、専任をさせておるわけでございます。昨年度におきまして一会社当たりの延べ調査日数は、大体二百日ぐらひにならうかと思ひます。そういうふうな、特に大きな法人については特別の調査をやり、また資本金一億以上の会社につきましては、国税局の調査課におきまして主査程度の経験なり能力のある人が、これまた相当の日数をかけて調査をいたしておるわけでございます。御承知のやうに、資本金二千万円以下のものは税務

署において調査をいたしておる次第でございます。かように、国税庁といたしましては、先ほども申し上げましたやうに、所得の大小に応じて傾斜をつけて調査をいたしておる次第でございますが、大法人におきましては、比較的近代化的な経営組織でございまして、内部の経理も相互牽制の作用が行き届いておるといふ状況でもございます。

また、中小の同族会社等におきましては、いわゆるどんぶり勘定で、なかなか会社の経理と個人の経理と判然としないといふやうなものも間々見受けられるわけでありまして、額そのものからいへば、調査のやうな傾斜にもかかわらず、先ほど御指摘になりましたやうな結果に相なつておりますが、しかしながら、単にこの比率と申しますと、やはり何と申しまして、大法人におきましては申告額が非常に大きい、従つてそれに対する増減は相当出ても、比率から見れば小さくならざるを得ない、こういう結果になつておる次第でございます。

○春日委員 この問題は、そういうやうな手を尽くしてのこのやうな比率、結果が現れてくることは、いろいろと調査をした結果、相当の金額が出てくるのだが、これを全体的な比率に直すといふやうな低くなるというところは当たらないと思つておる。実際問題といたしまして、とにかく片一方の中小企業の方は、何と言つても小さいものだから、その全貌を見破りやすい。いわば全的に通脱されやすい立場に置かれておる。だから見る気になつて見れば十分見れるといふことですね。片一方の方は、これは能力関係でありまして、二百日かかろうと、二千日かかろうと、やはり大いなるものと大いなる仕組に對しては、そういう對抗策をしていこうと思へば、何といつたつて力の限界といふものがあらうと思つておる。だからこういう實際的な形が現れてくるのではないかと。たとえばこゝういふことではありませんか。私は幾つかの経験を持つておるのだが、たとえば今言われた相互牽制の仕組みだつて、大規模法人ならば相互牽制の組織によつて立証はできます。いろいろな経費の支出であらうと、課長、部長、係長と、何のたれがしに出したといふので立証はできる。ところが中小企業なんかはそういう牽制組織がないものだから、結局はそのおやじなり経営者の答弁といふものが唯一の資料になつていく、だからこれをいかに認証するかといふこと、疑うか、あるいはそれを信ずるかといふことになつてくると思ひます。片一方は信じられてしまふ。相互牽制があるから支出がなされておるであらうといふことで、税務署員も信用を高く評価して、これを認めていく。ところが中小企業の場合には、その相互牽制組織がないものだから、それはなかなか認めない。たとえばこゝういふやうな場合がございまして、土建会社なんかは、あなたも御承知だらうと思つて、結局幾つかの飯場、現場がございまして、そういうところに対しては親会社からはなかなか費用が出ない。現場の諸君はしよつちゅうごちそうを出して勵ましたり、あるいは深夜手当を出したり、さまざましなければならぬ。益暮れには相当のつけ届けもせなければならぬ、ところがそれは親会社の現場監督がやるものですから、従つてその下請会社

は、現場監督なり現場の責任者に対し
てそれらの費用を出さなければならま
せんね。出せば親会社の方では親会社
の名に基づいて、そういう供応なり
サービスをするわけでありませう。

従つて、親会社の方ではそういうこと
は出さない慣例である。そうするとその
下請の方は、その金を親会社の責任者
に持つていくというところは一個の贈賄
になりますね。事実上持つていくの
だ。親方なり現場監督なりが羽振り
をきかすために現場の諸君や何かにそ
ういうサービスをするのでしうね。そ
うするとこれは帳簿上相互牽制がないで
すね。ただそこへ持つていったという
事実関係は厳存するけれども、さて立
証するという形になりますと、それぞ
れの親会社には、そういう金を取得し
て、それでふるまうという経理がない
です。ひそかに行なわれることで
す、あるいはいろいろな基準によらな
いで行なわれることですから、立証の
しようがない。だれに持つていったか
という形になる。証拠は十分できれば
損金に算入されるだらうけれども、親
会社はそんな名前を出してしまつては
困る。私が取附になつてしまつて首に
なるから、絶対に入れては困る。それ
で言うことができない。言うことがで
きなければならぬとわかんないからな
い、こんなものは認めないという形に
なりますね。私は大会社のような場合
は、そういうような支出が現実に行な
われた場合に、いろいろな相互牽制で
立証の道はあると思う。また徴税官吏
の心証もこれはうそではないだらうと
いうことで損金に算入されていきます
ね。実質上の課税にあつて、そこに

非常に差がある。認定の差というもの
が現れてくると思うのですが、こう
いうことはいくつかお考えになります
か、一体こういうような場合はどうし
たらいいとお考えになりますか。

○木村(秀)政府委員 これは大会社、
中小の会社を問わず、そういう意味の
交際費的なもの、あるいはリベートと
いうようなものが支出されておる事実
はございます。また一般に中小の下請
を業とされる方々につきましては、特
にその支出先を明らかにすると困るよ
うな場合、そういう場合も多からうと
思います。ただそういうものは中小の
会社だけかと申しますと、これは今申
し上げましたようにそうでもございま
せん、相当大きな会社であつても、
やはり政治献金であるとか、あるいは
交際費、寄付金、リベートというよう
なものが行なわれております。これを
しからば徴税の面で全部洗いざらいこ
ちらに知らしめて相対困難な場合も、
手の立場から見ても相対困難な場合も
ございますし、といてこれを全部行先
不明のままにして、経費として認定を
するということも困難な場合がござい
ます。この辺は何としても、現在の税
法の建前と一般の社会の事情とがから
み合つて非常に困難な問題でございま
す。国税庁といたしましては、できる
だけこの支出をされた事実を認定いた
しまして、認定された分については経
費として認める。どうしても認定がつか
ないものについては、やむを得ず経
費としてお認めするわけには参らな
い、こういう考えで現在までやつてお
ります。

○春日委員 そこで問題点は、今長官
が御答弁になつたような、その認定を

だれがどういふ見解するかというこ
とです。私はこういう問題は、そん
なことを言つてはなんでありませう、
まだ若い税務署員にどこにどういふ工
合に交際費を持つていった、どこにど
ういふ工合にリベートを持つていっ
た、そういうようなことを言うてく
るなら出入り差とめだ、こうしま
す。言うてもよろしいかと親会社に行
けば、そんなことを言うならば出入り
差とめだという形になつて、企業存
立の基礎を失うわけですね。だから言
えない。言えないからこれじゃこんな
ものは否認されて仕方がないという
形ですね。それは大企業に對するよう
のです。それは大企業に對するよう
のうりべつや交際費やさまざまな支
出が、相互牽制に對する一つの信頼認
証から、これは損金として容認されて
おる状態にあつては判断して、租税負担
公平の原則から、何らかの公平措置が
とられなければならぬと思ふのです。
それからいふ、言うたらいひひひやな
いかというところで、商習慣の実態
から、それはなかなか言えないので
す。

だから秘密を保ちながら、なお中
小企業の営業を守つてやるために、
やつた相手に問いたさないで、もし
てなかつたそれが損金なものである
のか、あるいは不当に過大なものでは
あるかの認定を、相當の責任の立場に
ある者が判断して、そうして大企業の
それに合わせてあまり不均衡にならない
ように、そしてその商売が続いてや
つていけるようにやつてやる必要があ
ると思ふのです。だから私はこういう
うな場合は、じゃどうしたらいいかと
考えるならば、ちよつとした着想です

けれども、少なくとも税務署長がそれ
を聞いて、そうして税務署長がみずか
らこれを判断して適當な限界のもの
であり、やむを得ずと見るものは署員に
指示して、それを損金算入を認めてい
くとか何とかいうような特別の配慮
というものがなされてしかるべきであ
ると思ふのです。

かつて企業組合に對していろいろな
個人に對する認定課税を行ないます場
合には、税務署員みずから行なうの
ではなくして、これは租税懇談会に諮
問を發し、その答申を待つて国税局長
がみずからこれを行なうという特別措
置をここで定めたことがあると思ふの
です。だからそういう相當経験を積ん
だ、そして世間の機微に通曉した人が
中小企業の商習慣を守りながら、なお
かつ税負担の公平をあんばいしてい
くという意味で、そういうものについ
ては税務署長の特別な配慮を加えて、中
小企業の税負担を不当に重くしないよ
うに措置をしていく道を開くべきであ
ると思ふが、長官のお考えはいかがで
あります。

○木村(秀)政府委員 大会社でもつて
経理上の相互牽制作用が比較的是つき
り行なわれておるというものにつつま
しても、先ほど申し上げましたよう
に、見えざる交際費あるいはリベ
トが、発見された場合におきまして
は、税務署としては別に中小の企業と
區別をして取り扱ふというやうなこ
とは絶対にいたしておりません。しか
しながら春日委員が御指摘になりました
やうな、特に若い税務職員で秘密が保
たれるかどうか若干の危惧があるとい
ふ向きも、これは相當あると思ひま
す。従ひまして、将来におきまして

は、やはり署長、課長あるいは相當の
責任者が、そういう場合の事情をお聞
きして、そして経費として認定できる
ものであるかどうかという心証を、そ
の段階について得るやうに努めるとい
う今の御指摘は十分研究をいたして
みたいと存じます。

○春日委員 これは一つ事実上、今の
データでも明確でございますように、
非常に中小企業法人に對します増差
額と、大規模法人に對します増差額、
これは税務署所管と国税局所管と区
分してみますと、現実には相當大きな開
きがある。この金額は大きいけれども、実
際的には率にするところなるのだとい
うやうなものではないと私は思ふ。や
はり全貌を探究し得る規模と、全貌を
探究することのなかなか困難なる規模
と、こういうものからきたところの
差である。同時にまた今言われたよう
な商習慣上立証困難なるもの、あるい
は証拠不十分にして立証不可能なるも
の、いろいろな結果によつて中小企業
と大企業との間に、法人だけではこ
ういふ形になつて現れてきておるの
です。だからこれは重視すべき事柄であ
ると思ひますので、これをできるだけ
均衡をはかるやうに何らかの措置がと
られてしかるべきであると思ふので
す。このことは、私は中小規模の営業と
いうものは、現実に大規模な営業と
企業に對しては租税特別措置法があつ
て実質課税が非常に低いんだというこ
とは徴税当局御承知の通り。片一方は、
法律はあるけれども適用を得がたいと
いうといふことは人情の必然であ
る。中小企業者が、脱税といつては語
幣があるけれども、これは善意の自己

調整をはかっているということ、これは国家的に見るならば、結果的に大体両方ともとんとんに納めておる、むしろ中小企業の方が非常に大きな負担をしておるということは実態関係として明らかです、そういう意味で、このことは中小企業に少なからざる申告脱漏があったとしても、その原因は現行税制そのものにあるのであって、こういうような場合はこういう工合に救済されるんだ、こういうものはこういう損金になるんだ、相互牽制の組織のない場所でもその証がもつと容易に行なわれ得る基準が定められれば、私はそういう問題は相当解消できると思うので、この問題についてさらに十分御検討の上適切な措置をとっていただきたいと思ひます。

なお私は、この問題について深く検討してみたいと思ひますので、次の資料の提出を求めます。それは三十六年度の——七年度はわからないけれども、これは個人です。それから三十六年度の税務署とそれから局の調査課、この所管別に法人の営業所得の増減増況、これを一つ資料として御提出を願っておきたいと思ひます。

それから、この機会に私はさらに伺っておきたいのであります、今のお知らせ制度は廃止になったのであります、事実上は事前調査によつて、あなたの本年度の所得はこれこれですという、内示と申しましようか、そういうようなことが行なわれておるようでありますが、これは庁としてそういう指示をしておるのであります。○木村(秀)政府委員 こちらから一方的に金額を示しましてお知らせはいた

しておりませんが、納税相談の際にお尋ねがあれば、税務署側として自信を持ってお答えできる場合におきましては金額をお示ししておるという事実はございます。

は拘束を受けることではないのです。殺人犯といえども証拠なきはこれを罰せず、証拠がなければ殺人犯でも無罪だ。私は脱税をやつていいと言ひわけではないけれども、白色申告の個人経営で証拠なんかついて絶対ありはしません。だから腹づもりで去年よりよかつたか悪かつたかです。そういうものが相談に行くとか全部去年より高い。高ければいいし、悪かつたらガサ入れるぞ、たんだすから長持、仏壇に畳まて押えるぞとおどされれば、弱き納税者は、どうしたらいいでしょうか、去年より三割増し、へいといつて帰つてくのが実態関係です。そういう形で苛斂誅求が行なわれてゐるんです。許しがたきことだとは思ひになりませんか。これは行き過ぎだ、徴税官吏の国家権力の乱用だと反省はしませんか。

納税相談とかなんとかいう美名に隠れてそういうどうかつを食らわしたり何かして、あの小さい中小企業者をひどい目にあわせて、そして今このデータにあがつておるよう去年の何割増しという結果をつくつてゐるというところは私はいかぬと思う。残酷無類の仕打だと思ふのです。ああいうことはいかぬ、相談があつたときには軽く対応して、やさしく母親のように相談に乗らなければいかぬのだ、こういうふうに通達を出してゐる気はありますか。

○木村(秀)政府委員 税務署側で一方的に所得額をお知らせいたしました、たとえばだいたいまお話のありましたように、前年の一割増しとか二割増しとかいうようなことで、自信のない、むしろ押しつけがましいことをやつてゐるんじゃないかということでございます。

○春日委員 今の長官の御答弁の中に、事前調査をして資料が手になればそれを示すと言われたが、この申告納税制度はそのような事前に調査をしてはいけない、本人が申告をしてその後において間違つておれば意見を述べることでもできるし、指示することでもできるが、事前調査といふことは今やっておりますのか。私は準備調査とか、基準調査とか、実地調査というふうなことは許されておると思うが、申告納税制度においては本人が申告する以前にその税額の多寡について事前に調査を行なうといふことはできないかと思ひますが、いかがですか。

申告だけをたよつておるということになりますと、課税の公平という見地から見て十分でございませうので、やはり調査はいたさなければならぬということに相なつております。

事前調査の問題でございますが、これは季節的な営業であるとか、あるいは現金取引のような場合に事前に調査をいたしまして、大体所得が去年よりいいか悪いのか、どの程度いいか、あるいはどの程度悪いかというような調査をやつておりました、これはわれわれといたしましては適法な調査であると存じております。

○春日委員 私はこれは重大なことだと思ふのです。この申告納税制度は、主権者国民が法律に基づいてみずからの所得についてみずから計算をして、そしてこれを申告する、それが私は法律の建前であると思ふ。しかしそれが正しいものであるかどうかを国としてやはり把握していかなければならぬ。従つて、標準調査であるとか、あるいは準備調査であるとか、そういう意味における実地調査というものはあり得ると思ふのです。けれども、納税者を対象として、その納税者の本年度の所得が幾ばくであるかを事前に調査する権限は国家にはないと思ひますが、いかがですか。

○木村(秀)政府委員 申告をお出しただいた場合に、その申告内容を判断する資料といたしましては、ある程度前もって調査をいたしておきませんと非常に困難になつて参る次第でございませうので、納税相談の場合におきましては、ことに白色の場合等におきましては、はたして申告が間違ひのないものであるかどうか、そういう点につ

いてやはり一応の予備知識を持つて
おつて批判できる、また応答ができる
ように準備を整えるためには、どうし
てもある程度の事前の調査というもの
が必要であらうかと存じます。

○春日委員 それは言うならばデータ
の結集にとどまるものであつて、その
納税者を対象として、いわばその納税
者について、その納税者の本年度の所
得が幾らであるか、そういうことを事
前に調査をするという事は、税法の
総合的な判断の上において、申告納税
制度としては許されてはならぬ。従つ
て、基準調査であるとか、標準調査で
あるとか、あるいは準備調査であるとか、
そのような趣意と目的を持ったところ
の实地調査、実態調査、概況調査
というものはあり得ると思うが、事前
調査はなし得るのですか。

○木村(秀)政府委員 申告をしていた
だいた後に調査をするというのが建前
としては常道であらうと存じます。し
かしながら、法律的に申しますと、所
得税に関する調査について必要がある
ときはということになっておりまし
て、必ずこの調査は事後でなくてはな
らぬということには相なっておりませ
んの、われわれとしては、先ほど申
し上げましたような場合には事前の調
査をいたして納税相談の準備を整える
ということにいたしておるわけござ
います。

○春日委員 それは法律上は所得税に
ついてのことです。私は、所得
税の賦課、所得税の課税についてとい
うことを言つておるのです。所得税を
課税、賦課するについて事前調査はで
きない。所得税について調査はできる。
できるからして標準調査なり概況調査

なり準備調査なりいろいろなものがあ
ると思う。それは当然行なわれない。
けれども、その個人の所得税を賦
課するについて、そういう事前調査は
断じて法律上は許されていないと思
う。政務次官いかがですか。

○原田政府委員 必要があればという
ことで、必要がないときにはやらない。
○春日委員 それは、私は内輪みた
いな委員会だから申し上げますけれ
ども、池田勇人は偉いと思うのですよ。
このお知らせ制度の問題を論じました
ときに、長官とか主税局長とか、そのお
知らせ制度というものは合法的なもの
であると答弁しておつた。ずっと一年
ぐらゐそういう答弁しておつた。そ
れから池田勇人が大蔵大臣になりました
で、当時本委員会においてそのことを
論じたら、池田勇人はお知らせ制度は
明らかに違法である、私は当時社会党
だった、それは社会党の御主張が正
しいと言つたのです。これは間違つて
おります、直ちに長官に命じてお知ら
せ制度は廃止させますと、ここまでは
きり言つたのです。それは徴税行政、税
法をあまりく判断をした結果こう考
え、政治家の良心に基づいて、かつは
またその法律をずっと深く判断して、
いかぬと思つたらこれはいかぬと言
つた。そうしてお知らせ制度を廃止し
たのです。今から七年前でした。いかぬ
と思つたことはいかぬとせなければい
かぬですよ。そういう悪い習慣になじ
んではいかぬし、また現在やつてい
ることをいかに思つたら、詭弁を弄し
て問題を晦冥に陥れるという態度はよ
しくない。僕は原田君もまだ若いから
将来は自民党の総裁にもなれるかと思
うが、やはりいかぬと思つたことは行

政当局をしてこれを改正せしめるよう
に、そうしてそのことによつて徴税行
政上困れば、他の立法措置を講ずるよ
う、租税法定主義——法律によらざれ
ば国民は拘束を受けることではないの
ですから、これは憲法の基本的人権なん
だから、その法律を恣意的に解釈をし
て苛徴請求を行なうことはよろしくな
い。法律に欠陥があれば直せばよろし
い。朝提案して夜議決することでも
できる。

○原田政府委員 御指摘の点はよくわ
かりますが、これは先ほどからあな
たが申してゐる通りに、税をとる
立場にいる者の態度、心がまえ、そ
の他で法律というものは国民のために
なれば、苛徴請求の道具にも使われ
る、こういうことになるのでありま
す。私は今税の問題で、税務職員が苛
徴請求を行なつてゐるのではないかと
事例を引いて言われまして、実際はそ
ういふこともあらうかと思ひます。し
かしながら、全般的に考えてみます
と、やはり税務職員もその職務を忠実
に実行するという立場で動いてゐる人
たちが多くと判断する。これは当たら
ぬかも知れませんが、私は、私はそ
う思つてゐる。とかく税務職員だと
か、税というものに關すると、警察よ
りこわいといふこともよく議論され
る。だから税務職員とか税を取る者が
悪いといふことなら、池田さんとか、
あるいは前尾さんとか、あるいは大平
さんとか、あるいは黒金さんとか、こ
れが国民の支持を得られるわけがな
い。ちゃんと當選して出てくる。だか
ら私はその立場々々でやつておると思
ひますし、今、国税庁の長官がお答えを
しておる点につきまして、事前に調査

ができるかどうかという点をお問ひに
なつておりますが、税を取る立場にお
ります者は、やはり国民に相談された
ときに十分こちらも受け答えができな
ければならぬ。この人は信用できるか
どうかと、こつちも向こうを思つてお
る、向こうもこつちを思つておる。そ
れに対して十分な信頼感を得るために
準備が要る。この準備をするために調
査するといふことはよろしいが、個々
の人間を目ざして、春日一幸のところ
へ一べん先に行つて調べておいてや
う、原田憲のところを先に調べてお
いてやうといふことは、ちよつとおか
しいなという気がしたのであります。
法律には必要があればこれを調べてよ
ろしいといふことは書いてある。こ
らの点につきましては、その運営の問
題であらうと思ひますし、そのことが
行き過ぎであるといふことがありま
すならば、私は検討しなければならぬ
と考えます。

○春日委員 私が言つておるのは、こ
れは重大な問題なのです。国税庁長官
であらうと、税務職員であらうと自分
で判断してはいけません。自分で自主
的に判断してはいけません。やはり法律
の明文に従つてのみ行政は官吏に許さ
れるのであつて、自分でこれを拡大解
釈をしたり、普遍的な解釈をすることは
許されません。これが専制君主国と立憲
法治国の相違点なのです。だから申
告納税制度といふものは、主権者たる
国民が国家によって保障されておる権
限である。どれだけ申告しようとする
の勝手なのです。ところが、それがう
そである場合は他の税法によつて、他
の条章によつて、これが更正を受け、
それぞれの追徴を受けていくのです。

だから本人が申告する以前に本人の申
告に影響を与えるがごとき、すなわち
その者についての調査をすることはで
きない。税法上必要があるという場合
はこれは当然標準調査とか、準備調査
とか、基準調査とか、概況調査とか、
いろいろ調査することは妨げない。け
れどもあなたについてはこれこれだ
といふ、これを認めるということなら、
これはお知らせ制度なんです。池田勇
人が、これは法律違反であるがゆえに
やめろといつて全国に通知を出したの
に、またこの制度を復活することとな
る。池田勇人をこゝへ呼んできて、君
が通牒を出したことは誤りであるとい
うことを明らかにするにあつたれば、
私の言つておる理論は成り立たない。
お知らせすると同じことですから、本
人が幾ら幾らですかと申したら、あ
なたはこれこれですよ、と事前に調査し
なければ言えない。事前の調査をみる
ことが許されるということとは、お知ら
せ制度を容認することなのだ。お知ら
せ制度を容認するといふことは、池田
勇人が大蔵大臣たりしころ、国税庁長
官をもつてお知らせ制度をしてはなら
ぬと通達させたことを復元することに
なる。そんなことがわからぬでは困
る、こういうことです。昭和二十四年
シャープ勧告によりわが国の徴税制度
は申告納税制度に改まった。それまで
は賦課徴収制度だったのです。申告
納税制度といふものは主権者国民の自
主的な意思、自主的な計算に基づいて
申告する。それで申告するに先がけ
て、あなたの税金はこれこれですと
言つて影響力を与えることは賦課徴収
制度なのです。いいですか。賦課徴収
制度といふことは、昔の大官、庄屋が

百姓、町人に対して、あなたはこれこれの税金を納めなければならぬと通達をしたと同じことなのだから、それでは税制の民主化にならないということ、従つてここであなたの税金はこれこれですと、本人が申告する以前に、国家がそういうことを本人に影響を与えるというのではやめた。そうして今度は、本人が申告をなすにあらざれば影響を与えることができないという形で、ことさらにお知らせ制度をやつてきた。お知らせ制度というのは、長くそういうような賦課徴収制度の慣習があつたことにかんがみて、二十四年から二十八、九年までか、この間は経過措置として、これが暗に法律違反の行為であるけれども容認してきた。けれども、だんだんこういう徴税方式、徴税知識というものが国民に大体において理解ができてきたから、この際これはやめなければ賦課徴収制度を申告納税制度に変えた意義がないといふことで特に通達を發してお知らせ制度を廃止したのである。お知らせ制度をことさらに廃したのに、本人が申告する前に私の税金は幾らですかと言つて行つたら、あなたの税金はこれこれですと言ふことは、しかもそれを調査してそういう資料を持つといふことは、法律が国家に対して許してはいない。それは法律が憲法によつて国民に保障しておるところの人權を侵害するのです。財産権の侵害なのです。事前調査といふものは実態調査であり、標準調査であり、概況調査であり、基準調査である。従つて、その課税調査といふことはなされてはならぬといふことです。どうですか。

○木村(秀)政府委員 税務署でもつて

事前に調査をいたしまして、あなたの所得金額は幾ら幾らです、税額は幾らですといふことを一方的にお知らせするといふことではございませぬので、事前に調査をいたしまして、それから納税相談を受け付けて、納税相談の結果、納税者の側からどれくらいに考えておるかという御質問があれば、その際に調査の結果相当確信のあるものについて、税務署ではこれくらいに見ておりますといふことはお答えをいたしておきますけれども、一方的に調査をしてその結果お知らせするといふことはやっております。その点は一つ誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○春日委員 ですからそういうふうには言へばよろしい。要するに基準調査なり標準調査なり概況調査なりによつて税額の基準を把握しておつて、そしてまたその調査した人が尋ねてきたときに該当する場合もあるし、全然調査しない人が尋ねてきたときに、その基準をもつて、こんなものではないですかといつて相談に乗るといふことはあり得るが、その個人について事前調査を行つてその数字を把握しておつて、調査の結果こういう具合になつておるか、従つて、あなたはこれだけ申告すべきであるといふことを言うてはならぬと私は言つておる。すなわち課税についての事前調査はあり得ない、こういうことを言つておる。その点を明確にしておいていただきたい。泉君その通りだろう、君はちゃんと幾らか知つてゐるから……。

○木村(秀)政府委員 ただいまお答えをいたしましたように事前に調査をして、そしてあなたの所得金額あるいは税額はこれですといふことで一方的に押しつける、あるいはお知らせをせよといふことはやっております。ただ納税者から御質問がございまして、調査の結果自信があるものについてはお知らせと申しますか、納税相談の際にお答えをしておるといふことでございます。

○春日委員 それならば前の答弁はやはり一部取り消しておかれなければいけません。課税について調査をしておいた。そういう場合にその調査に基づいてそれぞれの相談に応ずる、あるいはその税額を指示する、こういうふうなことを言われたが、速記録をよく見られて、これは適当でないと思われたら委員長に懇請をして、取り消しておかれたい、これは重大なことになります。

従ひまして、私は今時間がありませんから、こういう資料の提出を求めます。一つ、本年度の税務調査、準備調査、実地調査、概況調査、基準調査、こういうふうな調査はどのようにして行なつたか、これが一点。それから第二点は、滞納整理は過年度、現年度分に分けてどのように行なつておるか、第三は、特別調査班の調査活動の実績は、資本金、階層別に見てどのようになつておるか。第四点は、同族会社に向かつて非常に集中的に攻撃が加へられておるようになつておるか。それで、一般法人と同族法人に対する特別調査あるいは査察、こういうものの区分率。第五点は、査察は資本金と階級別にどういふような状態か。大企業に對してどう行ない、中小規模事業に對してどんな場合に査察をやつておるか。それから第六点は、事業の概況報告書、これは準備調査の参考資料として税務署の便宜のために提出を求められておるけれども、これは、受ける方では、非常に手数がかかつてかなわぬと言つておるのです。それから実際の納税額にどういふ影響を持つか、非常な不安な状態、言うならば、いろいろな不安を与えておるのです。それからまた、その概況調査が提出された後において質問をしたりいろいろなことが行なわれて、これが二重調査になるようなことはないか。これは一つ、あんな大きなものでなしに、もっと簡素なものですね、ほんとうに概況調査を受けるものなんかは、いわば實際国税庁の協力者なんでしょう。ほんとうに協力してもらふものに対して、あんなものが税務署からくると、何か精神的に圧迫を受けて、周章ろうばいして気の毒な、目も当てられない惨状です。實際ももっとくづくらんな、わかりやすいようにあれをもつと極端に簡素化する必要があると思うが、この点はどうか。以上、資料の提出を求めましたのと、最後の点は質問でありますが、資料の提出は質問として求め、あとこの分について、概況調査を簡素化することについて、国税庁の見解はどうか。

○木村(秀)政府委員 御指摘の通り、概況の報告書といふものは非常にこまかくできております。私もこの点に氣づいておりました。できるだけこれを簡素化したい、納税者の方に少しでも多数を省いていただくために、できるだけ簡素化したいという方向で現在研究中でございます。なお、成案ができましたならば、十分検討し、そしてまたこれをお書きいただく納税者の方に

も見ていただいて、そういう方面の御意見も取り入れて決定的なものをつくり上げたい、こういうふうにご考へております。

○春日委員 次は、青色申告者に対する更正決定の理由として、推計課税が許されないといふことは、裁判所の判決によつて明確になつたと思ひます。この推計課税の基準になります標準率、ここでしばしば問題になつておりますが、あつた標準率を適用して推計課税を行なうといふことは無効である、違法であると裁判所の判決がございました。そのことにかんがみて、あの標準率を唯一の基準として、これを一律に適用するといふことは許されないと申すが、その後その判決にかんがみて、その基準率はどのように運用されておるか、伺ひます。

○木村(秀)政府委員 青色につきましては、税務署におきまして標準率といふようなものを使つておりません。白色につきましては、判断の資料として一応標準的なものをつくつておりますが、これはあくまでも執務の参考にするだけでございまして、これによつて納税をしていただく、あるいは課税をするといふようなことはやっております。

○春日委員 青色には使つておられないが、白色にはこれを使う、使うにしても一応の参考資料であると言つております。参考資料であるけれども、他に資料がないのです。ものさしといふものは、これも使い、あれも使うといつても、ほかにもものさしはない。結局、事前調査、概況調査、基準調査、いろいろな調査によつてあれが出てくる唯一無二のパロメーターです。だから

青色には使つてはいかぬという一つの概念は、白色にも適用してはいかぬということだと思ふ。要するに、総販売額について、これだけの利益があるのだということを断定する一つの尺度になるのですから、青色には一方において、いろいろな支出が明記されておるから、こういうものを使つてはいかぬというものが判決で明確になつたけれども、これは一個の概念としてそういうものを使つてはいかぬということとかな。すなわち商売には賢い人とたわけな人があつた。とにかく商売というものは、すぐれた地位を占めておる者と、すぐれた地位に恵まれていない人がある。お得意さんのいい人と悪い人がある。千変万化です。それを一個の基準によつて律することは適切でないがゆゑに、ここに裁判所の判決は、こういうものを青色に使つてはいかぬということになつた。だから使つてはいかぬ、それまでは使つておつたと思ふ。だから、青色についてその裁判所の判決があつたら、青色だけにこれを使つていいということは適當でない。やはり一つの理念は數衡して適用してしかるべきだと思ふ。一個の参考資料としてこれを使うと言つたつて、他に併用すべき参考資料がある場合は、弊害が少なうと思ふが、事実上すべての参考資料は、その標準率に集約されると思ふ。だから判決が出たということは重大なことである。よつて、白色にもそういうものは使つてはいかぬと思ふが、いかがです。

○木村(秀)政府委員 青色につきましては記帳がなされておつたので、税務署に判断する資料が十分提出いただけ

るわけでありましたが、白色については、そういう資料がございませぬ。従つて、所得税法におきましても推計課税が許されることに相なつておりません。ただ、標準率なるものを一律機械的に適用したすというところは実情に沿わない面がございしますので、やはり税務署において、そういう資料のない場合に、推計課税を行なわなければならぬ、その際に、判断の基準としてこれを使用する、ほかに資料がございませぬので、やむを得ずこれを使用するということに相なつておる次第でござい

○春日委員 ほかにならぬということとは、唯一無二ということに問はず語ら、その唯一無二なるパロメーターなるものが、今申し上げたように販売高に対する利益基準——それは賢い人と賢くない人と、倅倅な人と鈍な人、いろいろなあるわけです。あらゆる千変万化の要素が集約されて利益率になつてくるわけだ。だから、どういふところでその率を押えられておるかに問題点はあると思ふが、とにかく、類推するとか、推計するとかいふことは、やはり賦課徴収の概念に通ずるもので

となんだ。証拠なきはこれを罰せずとあるならば、白色申告などは、ずいざらつとやればいいのです。そういうことになつておるのです。だからそういうものを使つてはいかぬ。何べん言うても使つておるだけだ。それはまことに度しがたきものだ。しかしこれは実際の徴税の理念から判断して、特に裁判所がそういう判決を出しているというところは画期的な事柄なんですから、十分反省をされて、この基準率の暴力といひますか、悪い脅威、こういう悪い影響を除去するように徴税現場において十分その被害をなくするような適切な措置をとつていただくように要望しておきます。

○春日委員 問題は、この改正の法意というものはやはり苦情処理の協議団の自主性を拡大して救済を十分行ない得る体制を確立したところにあると思ふのです。だから私が今伺つておる運営は、協議団の決定は国税局長がことごとくその決定に基づいて処理をしておるのか、決定したものであれば徴税当局の理論によつて反対のあるようなことになつた場合があるのかどうか、この点おわかりになつておれば御即答願ひたい、わかつていなければ資料によつて提出を願ひたい。いかがでありますか。

協議を経なければならぬということとございまして、昨年の四月から協議団の議決に基づいて決定をしなければならぬ、こういうことに規定が変わりましたと同時に、この趣旨を生かしまして、協議団の審議の結果を一そう尊重するという建前を貫いておるわけとございまして、人事につきましても、できるだけ有能な人で、関係各部と折衝をして遜色のない人を協議団に選任をするように努力をいたしております。また協議の結果、実際の協議団の運用状況を見てみましても、事案で協議決定の結果、納税者の主張が通り、原処分を取り消し等を行つたパーセンテージは大体半分程度とございまして、ただいまのところでは協議団の活動というものはかなりの程度にいつておるといふふうに信じております。

○木村(秀)政府委員 協議団の制度につきましては、ただいま御指摘のありましたように、事前に、協議団審査事案について局長が決定をする場合には

いうような事案につきましては、本庁まで個々の事案について上申をいたさせております。しかしながら、大体においてそういう上申を待たねばならぬような事例は非常に少ない実情でござい

○木村(秀)政府委員 協議団が議決をいたします前には事前に、原処分がどういう経緯でもつて行なわれたかという事実を知るために、いろいろ協議をいたす場合がござい

摘の通りでございます。従ってわれわれといたしましては、通達を出します場合には慎重に検討をいたしまして、これが適法であるかどうか、またかりに適法であったとしても、その内容が正当であるか、あるいは不当でないかという点については十分慎重に検討いたしまして通達を出しておる次第でございます。

なお、通達を出す前にこの委員会の御意見を伺つてはどうかということでございますが、申し上げるまでもなく、租税の賦課徴収そのものは憲法上行政機関の権限に属するところでございます。また国家行政組織法におきましては、各省大臣あるいは各庁の長がこういう職務命令なり訓令を出し得ることとなっております。従いまして通達について御不審の点があれは、この委員会に御質問をいただき、われわれとしてはできるだけまかくその趣旨についての御答弁をいたす、こういうことで今後通達についてはなお一そう慎重にきめ、また御不審があればお答えをいたしたいと存じます。

○春日委員 問題は通達を違法である場合、それから現実には合わない場合、いろいろあると思うのですけれども、そういうような場合、通達に基づいて行政処分がなされたとき、その被害は一体だれが弁償しますか。こういう問題は実際問題として枚挙にいとまがないと私は思うのです。だからそういう特に国民の財産権というのが国税庁長官通達です。あるいは直税部長通達、間税部長通達という部長通達です。これが法律同様の国民に対する拘束力を持つておることにかながみて、他の行

政庁の通達に比べてこれは非常に危険だと思ふ。もとよりあなたの方の通達が全部間違つておるとは言わないです。ただ問題は違法な場合が絶無ではないのです。うしろにおられる泉君が間税部長のときに違法の通達を出して、僕に注意を受けて撤回したことがあるのです。これはうそじゃないですよ。木村君聞いてごらんない。それは違法な場合で、違法なときにははつきりと訂正ができるけれども、問題は実情に合わないような場合、不当な場合です。法律のしくし定木のゆがんだ解釈によつてその通達が出され、国民に財産上の被害を与えた場合、これの救済の道はないのです。苦情処理をしたところで、協議団はあなたの所管のだから、あなたの所管であるところの協議団はその通達に基づいて処理するのだから、もう救済の手段は全くない。そういうような通達というものはやはり十分手を尽くす必要があると思ふのです。あなたは通達を出して、わからななだらここで聞けと言つていられども、あなたの方はここに連絡をせよといふやんじやん乱発するのだから、いつ通達を出されたかわれわれわかれようがない。ですから出すときには理

事会ぐらいに持つてきて、そうしてこういう通達を出しますという届けくだと思ふのです。それは一歩前進だと思ふのです。そうすればみんなにわかつて質問する機会もある。黙つて出してしまうのはわかりやしませんよ。隠すようにして出す場合はなおさらわからぬ。そんなものは理事会に持つてくることぐらいできるじゃないか。承認を求めるのじゃないんだ。

○木村(秀)政府委員 ただいま御指摘

のように、通達を出しても、それが相当長くなりますと実情に合わない場合も生じて参ります。また個別の事案でもつて、その通達をそのまま適用してはいかにも気の毒だ、不当だという場合もございます。そういう場合につきましては各所管の局長から上申をさせまして、われわれの方でその通達の補正なり、あるいは訂正をいたしておるのが実情でございます。

なお通達について、内容を知らぬ間に出されるということでございますが、もし御要求がございますならば、われわれとしては通達をお届けするということとはけつこうだと存じます。

○春日委員 それでは私は本委員会におきまして、委員長を通じて要求いたします。これから、国税庁長官、各部長、それから主税局、これが通達を出します場合、そのことごとくの通達を不肖春日委員にお届け願ひたい。これを要求いたします。

そこで私は伺つておきますが、三十八年七月の税制調査会の答申によりますと、「国税通則法の制定に関する答申」のタイトルでこういうことが書いてあるのです。法令等の解釈については疑義を生じた場合には、すみやかに国税庁長官の判断を求めるといふ旨、法令上これを明文化せよ、こういう答申をしております。それからまた、法令等の解釈に関する事案の審査等について、第三者の公正な判断と意見を求めるため、国税庁に学識経験者等からなる参事会を置くものと、こういう意見が述べられておるが、これについて国税庁はその後どう措置いたしておりますか。

○木村(秀)政府委員 先ほどの通達を

提出いたしますと申し上げましたのは、法令の解釈通達でございます。部内の機構、組織、定員、服務に関すること等については……。

○春日委員 法令に関する通達のみに限つて本員はそのつどそれを入手したいと思ひますので、お届け願ひたい、こういうことであります。訂正いたします。

○木村(秀)政府委員 それから次に、この参事会についてはまだ国税庁としては設けておりません。なお協議団等で裁決をいたします際に、国税局の方から庁に上申をして通達の補正を求めることができるということは現在やつております。

○春日委員 暮れ六ツを過ぎましたので、これでやめます。

事実上三十八年に税制調査会が答申をしたのです。それは、法令の解釈に万全を期さなければならぬ——直税部長疑わしいというような顔をしておられるけれども、僕がうそを言うはずはない。疑義を解決するために学識経験者からなるところの、第三者によるところの参事を置いて、そういう法令の解釈を行なえといふことを答申したのである。三十八年に答申をしたのことは、三十八年になつても置かぬといふことは、国税庁の独断なんだ。国税庁天皇の現われですね。やはりそういうような民主的な機関を設けて、徴税行政の民主化をはかるために、万全の手を尽くしていただかなければなりません。強く要望いたしておきます。早くその参事制度をつくるべきです。答申に基づいて通則法も直されたのです。だからそれに通達をして万全を期するため

に、その法令の解釈に間違いなから

しめるために、そういう機関を設けたいといつてゐるのですから、設けなければいけません。

これで私の質問を終わります。どうも長い間御苦勞様でした。

○吉田(重)委員長代理 春日さんの先ほどの国税庁の通達の問題につきましては、重要な問題でもございますし、特に理事会においてよく研究いたしまして善処することにいたしたいと思ひます。

次会は明十三日午後二時より理事会、二時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十五分散会

昭和三十八年三月十九日印刷

昭和三十八年三月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局